

## 新編相模國風土記稿卷之一

### 圖説

本州**舊圖**の傳ふるものなし、**聖武帝**の天平十年八月諸國に令じて、**國郡**の圖を製造して、獻らしめし事史に見えしのみ、其已後又**國圖調進**の事聞えず、茲に正保元年十二月、更に**台命**ありて、**國圖調進**あり、編中正保改定圖と唱ふる是なり、又元祿十年、再命を下され、同十五年十一月、**重修撰定**して**獻備**す、此編に、元祿改定圖と稱する是なり、此二圖を参考し、更に新定の圖を造り、現在の地形を示す、

## 新編相模國風土記稿卷之二

### 國郡 疆域

抑**當國**の號、正史に見えしは、『古事記』『日本紀』共に**景行帝**の條に出るもの、是を始と云ふべし、さて當國の名義いまだ詳に辨ぜしものを見ず、**古風土記**殘本には、**神武帝****東夷**を征する時、山上より當國を**瞻望**ありて、**嵯峨**身なる哉と、**詔**ありしより起れりと云ふ、或は足柄坂に基づきて、坂上の省呼ならんとも云へり、古來より、未一定の説を聞ず、されど、佐加三と唱ふるは、後の**稱呼**にして、**舊**は佐加牟とこそ云けれ、即『古事記』**景行帝**の條、**橘姫**の歌に、佐賀牟と見え、〔曰〕佐泥佐泥斯、佐賀牟能遠怒邇、

【圖説】(ずせつ) 図を掲げて説明すること。

【舊圖】(きゅうず) 古い地図。

【聖武帝】(しょうむてい) 第四十五代天皇、名は首(おびと)、文武(もんむ) 天皇の第一皇子七二四年即位、光明皇后と共に仏教を信じ全国に国分寺・国分尼寺、奈良に東大寺を建て大仏を安置した。万葉集に長歌短歌を収める。(広辞苑)

【國圖調進】(こくずちようしん) 国の地域の有様を調べて縮尺し平面に表した図を整え納める事。

【台命】(だimei) 將軍の命令。

【重修撰定】(ちようしゅうせんてい) 書物などを作り定めること。良いと定まったものを選びだすこと。

【獻備】(けんび) 備え奉ること。

【當國の號】(とうごくのごう) 当国(相模国) 相州とも。現在の神奈川県の川崎市と横浜市東半部を除く地域。相模国が史料に初めて現れるのは、「日本書紀」天武四年(六七〇)の條に、高倉郡(高座郡)の女子が一度に三人の子どもを生んだことを伝えている。他の多くの国と同様、天武初年には令制國として成立をみたと考えられる。令制國成立以前の相模国については、「国造本紀」に相武国造と師長国造の存在が伝えられている。相武

国造は相模川中流以上、高座郡・愛甲郡を、師長国造は余綾郡を中心とした神奈川県西部地域を、それぞれ根拠地としていたと考えられる。これでは東部、鎌倉から三浦半島が空白地帯となってしまうが、「古事記」景行天皇の段に、倭健命の子、足鏡別王(あしかがみわけのおう)を鎌倉之別の祖とする記事が見え、令制國成立以前には、大きく三つの政治的まとまりを持った地域に分かれていたことが考えられる。(日本史大事典)

【別】(わけ) 天皇の子孫で地方に封じられた氏族。

【疆域】(きよういき) 土地のさかい。領域。

【古事記】(注01)

【日本紀】(注02)

【景行帝】(注03)

【古風土記殘本】(注04)。

【神武帝】(注05)

【省呼】(しようこ) かえりみて呼ぶ。

【稱呼】(しようこ) 称えること。呼ぶこと。

【橘姫】(たちばなひめ) 弟橘媛。日本武尊の妃。忍山宿禰(おしやますくね)の女。尊東征の時、相模海上(浦賀水道の辺り)で風波の起った際、海神の怒りをなだめるため、尊に代わって海に投じたと伝えらる。

毛由流肥能、本那迦邇多知弓、斗比斯岐美波母、文字を填るに及び、牟に模の音を假借せしをもて識るべし、**日本武尊**、**東征**の歸路、再當國に入り、東南を望み、吾孀はやと嘆稱ありしより、當國以東の地を、概して吾孀の國となづく、『常陸國古風土記』にも此事見えて、本州足柄坂以東の國々、往古は各國の分稱なく、總て我姫の國〔阿都末乃久爾〕と稱せしと云へり、**成務帝**の五年九月、勅して、大小の國界を定め、縣邑を分つ、『國造本紀』に據れば、此朝、意富驚意彌命をもて、師長國造とせらる。師長は即『倭名抄』當國餘綾郡の郷名に磯長とある是なり、今是に據て、上古は全く相模・師長二國たりしとも云ふべきなれど、猥には然定難きなり、されど、北方山間嶮岨の地は、左加牟と唱へ、南方磯邊の地は、磯長と稱し、自然區別せし事は、識るべからず、斯て、**孝德帝**の朝に至り、本州足柄坂已東の地を分割して、始て八國と定らる、故に、任ずる處の司も八員なり、又茲に肇て諸郡を建らる、其後、**天武帝**の白鳳十三年、再國界改定あり、當時の界域、今詳ならず、古風土記殘本に、東は玉川、西は湯之瀬山、北は海老名川、南は小田原浦、行程は南北三日、西北四日強半と記す、玉川は今大住郡にあり、是を云ふか、湯之瀬山は、足柄下郡箱根湯本村の邊なり、海老名川、今斥すべき所なけれど、果して相模川の古名なるべし、今高座郡に、海老名郷ありて、

【假借】(かしゃく) 適當とする漢字がない時、同音の他の漢字を借りて当てたもの。  
 【日本武尊】(注06)  
 【東征】(とうせい) 東方の敵を征伐する。  
 【嘆稱】(たんしゅう) 感心して唱えること。  
 【常陸國】(ひたちのくに) 旧国名。現茨城県の大部分。  
 【成務帝】(注07)  
 【勅して】(ちよく) 天皇の命令。天子の言葉。みことのり。  
 【縣邑】(あがたむら) 大和朝廷時代の諸地方にあった皇室の直轄地。みあがた。  
 【國造本紀】(注08)  
 【意富驚意彌命】(注09)  
 【師長國造】(注10)  
 【餘綾郡】(注11)  
 【國造】(くにのみやつこ) 国の御奴の意。古代の世襲の地方長官。ほぼ一郡を領し、大化の改新以後は多く郡司となった。大化改新後も一国一人ずつ残された国造は、祭祀に関与し、行政には無関係の世襲の職とされた。  
 【上古】(じょうこ) かなりの昔。大和朝廷時代。  
 【然定】(ぜんてい) そのままと定められない。  
 【磯長】(しなが) 「倭名類聚抄」の餘綾郡

に磯長郷が見えることから、餘綾郡を中心とした神奈川県西部地域ではないかと考えられている。  
 【斯て】(して) この。このところ。すなわち。  
 【孝德帝】(注12)  
 【朝】(ちよう) 天皇がまつりごとをする所。  
 【足柄坂】(あしがらさか) 足柄峠は古代の東海道の山越えの交通の要衝であったが、鎌倉時代に箱根道が開かれると主道をゆずった。足柄坂の東がいわゆる坂東で、関東地方を守る要地でもあった。  
 【天武帝】(注13)  
 【玉川】(たまがわ) 風土記稿 卷之三 山川に、「源は大住郡日向村の山中より湧出し、直に愛甲郡七澤村に入、郡の南端を東流して、再大住郡石山・上落合兩村の堺に沃ぎ、南原村にて鈴川に合す、是より下流を新川と唱ふ、末は金目川に合せり」と記されている。この玉川は白鳳十三年(六八五)当時の国境の一つの東限とされている。現在は厚木市を流れ、戸沢橋で相模川に合流している。  
 【大住郡】(注14)  
 【斥すべき】(せき) 退ける。

此河邊の村落六村是に屬す、是上古の遺名と覺ゆ、小田原浦は、足柄下郡の海濱にて、今猶現存せり、さて今の地形を以て測るに、こは全く、國界の限を盡せるにはあらず、四圍の山岳重疊たる、人跡絶せし地は措て云はず、只聚落をなせる、地域の際を云へるなり、是をもて、上古の形状、推て識るべし、さて、和銅六年五月、諸國郡郷の名、各嘉字に改め定らる、本州の郡名も茲に撰定せられしなれど、延喜以前の物に、未列書せしを見ず、今推考して爰に擧ぐ、即其數八、曰足上、曰足下、曰餘綾、曰大住、曰愛甲、曰高座、曰鎌倉、〔加末久良、古事記〕に此地名見ゆ、郡名は『萬葉集』に出ず、曰御浦、等なり、但し、足上・足下の二郡は、是より先、孝徳帝の朝、初て郡里を分たれし時は、未上下に分割せず、足柄郡と唱へしと覺ゆ、其分割せし年代、詳ならざれど、『元明紀』に蚤く足上郡と見えれば、和銅已前既に區別せしなり、延暦十六年三月、甲斐國と國界の争ありて、其疆域を改られ、砥澤の地を、國界と定られし事あり、其地今詳にし難し、此已後、當國地理の事採録すべきなし、平相國清盛、威權並なかりし頃より、諸國莊園の地多くなり、本州中も多きは武臣の私有となり、莊園と稱する地、居多にして、古昔の郷名を廢し、或は私の郷名を唱へ、或は莊名を唱ふる地多くあり、即郷名には、足柄上郡に、河村郷、松田郷、同下郡に

【聚落】(しゅうらく・じゅらく) 村里。住居の集まつた所。

【嘉字】(よきじ) 良い文字。めでたい文字。  
【延喜】(えんぎ) 醍醐天皇朝の年号(九〇一〜九二二)。

【足上郡】(注15)

【足下郡】(注16)

【愛甲】(注17)

【高座】(注18)

【鎌倉】(注19)

【御浦】(注20)

【元明】(注21)

【甲斐國】(かひのくに) 旧国名、現在の山梨県。甲州。

【砥澤】(とさわ) 延暦十六年(七九七)

甲斐と相模の間で国境を巡って争いが起つたが、使いを遣わし、甲斐國都留郡留市戸沢鹿留辺りか。今は詳しくはわかり難い。

【平相國清盛】(注22)

【威權】(いけん) 威力と權利。

【莊園 庄園】(しょうえん) 平安〜室町時代の貴族・社寺の私的な領有地。奈良時代に墾田などを起源として出現したが、

平安時代には地方豪族の寄進による立荘がさかんとなり、全国的に拡大、不輸不入権も認められるに至つた。鎌倉幕府の守護地頭制によつて漸次武家に侵略され、南北朝の動乱以後、急速に衰退に向かい、豊臣秀吉の時、最終的に廢止された。ヨーロッパ中世にも類似のものがある。

桑原郷、土肥郷、田島郷、高田郷、大住郡に波多野郷、高部屋郷、坂間郷、高座郡に、俣野郷、鎌倉郡に、**小林郷**、大倉郷、由比郷、村岡郷、岩瀬郷、倉田郷、矢部郷、**長尾郷**、〔鶴岡、相承院藏、正元元年の文書に見ゆ、此郷名も今尚存せり〕、三浦郡に、矢部郷、庄名は、足柄上郡に、大井庄、同下郡に、早河庄、又此二郡に跨がりて、中村庄、曾我庄、大住郡に、豊田庄、糟屋庄、波多野庄、愛甲郡に毛利庄、高座郡に、渋谷庄、大庭庄、鎌倉郡に山内庄、〔『東鑑』治承四年の條に、瀧口三郎經俊、被召放山内庄云々と見ゆ、今尚此庄名現存せり〕、**吉田庄**、等あり、斯て、頼朝平家追討有て、鎌倉に府を開き、建久三年、**征夷將軍**となるに及び、海内の諸士靡き従ひ、來たりて府下に仕ふる者、各便宜に就て、邸宅を經營す、**就中**、府下に屬する所は、更に山林を闢て、昵近の諸士居宅を構へ、**市塵周匝**して、**頗**繁榮の地となり、國地の風俗茲に一變せり、**元弘**已來又戰爭の地となりしかば、**漸**古制廢蕪して定規を失ふ、茲に至て、郡郷邑里も**紛紜**し、疆域稱呼も定かならざりし事識るべし、故に此際の事狀、今より測り得べきに有ざれば、措て辨せず、又此際郡界變遷し、餘綾郡の地、大住郡に入るものあり、或は大住郡より高座郡に**隸入**し、鎌倉郡より、三浦郡に**分隸**するものあり、其**年紀**古傳なければ詳ならず、**足利管領九代**の際、又**治亂**定まらずして、地理の事記載すべ

【小林郷】(注23)  
 【長尾郷】(注24)  
 【山内庄】(注25)  
 【吉田庄】(注26)  
 【征夷將軍】(せいはいしようぐん)平安初期、蝦夷征討のため派遣された將軍。七九四(延暦一三)大伴弟麻呂が任命されたのが最初。その後の坂上田村麻呂が有名。源頼朝以後、鎌倉・室町・江戸と幕府の主宰者で兵権・政権を掌握した者の職名。  
 【就中】(なかなづく)中でも。とりわけ。  
 【闢て】(ひらいて)開く。土地を切り開く。あける。  
 【昵近】(じつきん)なれ親しむこと。  
 【市塵周匝】(いちてんしゅうそう)市の周囲を店や屋敷が巡る。  
 【頗】(すこぶる)たいそう。非常に。かなり。  
 【元弘】(げんこう)南朝、後醍醐天皇の年号。「元弘の変」後醍醐天皇は鎌倉幕府を討伐して公家政権の回復を企てたが、元弘一年(一一三二)事現れて笠置山に遷幸、さらに藤原藤房等を従えて、有王山に逃れたが、北條氏は大軍を發して攻め、天皇を隠岐に遷した事変。  
 【漸】(ようやく)少しずつ。  
 【廢蕪】(はいぶ)すたれる。あれる。  
 【紛紜】(ふんうん)入り乱れている様。

もめぐと。  
 【隸入】(れいにゆう)つく。付属。ここでは高座郡に付いたということ。  
 【分隸】(ぶんれい)つなぎとめる。  
 【年紀】(ねんき)年齢。年代。保元「帝皇廿六代―三百四十七年」。平安末期から中世にかけて、今の不動産物権の取得時効に当る語。知行の事実が一定期間存続すると、その所領に対する権利を取得させる制が生じ、鎌倉幕府はご成敗式目で、この期間すなわち年紀を二〇年と定めた。この制度を年序法という。(広辞苑)  
 【足利管領九代】(あしかがかんれいきゅうだい)足利義尚(あしかがよしひさ)室町幕府第九代將軍。のち義熙(よしひろ)。義政の子。母は日野富子。一四七三年(文明五)將軍。近江の佐々木高頼討伐の陣中で没。(広辞苑)  
 【治亂】(ちらん)世の中が治まることと、乱れること。

きなし、明應に至り、北條新九郎長氏伊豆國に起り、尋で當國に移りし後、稍治平して九十餘年、本州全く北條氏の有となる、當時各郡の唱を廢し、三浦郡の外は、鬪稱して、東郡、〔鎌倉・高座二郡〕、西郡、〔足柄上下二郡〕、中郡、〔愛甲・大住・洵綾三郡〕、と呼び、今の津久井縣の地は、元來、愛甲・高座二郡の所屬たれども、自然區別をなし、當時分て奥三保と唱へ、或は津久井領と呼べり、天正十八年、豊臣太閤の爲に、北條氏滅亡し、東國總て御分國となりし後は、各郡舊稱に復せり、但し、足上・足下を、足柄上・足柄下、餘綾を洵綾と書改しも、此頃よりの事か、今詳にし難し、其後正保中の改定に、彼津久井領別區の地全く分ちて津久井郡とす、即高座郡の所屬十村、愛甲郡の所屬十九村なり、されど、正しく定られたるには有ざりけん、夫より已後の御朱印に、猶所屬の郡名を係て記されたり、斯て元祿四年に至り、山川金右衛門奉はり、更に分割して、津久井縣と稱す、今に至て然り、又、豆相の國界、正保の改定には、足柄下郡西方、峰通りを國界とす、然るに、元祿十一年争論ありしかば、同十二年糺決ありて、峰通より此方、門川の中流を限て、國界と定らる、又、駿相の國界も、茲年改定あり、舊は、足柄上郡西方、足柄峠峰通り、國界たりしが此時、峰より此方、十町餘を下りて、二州の界とす、今に至て然り、今時の疆域は、今考定圖、及び圖説に就て見るべし、

【北條新九郎長氏】（ほうじょうしんくろ）戦国時代の武将。うながうじ）早雲とも。出自は明らかではないが、はじめ今川氏に拠つて駿河におり、堀越公方足利政知を滅ぼして伊豆を併せ、後、相模を奪つて小田原城に入り、後北條氏五代の基を築いた。（広辞苑）

【尋】（たず）尋ねる。

【鬪稱】（こうしょう）総稱して。

【東郡】（ひがしこほり）「とうぐん」は俗称。嘉吉元年（二四四一）に細川持之が「相模国東郡河入郷」を恩賞として長尾実景に与えているのが郡名の初見。小田原北條氏支配下では、鎌倉郡・高座郡の領域をさす。（鎌倉の地名由来辞典）

【西郡】（にしこほり）足柄上下の二郡からなる。

【中郡】（なかこほり）愛甲・大住・洵綾郡の三郡からなる。

【豊臣太閤】（とよとみたいこう）豊臣秀吉の尊称。

【御朱印】（ごしゅいん）戦国時代以後、將軍や大名が文書に押した朱印。又はその朱印のある公文書。朱印状。

【豆相の國界】（ずそうのくにさかい）豆州、旧国名。今の静岡県東部及び東京都伊豆諸島。伊豆七島。伊豆半島。相州、旧

国名。今の神奈川県の大部分。伊豆國と相模國の國界。

【糺決】（きゅうけつ）あざないを決する。もつれ、乱れているのを決する。

【駿相の國界】（しゅんそうのくにさかい）駿河（するが）旧国名。静岡県の中央部と相模國の國界。

くにのみやつこ くにのつかさ  
**國造** **國司**

上古、景行帝の朝、**許多**の王子を、諸方に分ち下され、始て、**國造**、**縣主**とせらる、此時、本州の地にも置れしなるべし、斯て又、成務帝の五年九月、更に悉國造縣主を置く、『國造本紀』を閲すれば、此御世、**茅武彦**命を當國の國造と定られしなり、夫より數世の後、孝徳帝の大化元年八月、始て東國に**國司**を置く、當國國司の任、茲に**濫觴**す、時に郡を建て**郡司**を置く、是に至て、**縣主**は全く廢し、國造は尚在任して、只神事を管す、然して後、郡領國造、兼職の事あり、又全く廢せしもあり、本州の事、其詳なるを得ず、**國司**は、一任四年を期として交替せしが、天平寶字二年十月、改て六年をもて限とす、後又舊に復し、四年をもて定期とせらる。當國も又此例たるべし、是より數年採録すべき事なし、**醍醐帝**の朝、舊式を**刪定**増益ありて、延喜式の撰成るに及び、**百官**の制度備るといへど、國守任國の事は、猶舊のまゝに、或は**京官**の兼任となり、或は、數國を管領して廳は留守所と稱し、**介**已下の官吏のみ、專國務を執行ふもの儘あり、故に國政、自然に行はれず、本州も亦、**承平**の頃然ありけん、**天慶**二年、**將門**下總國に在て亂を起し、尋て當國にも打入り、國中を巡視し、留守所の官吏を**譴責**して、威權を示す、當時國司の權、漸衰へし事識るべし、其後、永承中、**安倍頼時**奥州に

【許多】(ぎよた) あまた。多いこと。

【縣主】(あがたぬし) 大和朝廷時代の諸方にあつた皇室の直轄領の支配者。後に姓(かばね)の一となつた。

【茅武彦】(ちぬのたけひこ) 相武國造は武刺國造の祖神(おやかみ)、伊勢都彦命(いせとつひこ)の三世の孫、茅武彦を國造に定め賜つたとあり、その領域は後の高座郡・愛甲郡辺りの縣央部をしめ、寒川神社は、相武國造の祀つた神社と推定されている。(神奈川県歴史)

【國司】(くにのつかさ) 一國の民政・裁判を司るため、中央政府より派遣される地方官。守(かみ)・介(すけ)・掾(じょう)・目(さかん)の四等官に分かれ、任期は六年で後に四年となつた。

【濫觴】(らんしょう) 物事のはじまり。

【郡司】(こほりのつかさ) 國司の下にあつて郡の民政裁判を司り、大領・少領・主政・主帳よりなる。旧國造ら在地豪族が任命され終身官であつた。

【醍醐帝】(注27)

【刪定】(さんてい) 字句や文章を削つて整えること。

【百官】(ひやつかん) 多くの役人。

【京官】(きやうかん・けいかん) 京都に在任・勤務する官吏。内官。外官。

兵を起して謀叛し、又武衡・家衡、亂をなすに及び、東國大に亂る、是に於て、本州も土着の武士是等の役に從軍し、功あるは抽賞を蒙て、功田を充行はれしより、漸々國中不輸の地多くなり、或は莊園を買得して、専私の有となし、武威に募て、各門戸をなせしかば、國司の權、愈茲に衰へしなり、

### 府廳 國衛

往古、國造、伴造等を置れし地、詳ならず、今淘綾郡に、國府本郷、同新宿の二村ありて、新宿の地に、本州の總社と稱する、六所明神社勸請あるに據れば、此二村の地、府廳の遺蹟たる論なけれど、上古、相模、磯長の區別ありしとする時は、今の淘綾郡の地は、所謂『國造本紀』に見えし、師長國造所在の遺蹟にして、相模國造、所在の地とは云ひ難き歟、然れども、當時區別の疆界を詳にせざれば、如何にともし難し、是等最上古の事にして、後世に於て、容易く推考すべきにあらず、又、伴造を置れし地は、足柄上郡中にありしなり、古風土記殘本に、彼郡中、伴部郷の名を擧ぐ、『倭名鈔』是を伴郡に作るは、全く部を郡に訛れる、後世傳寫の過失なり、是伴造を置れし遺蹟と云ふべきなり、今は絶て、其傳だになし、抑、孝徳帝の朝、司を任せられしより、府廳に守已下の官吏、及び國博士・醫師等を

【介】(すけ) 助けの意。令制の諸官司に置かれた四等官の第二位。長官を補佐し、長官事故ある時はこれにかわるもの。官司によつて漢字の用い方を異にし、神祇官では「副」、省では「輔」、彈正台では「弼」、使では「次官」、職・坊では「亮」、寮では「助」、近衛では「將軍・少將」、兵衛・衛門では「佐」、大宰府では「式」、国では「介」、郡司では「少領」と書く。

【將門】(まさかど) ? 九四〇、高望王の孫、父の遺領問題で叔父国香を殺す。さらに常陸・下野・上野の国府を攻略、新皇と称し、下総の猿島を内裏としたが、平貞盛・藤原秀郷に討たれる。

【下總國】(しもうさのくに) 旧国名。千葉県北部と茨城県南西部。国府は市川市国府台。

【譴責】(けんせき) 悪い行いや過失などをいまして責めること。官吏に対する一番軽い懲戒処分。国家公務員法では戒告という。

【安倍頼時】(あべのよるとき) 平安中期、陸奥の豪族、はじめ頼良といい、貞任・宗任の父。朝廷に従わず、陸奥守源頼義に攻められていったん帰順、後再び叛き、敗れて流れ矢にあたり鳥海柵に没。一〇五七。

【土着】(どちやく) 人が土地に住み着いていること。

【抽賞】(ちゅうしょう) 多くのものの中から引き抜いて賞すること。

【功田】(こうでん) 功績のあった人に与えられ、大・上・中・下の四等級に従つて世襲の世代数に差があつた。大功田は永久私有が認められた。

【不輸】(ふゆ) 税を免除された田で神田・寺田などがこれに属した。

【府廳】(ふちよう) 府内の土地・人民を統治する官庁。

【國衛】(こくが) 国司の役所。国衛領の略。

【六所明神社】(ろくしよみやうじんしゃ) 大磯町六所神社。一宮から四宮までとほか二神が祭られ總社としての性格をしめす。毎年、五月五日の国府祭りに一宮以下の神神輿が集まつて神事を行う。祭神稲田姫。

【遺蹟】(いししよう) 残された跡。

置れ、各郡に郡家ありて、大領・少領・主政・主帳の官吏を置く、當國國司の府、及び各郡、郡家所在の地、ふつに其傳を失ふ、『倭名鈔』には、國府大任郡にありと見えたり、今、彼郡中其遺蹤と思しき地、考ふる所なし、前條に辨せし如く、**洵綾郡**、**國府本郷**、**同新宿**の地、府廳の遺蹤たるは論なけれど、是は、上古已來、國造の府跡にして、司の遺蹤には有ざるにや、又高座郡に國分村ありて、今尙國分寺舊刹遺れり、彼寺多くは、國府に建らる。是に據れば、天平の昔は、國府、高座郡に在しとも云ふべし、とかくは、往古此彼府を移されしなれど、其遺名だに、後世に傳へざるならん、今に於ては、正しく辨別し難し、斯て治承已來、頼朝鎌倉に在住し、國守は**執權**の兼任となるに及て、別に司の府廳あるべからず、又國中の邑里、過半昵近の諸士等が私有となり、且、當時諸國に國衙を建て**守護使**を置き、庄園に**地頭職**を定むるに及て、司の府廳は更なり、郡家も必、茲に廢せしなるべし、さて、本州は將軍府下の地なれば、他と異にして、別に國衙を建て、守護使を置く、事は有ざりけん、抑、**鎌倉將軍四世**の際は、大倉の館を幕府と唱へ、**政所**・**公文所**・**問註所**等ありて、**國務**を執行ふ、

【少領】(しよりう) 令制の諸官司に置かれた郡司の第二位。

【主政】(しゆせい) 令制の四等官の一、次官(すけ)の下、主典(さかん)の上に位する。公文書の審査をつかさどる。官司によつて文字をことにし、神祇官では「祐」、太政官では「少納言」「弁」、省では「丞」、彈正台では「忠」、使では「判官」、職・坊では「進」、寮では「充」、司では「令」、近衛府では「將監」、衛門府・兵衛府・檢非違使などでは「尉」(判官とも)、内侍司では「掌侍」、大宰府では「監」、鎮守府では「軍監」、国では「掾」(大國では大小の別あり)郡では「主政」と記す。

【主帳】(しゆちよう) 令制の軍団で文書を作ることをつかさどつた職。

【洵綾郡、國府本郷、同新宿】(注28)

【執權】(しつけん) 政權を執ること。院庁の別当。鎌倉幕府の政所別当のうち、最上級者の稱。將軍を補佐し、政務を総轄した最高の職。

【守護使】(しゆごし) 中世、判決の執行その他の命令を傳達し、実行させるために守護が派遣した使者。

【地頭職】(じとうしよく) 平安時代、庄園の領主が土地管理のために現地に置いた莊官。鎌倉・室町幕府の職名。

一一八五(文治一)源頼朝が行家・義經を捕える名目で、勅許を得て各地の莊園・公領に置いた職。御家人が補任され、莊園内の檢断權をもち、次第に在地領主として成長した。承久の乱以前に補任されたものを本補地頭、以後のものを新補地頭という。江戸時代、知行所をもつ旗本。また、各藩で知行地を与えられ、徴租の權をもつ家臣。(広辞苑)

【鎌倉將軍四世】(かまくらしよりうぐんよんせ) 鎌倉幕府の第四代將軍、頼朝。

【政所】(まんどころ) 政務や庶務をつかさどる所。平安時代以後、親王や公卿の家政機関。特に所領・莊園の事務をつかさどつた。鎌倉・室町幕府の財政および一部の民政訴訟をつかさどつた機関。

【公文所】(くもんじよ) 奈良・平安時代、諸國で公文書をつかさどり、公事・租税などの事務を扱つた役所。鎌倉幕府の政令をつかさどつた役所。政所の設置にともない、その一部局となり、文書に関する事だけをつかさどつた。

【問註所】(もんちゆうじよ) 中世、幕府裁判所の一部局、一一八四(元暦一)設置。長官を執事ともいつた。



嘉祿元年(一二二五) 頼經此館を破却して、宇都宮辻に移す、又嘉禎二年(一二三六) 若宮大路に移せり、頼經より、守邦親王迄六代、相承して居住ありしが、元弘の戦争に、兵燹に罹りて、廢蕪す、足利尊氏東國を管領するに及び、鎌倉大藏ケ谷の邸宅にあり、其子孫關東管領たる數世、僉同所に在任して國政を執る、成氏が時、享徳三年没落して、下總國古河に遁れし後、此第も交廢蕪せり、明應中、北條新九郎長氏起て、東國悉北條氏の有となるに及ては、小田原城に在て國事を監す、故に彼城邊、偏に古昔の國府に等し、其後、天正庚寅(一五九〇)、北條氏滅亡已後の事は、足柄下郡、小田原城の篇に就て、其委しきを見るべし、

### 田租 調役

上古は當國の人民も、東夷と稱せられ、教化こゝらには及ばざりしを、崇神帝の十年九月、肇て四道將軍を命じ四方に巡行せしめらる。東國には、武渟川別下り向て、異俗王化に歸せし事、『崇神紀』に見えたり、此時より當國の人民も、始て調役を課せられしなるべし、往古は船材として多く當國足柄の山木を伐出して、貢進せし事ありしにや、『萬葉集』中の詠歌に其事見ゆ、養老二年、古令を刪定ありて、新令を定め、諸國に施行し、永世の規とす、其中戸令あり、田令あり、賦役令あり、

【頼經】(よりつね) 鎌倉幕府の第四代將軍。(一二二六〜一二四四)、道家の子。二歳で幕府に迎えられたが、北條氏によつて職を子の頼嗣に譲らされた。

【守邦親王】(もりくにしんのう) 鎌倉幕府の第九代將軍。

【足利尊氏】(あしかがたかうじ) 源義家の孫義康が下野足利郡足利莊に土着して稱した氏。尊氏以後、室町幕府將軍家。

【成氏】(しげうじ) 室町中期の武將、持氏の第四子。いったん鎌倉の主となつたが上杉氏に叛かれ、下総古河に移つて古河公方と稱し、堀越公方政知と対立(一二三四〜一四九七)。

【古河】(こが) 茨城県西端の市。応安(一二六八〜一三七五) 年間に上杉憲業が築城。のち足利成氏がこの地に拠つた。日光街道の宿場町。

【小田原城】(おだわらじょう) 小田原市にあつた城。築城のはじめは不明。関東管領足利基氏が土肥氏、大森氏にこれを守らせたが、北條早雲がこれを奪つてから五代この城を治め、威を関東に振つた。

【崇神帝】(注29)  
【四道將軍】(しどうしようぐん) 記紀伝承で、崇神天皇の時、四方の討伐に派遣されたという將軍。北陸は大彥命、東海

は武渟川別命(たけぬなかわわけのみこと) 西道(山陽) は吉備津彦命、丹波(山陰) は丹波道主命(たにはのみちぬしのみこと)。

【武渟川別】(たけぬなかわわけ) 大彥命の皇子で、崇神天皇の時、四道將軍の一として東海に遣わされたと伝える。阿倍臣の祖。  
【異俗王化】(いぞくおうか) かわつた風俗を王者の徳で良い方にする事。

【調役】(ちようえき) 税として土地の特産品を納める。  
【貢進】(こうしん) 貢物を奉る。  
【萬葉集】(まんにようしゅう) 二〇卷。七七〇年頃成立。編者は大伴家持か。仁徳天皇から七五九年までの和歌約四五〇〇首を収録。万葉仮名で記され、詩形・作者ともに幅が広い。一般の雑歌(ぞうか)、恋愛を詠む相聞歌(そうもんか) 死者を哀悼する挽歌(ばんか)に分かれる。

【新令】(しんれい) 新しく發布された法令。  
【戸令】(こりょう) 戸は五〇戸を以つて里(り)とし、里長を一人置くように。戸籍は六年に一度造れなどの法令。  
【田令】(でんりょう) 口分田のに関する法令。

【賦役令】(ふえきりょう) 調・庸・雜庸(地方国衙に対する勞役) などの税に対する法令。

是僉民を治る法制なり、**自餘**の令條も、亦諸民に及べるものあり、其後延喜の朝に至り、諸の式を定らる、時に、當國は、**正税公廩**、各卅萬束、**雜稻**、廿六萬八千百廿束を定額とし、官定て、**健兒**、百人を置く、又、別納の**租穀**千五百五斛、別貢の雜物四種、**雜藥**、卅二種、交易の雜物十品、**調庸**の**布帛**、**中男**の作物等、貢進の品數を定らる。其餘**餘**祿物の**價法**、**驛馬**の直法、**運漕**の功賃等を定む、又、**夏調**として**麤絲**を貢進し、毎年諸國番次を定め、**蘇**を製造して貢ず、即本州已下八國〔伊勢・尾張・參河・遠江・駿河・伊豆・甲斐・相模〕は、**己未**を順年とす、又、**器械**五種、其數を定て、**國司**の府に備ふ、此他、**田圃**・**義倉**・**地子**・**馬牛牧**、及び、**仕丁**・**匠丁**・**女丁**等の式法、若干撰定あり、

【僉民】(せんみん) 統治されているみな。  
【自餘】(じよ) このほか。そのほか。それ以外。

【正税】(しょうぜい) 国郡の正倉に備蓄された租税の稲。出挙(種初の高利強制貸付)の元本になった。

【公廩】(くがい) 役所。官庁。また、官物。

【雜稻】(ざつとう) 官の稲の略。

【健兒】(こんでい) 奈良・平安時代、軍団を廢した代わりに諸国に配置して、その国の兵庫及び国府の守護、関所の警護などをさせた兵士。地方有力者の子弟から選抜した。(広辞苑)

【租穀】(そこく) 田地に課せられる税。

【雜藥】(ざつやく) 芍薬(しゃくやく)・藍漆・橘皮・石硫黄・苘唐子・防風・猪蹄などの薬を税として納める。

【調庸】(ちようよう) みつぎ物と労役。

【布帛】(きぬ) ぬのときぬ。織物。きれじ。

【中男】(ちゆうなん) 一七歳から二〇歳の男。

【驛馬】(えきうま) 律令制で公私の旅のため駅馬・駅船・人夫を常備しておく所。

【運漕】(うんそう) 船にて荷物を運ぶこと。

【夏調】(かのちよう) 律令制の現物納租

税の一。夏に納めたものか。

【麤絲】(そし) 麤はきめの荒いことを意味していることから、きめの荒い糸と思われ、麻か、芭蕉か、くずかずらなどを糸にしたものか、?詳細は不明。

【蘇】(注30)

【己未】(ちのとひつじ)

【器械】(きじよう) 太刀・弓矢などの武器。

【義倉】(ぎそう) 凶年に窮民を救う目的で、平時に貧富の差に応じて穀物を徴収し、これを貯えておく倉。隋の創設で、わが国でも奈良時代から平安初期にかけてこれにならった。江戸時代にも藩の事業として設けたところがある。

【地子】(ちし) 諸国の公田の余った土地を人民に貸し、秋になって收穫物を納めさせた。一種の税金。

【仕丁】(しちよう) 律令時代中央政府の雑用に使役するため五十戸につき正丁二人を出させた。これを仕丁という。二一歳から六〇歳の男子。

【匠丁】(たくみのちよう) しょうちよう) 技術や技能に勝れたもの丁。

茲<sup>こゝ</sup>に至<sup>いた</sup>て、制度大<sup>おおい</sup>に備<sup>そな</sup>れり、『倭名鈔<sup>わみょうしやう</sup>』に、當時田數一萬千二百卅六町一段九十一歩と見ゆ、位田<sup>いでん</sup>・職田<sup>しきでん</sup>・口分田<sup>くぶんでん</sup>等の數は、町歩をもて唱へ、田穀<sup>でんこく</sup>の員數<sup>かず</sup>は、皆束數<sup>みなかず</sup>をもて算す、其後天慶<sup>てんぎやう</sup>の始より、數百載<sup>ひゃくざい</sup>の際<sup>きわ</sup>は、既に國司<sup>くにすけ</sup>の條<sup>じょう</sup>に辨<sup>わ</sup>せし如<sup>ごと</sup>く、治亂<sup>ちらん</sup>相<sup>あ</sup>ひ交<sup>ま</sup>ひて、國政<sup>こくせい</sup>一<sup>ひと</sup>ならず、田圃<sup>でんぼ</sup>は私<sup>もち</sup>の有<sup>あ</sup>りたるが故<sup>ゆゑ</sup>、田穀<sup>でんこく</sup>の數、民<sup>たみ</sup>の課役<sup>かじやく</sup>等、測<sup>はか</sup>り識<sup>し</sup>るべきなし、『太平記<sup>たいへいぎ</sup>』に貞應<sup>じやうおう</sup>に、武藏前司<sup>むさしのさきのつかさ</sup>入道<sup>にゅうだう</sup>、日本國<sup>にっぽんこく</sup>の大田文<sup>おおたふみ</sup>を造<sup>つく</sup>て、庄郷<sup>しやうきやう</sup>を分つと云ふ事見<sup>み</sup>えたれど、詳<sup>つまじ</sup>なる事傳<sup>つた</sup>はらず、夫<sup>それ</sup>より遙<sup>はるか</sup>の後、北條氏<sup>てんぽん</sup>の時、天文<sup>てんぶん</sup>五年、始<sup>は</sup>て檢地<sup>けんち</sup>あり、繼<sup>つぎ</sup>て、十一年<sup>じゅういちねん</sup>・十二年<sup>じゅうにねん</sup>・弘治元年<sup>こうじげん</sup>・永祿二年<sup>えいりくにねん</sup>の四度<sup>しど</sup>檢地<sup>けんち</sup>あり、當時穀數<sup>たうじやくず</sup>永何貫文<sup>えいなんかんもん</sup>と唱<sup>とな</sup>え、其數<sup>かず</sup>を定<sup>さだ</sup>む 此頃<sup>この</sup>の田數<sup>でんず</sup>、一萬千四百八十六町なり、天正十八年<sup>てんしょうじゅうはちねん</sup>、北條氏<sup>てんぽん</sup>滅亡<sup>めつぼう</sup>の後、豐臣<sup>とよひで</sup>太閤<sup>たうかう</sup>、國中<sup>こくにち</sup>の田圃<sup>でんぼ</sup>を檢して、貢數<sup>きうず</sup>を定<sup>さだ</sup>む、其高<sup>そのたか</sup>、十九萬四千二百四石なり、頓<sup>やが</sup>て東國<sup>とうこく</sup>御當家<sup>ごたうけ</sup>御分國<sup>ごぶんこく</sup>となりし後、慶長<sup>けいぢやう</sup>中、彦坂小刑部元正<sup>ひこさかこがやうぶもとまさ</sup>檢地<sup>けんち</sup>あり、正保<sup>しょうほう</sup>の改<sup>あらため</sup>に、國高<sup>くにたか</sup>二十二萬六千七百七石七斗餘<sup>にじゅうにまんろくせんしちひゃくしちしちぶとあまり</sup>、元祿<sup>げんりく</sup>の改<sup>あらため</sup>に、二十五萬八千二百十六石五斗餘<sup>じゅうごばんぱんにじゅうにぱんじゅうろくしちごぶとあまり</sup>、前に比<sup>ひ</sup>すれば、増加<sup>ぞうか</sup>すること三萬七千五百九十八石八斗餘<sup>さんまんしちせんごひゃくじゅうはちじゅうはちぱんじゅうあまり</sup>、近世<sup>きんせい</sup>開墾<sup>かいこん</sup>の地多<sup>おほ</sup>きが故<sup>ゆゑ</sup>なり、今又增加<sup>いままたぞうか</sup>して、凡高<sup>およその</sup>、二十七萬四千四百十三石四斗餘<sup>じゅうしちばんせんしちひゃくじゅうさんしちごぶとあまり</sup>に及<sup>およ</sup>ぶ、田租<sup>でんそ</sup>の外、山林<sup>さんりん</sup>の住民<sup>じゆうじん</sup>は、薪<sup>まき</sup>を採<sup>と</sup>り炭<sup>すす</sup>を燒<sup>や</sup>き、海濱<sup>かいべん</sup>の住民<sup>じゆうじん</sup>は、魚介<sup>いさな</sup>を獲<sup>え</sup>て或<sup>ある</sup>は貢進<sup>きうしん</sup>し、或<sup>ある</sup>は其代<sup>そのしろ</sup>永<sup>えい</sup>を収<sup>と</sup>む、又宿驛<sup>しゆくえき</sup>に附<sup>つ</sup>いて、夫馬<sup>ぶま</sup>の課役<sup>かじやく</sup>を奉<sup>うけたま</sup>はるものあり、渡口<sup>とくち</sup>に就<sup>つ</sup>いて、川越<sup>かわこし</sup>の夫<sup>ぶ</sup>を役<sup>えき</sup>するものあり、僉各<sup>みな</sup>村<sup>むら</sup>、其所<sup>そのところ</sup>に就<sup>つ</sup>て分載<sup>ぶんざい</sup>したれば、茲<sup>こゝ</sup>には贅<sup>ぜい</sup>せず、

【位田】(いでん) 五位以上の位階をもつ人に与えられた。正一位八〇町・従五位八町はじめ輪租田(租を納める義務のある田)であつたが次第に私有化され、高位者の大きな収入源となる。(日本語用語集)

【職田】(しきでん) 官職に与えられた田で大臣・大納言など高級官僚と大宰府官人・国司・郡司など地方官に与えられた。高級官僚の職田は不輪租、又封戸も与えられ、これを職封(しきふう)といつた。

【口分田】(くぶんでん) 班田收授法により六歳以上に与えられ、終身使用出来る田。

【田穀】(でんこく) 田の穀物、米。

【太平記】(たいへいぎ) 軍記物語、四〇巻、作者は小島法師説が最も有力。いくつかの段階をへて応安(一二二八―一三七五)の頃までなる。北條高時失政・建武中興をはじめ、南北朝時代五〇余年間の争乱の様を華麗な和漢混淆によつて描き出す。(広辞苑)

【武藏前司入道】(むさしのさきのつかさ) にゆうどう) 第二代執権 北條義時。

【大田文】(おおたふみ) 中世、國衛・守護などが作成した一國単位の土地台帳。

【檢地】(けんち) 大名が領国内の土地農民に對する支配権確立のため実施した土地の丈量調査。戦国大名や信長の檢地の方法は

領主側から土地台帳を出させる方法。

【穀數永】(こくすうえい) 永高はその田畑に課せられる年貢を永樂錢で見積もつたものをいう。室町時代に明(みん)から輸入した永樂錢が広く流通するようになると、それ以前から流通していた多種の品質の異なる通貨の基準として、永樂錢が重要視されるようになった。鎌倉時代末から行われはじめた年貢の錢貨による徴収も、永樂錢に換算して何貫文というように割付けられるようになり、さらに田畑・村高を永高何貫文と表すようになった。(新版郷土史辞典)

【彦坂小刑部元正】(ひこさかこがやうぶもとまさ) 旧今川家家臣、江戸時代初期の代官頭、岡津に陣屋を構える。妻は戸塚の代官沢辺宗三の妹。

【宿驛】(しゆくえき) 街道筋に、旅客を宿泊させ、または荷物の運搬に要する人馬などを継ぎたてる設備のある所。鎌倉時代以降発達し、交通・経済上の地方的中心ともなり、江戸時代には宿場町として栄えた。

【夫馬】(ぶま) 夫役(ぶえき)の人夫と馬。江戸時代の助郷の義務。

官路かんろ 郵驛ゆうえき

官路は、上古已來、足柄坂を超こて、東國に通ぜしを延曆中、箱根箱根路を開れしより、便宜べんぎに就つて、互に兩路を通ぜしなり、國中を經歴けいれきする所の舊路旧今詳つまびらかならず、是を推考するに、國府大住郡おおすみに在し頃、足柄路あしがらみちは駿州駿河郡すんしゅうより、本州足上郡あしがらみちに入り、大住郡の府に達し、高座郡を歴て、武州都筑郡つづきぐんに通ぜしなり又管荷道はこねみちは、豆州田方郡たがたより足下郡に入り、餘綾郡よるぎを経て、大住郡の府に達し、夫より武州に到れる事、前路の如し、今、東海道の官路、武州、橘樹郡たちばなぐんより、鎌倉郡に入り、高座・大住・洵綾ゆるぎ・足柄下四郡を歴て、豆州、君澤郡きみさわに達す、國中こくちゅうを經歷する道程およそ、凡十六里餘あまりなり、此際、宿驛六所あり、一は戸塚宿、一は藤澤宿、一は平塚宿、一は大磯宿、一は小田原宿、一は箱根宿はこねなり、夫より豆州に入て、三島宿に達す、又矢倉澤往來とこなと唱ふるあり、武州多磨郡より、高座郡に入り、愛甲・大住二郡を經、又愛甲郡に入り、再大住郡を通じて、足柄上郡より、駿州、駿東郡に達す、此道程この凡十五里許ばかりなり、

【官路】(注31)

【郵驛】(ゆうえき) 宿駅(しゆくえき)。宿次(しゆくつき) うまや。

【經歴】(けいれき) 各地を巡り歩くこと。

【足柄路】(注32)

【武州】(ぶしゅう) 武蔵国の別称。

【都筑郡】(つづきぐん・つづきのこおり) 神奈川県東部にあたる。郡名の初見は万

葉集防人の歌に「都築郡上丁服部於由」とある。「倭名抄」の訓は「豆々支」(つ

つき) 所載の郷は余戸・店屋(まぢや)・

立野・針研(ばさく)・高幡・幡屋及び駅

家(うまや)の七郷。「延喜兵部省式」に

みえる店屋駅には駅馬一〇疋が置かれ、

当郡の伝馬は五疋。一五九〇(天正十八

年) 当郡のほとんどは徳川家の直轄地となつ

た。郡内を中原街道と矢倉沢街道が通つ

ている。

【橘樹郡】(たちばなぐん・たちばなのこおり)

【日本書紀安閑紀に笠原直使主(あたのおみ)

が朝廷に献上した橘花屯倉が橘樹郡になつ

た。郡名の初見は万葉集「橘樹郡上丁物部

真根」とある。中世には稲毛荘などの荘園

の存在が知られ、江戸時代には郡域の大部

分は徳川家の直轄領となる。

【戸塚宿】(とつかのしゆく) 保土ヶ谷の

宿につぐ宿場、八坂神社近くに沢辺本陣

跡がある。大山路・鎌倉往還の分岐点。

鎌倉郡に属す。

【藤澤宿】(ふじさわのしゆく) 戸塚宿に

つぐ宿場、八王子道・大山路・鎌倉路・

江ノ島道らの往還が通過。鎌倉・高座二

郡にまたがる。

【平塚宿】(ひらつかのしゆく) 大住郡に

属す。

【大磯宿】(おおいそのしゆく) 洵綾郡に

属す。

【小田原宿】(おだわらのしゆく) 足柄下郡

に属す。

【箱根宿】(はこねのしゆく) 江戸幕府は

東海道小田原・三島間の中間に両宿から

五〇軒ずつ移動させて箱根宿を設置、翌

年には関所を設置している。足柄下郡に

属す。

【矢倉澤往來】(やぐらさわおうらい) 国

の中央を横断し、別に大山街道と称し大

山参詣をはじめ庶民の道として広く利用

された。

新編相模國風土記稿 卷之六十九

村里部 鎌倉郡 卷之一

圖説

本郡は國の東方にあるが故、北條氏關東に跨有し國中を東中西の三郡に分稱せし時、即東郡と唱へしこと『北條役帳』に見えたり、往昔右大將頼朝の鎌府を開きし後元仁元年十二月鎌府四境鬼氣祭を行はる、其四境、東は六浦、南は小壺、西は稻村、北は山内なりと『東鑑』に見ゆ、是に據れば六浦・小坪は當時鎌倉府下の地なりと覺ゆ、今六浦は武藏國久良岐郡に屬し小坪は當國三浦郡に隸せり、郡界の改革、文獻の徴とすべきなければ今考據を得がたし、其後の變遷は正保・元祿の兩度改正の圖を縮寫して卷首に出し、且今考定圖を作りて關郡の沿革を知らしめ其説を附す、

鎌倉郡は國の東邊に在り、江戸日本橋より、郡の東堺峠村まで、十二里の行程なり、郡名の國史に見えしは、『三代實錄』を始とす、〔曰、貞觀七年三月廿一日壬寅、相模國鎌倉郡人、太皇太后宮少屬、從八位上村主眞野武、散位從八位上村主秋貞等、改本居、貫河内國大縣郡〕、

(右の読み下し文)

〔曰く、貞觀七年三月廿一日壬寅、相模國

【北條氏】(ほうじょうし) 小田原北條氏。

早雲(伊勢長氏) 伊勢國の出身といい、伊勢新九郎、はじめ今川氏に寄食、後堀

越公方を滅ぼして伊豆韮山に進出、小田原に拠点を持つ。北條氏を称したので執権北條氏と區別のため後北條氏という。

氏綱は父早雲を継ぎ上杉・里見・武田氏と戦い南関東を平定、氏綱の子、氏康の時代には伊豆・相模・武藏・上野を領有したが、長子、氏政は豊臣秀吉に小田原を攻められ自刃した。

【跨有】(こゆう) 跨つて有る。

【北條役帳】(ほうじょうやくちよう) 北條氏康が一族、家臣に軍役を割り当てるため、基準となる所領とその貫高を表記したものを作成。永祿二年(一五五九) 成立。

【往昔】(おうせき・おうじゃく) 過ぎ去つた昔。

【右大將頼朝】(うだいしょうよりとも) 鎌倉幕府初代將軍、武家政治の創始者、義朝の第三子、平治の乱で伊豆に流されたが、一一八〇年(治承四) 以仁王(もちひとおう) の令旨を奉じて平家追討の兵を挙げ石橋山に敗れた後、富士川の戦いに大勝。鎌倉にあつて東國を固め、弟範頼・義経をして源義仲を討伐させ、続いて一谷・壇ノ浦の戦いで平氏を滅亡させ

せた。この間、入京して右近衛大将となり、

やがて鎌倉に幕府を開いて一一九二年(建久三) 征夷大將軍になつたが、範頼・義経の肉親を初め多数の功臣を殺したため、

死後、權勢は北條氏に移つた。(広辞苑)

【四境鬼氣祭】(しきようきさい) 都(鎌倉)の外の四方の境で行う。疫払いの祭り。

【武藏國久良岐郡】(注33)

【徴】(ちよう) 呼び出すこと。

【考據】(こうきよ) 考えをつける拠りどころ。

【關郡】(こうぐん) 全ての郡。

【沿革】(えんかく) 移り変わり。

【峠村】(とあげむら) 金沢区大道辺り。

【國史】(こくし) 一國の歴史。わが國の歴史。

【三代實錄】(さんだいじつろく) 清和・陽成・光孝天皇の三時代、約三十年のことを記した編年体の史書五十卷、延喜一年(九〇一) 藤原時平・大藏善行等が勅を奉じて撰進、日本三代実錄。(広辞苑)

【太皇太后宮】(たいこうたいごうぐう) 先代代の天皇の皇后の宮殿。

【少屬】(しょうぞく) 令制で修理職、大膳職などに携わる者の最下位職。

【村主】(すぐり) 古代朝鮮語で村長の意をいう。主として渡来系の諸氏に与えられた姓。

鎌倉郡の人、太皇太后宮少屬、從八位の上、村主眞野武、散位從八位の上、村主秋貞等、本籍を改め、河内國大縣郡へ移す』

『古事記』景行帝の條に、足鏡別王は、鎌倉の別か祖と見えれば、鎌倉の地名も、最舊き唱なり、曰、倭建命、娶山代之玖々麻毛理比賣、生御子足鏡別王、分注して曰鎌倉之別、小津石代之別、漁田之別が祖也、

(右の読み下し文)

〔曰く、倭建命、山代之玖々麻毛理比賣を娶り、御子足鏡別王を生めり、分注して曰く、鎌倉之別、小津石代之別、漁田之別の祖なり〕

『倭名鈔』にも、郡名を載せ、加末久良と唱を附す、『萬葉集』中にもしか記せり、曰、天平勝寶七歳乙未二月、相替遣筑紫諸國防人等歌其一、鎌倉郡上丁、丸子連多麻呂、又曰可麻久良乃美胡之能佐吉云々、可麻久良能美奈能瀬河云々、『古風土記』殘本には、鎌倉は屍藏なりと見え『詞林采葉抄』には、大織冠鎌足、大藏の松岡に鎌を埋めしより鎌倉の唱ありと云ふ、其後鎌足の後裔、染屋太郎太夫時忠東八箇國の總追捕使にて、此地に居住し、其後平將軍貞盛の孫上總介直方此に居住し、伊豫守頼義相模守に任じて下向せし時、直方が増と

【散位】(さんに) 位だけあつて官職のない者の称。

【本居】(ほんきよ) 本籍地。

【河内國大縣郡】(かわちのくにおおがたぐん) 大阪府中河内郡、七百二十年、堅上・堅下の二郡をもつて編成された。眞野武等の二人が鎌倉郡から本居を移す。

【足鏡別王】(あしかがみわけのおう) 倭建命の子孫。

【倭名鈔】(わみようしよう) 「倭名類聚鈔」(わみようるいじゆしよう) の略称。わが国最初の分類体の漢和辞書。源順著(みなもとのしたごうちよ) 十卷本と二〇卷本とがあり、二〇卷本では漢語を三二部二四九門の類に従つて集め、標出し、音・意義を漢文で注し万葉假名で和訓を加え、文字の出所を考証・注釈する。承平年中(九三二〜三八) 醍醐天皇の皇女勤子(きんし) 内親王の命によつて撰進。

【筑紫】(つくし) 九州の古称。また、筑前、筑後をさす。

【防人】(さきもり) 崎守すなわち辺土を守る人の意、古代多くは東国から筑紫、壹岐、対馬など北九州の守備にあたった

兵士。令には三年を一期として交替させる規定があつた。(広辞苑)

【上丁】(かみつよぼろ・じょうてい) 上代公用に従事した丁の内で上位者、丁、二十一歳から六十歳までの男で朝廷の課役に出た者、正丁。

【美奈能瀬】(みなのおせ) 稻瀬川、長谷の真中を流れ由比ガ浜に注ぐ。

【詞林采葉抄】(しりんさいようしよう) 貞治五年成立した万葉集の研究書。

【大織冠鎌足】(たいしよくかんかまたり) 大化改新により大化三年(六四七) 制定された最高の位階、後の正一位に相当、臣下で初めて授けられたため特に藤原鎌足の称。(広辞苑)

【染屋太郎太夫時忠】(注34) 【東八箇國】(とうはちかこく) 足柄関以東の八つの国、平安時代では逢坂関以東をさすことが多かった。中世では箱根以東をさす。相模・武蔵・上野・下野・安房・上総・下総・常陸。

【總追捕使】(そうついふくし) 平安時代、すべての奸徒を逮捕するために派遣された官人、武芸に長じた者を選んで任じた。

【平將軍貞盛】(注35) 【上總介直方】(注36) 【伊豫守頼義】(注37)

なり、**義家**を設け鎌倉を譲りしより源家相傳の地たり、斯て治承四年、頼朝兵を起すに當り、**安達藤九郎盛長**、頼朝に申して居を此地に移さん事を述べ、是年十月六日頼朝遂に鎌倉に遷る、頼朝より相承て三世、**威令**四方に行はれしかども、**老臣北條時政**執權の職に任せしより他に**與奪**せず、子孫其職を襲ぎしかば遂に廢立の事を恣にして、**威權**おのづから其一門に歸し、**九世高時**に至り**奢侈**殊に甚しく、元弘三年五月新田義貞が爲に敗亡に及びけり、斯て足利尊氏再幕府を開き、**左兵衛督基氏**を關東の**管領**として鎌倉に置かる。夫より**左馬頭氏満**・**左兵衛佐満兼**・**左兵衛督持氏**相繼て**管領**たり、其頃應安三年九月二十日、大風にて人畜驚散し、**壓死**の者ありし事『**日工集**』に見へたり、其後**左馬頭成氏**關東の主となるに至り、**執事上杉右京亮憲忠**と、矛楯に及びしかば**寶徳**四年六月、京都より討手として**今川上總介範忠**下向あり、成氏は爲に没落し、遂に武藏國菖蒲に遁れ、又下總國古河に移る、是よりして**扇谷の上杉定政**、山内の**上杉顯定**と數年戦争の地となれり、**文龜**の頃**宗祇**此地に經歷して、其形状を見聞しこと『**終焉記**』に記せり、斯て後**星霜**を経て、荒涼たる村落とはなりにけり、

【義家】(よしいえ) 平安後期の武将、頼義の長子、武勇人に勝れ和歌も巧みだった。前九年の役には父と共に陸奥安倍貞任を討ち陸奥守兼鎮守府將軍となり後三年役を平定、東國に源氏勢力の根拠を固めた。(広辞苑)

【安達藤九郎盛長】(注38)

【威令】(いれい) 威力のある命令。

【老臣】(ろうしん) 老年の臣、重臣。

【北條時政】(ほうじょうときまさ) 鎌倉幕府の執權、源頼朝の妻政子の父、頼朝の拳兵を助け制覇後、七國の地頭、頼朝没後初代執權、政子と共に天下の実権を握ったが後、出家。(広辞苑)

【與奪】(よだつ) 与えたり奪つたりする事。

【九世高時】(注39)

【奢侈】(しゃし) 必要程度や分限をこえた暮らしをする。ぜいたく。

【新田義貞】(にったよしさだ) 清和源氏の一族、義家の子義国が下野に下り、その子義重が上野国新田郡に土着して新田太郎と称したのに始まる。義貞は正慶二年(一二三三) 鎌倉に入つて北條氏を滅ぼし左兵衛督に叙される。一三三六年足利尊氏が謀叛後、南朝を守つて戦つたが、越前国藤島(福井)で戦死した。(広辞苑)

【左兵衛督基氏】(注40)

【左馬頭氏満】(注41)

【左兵衛佐満兼】(注42)

【左兵衛督持氏】(注43)

【日工集】(注44)

【執事】(しつじ) 室町幕府の政所・問注所の長官、事務をとり仕切る者。執事職の上杉氏は扇谷・詫間・犬懸・山内の四家に分かれていた。

【上杉右京亮憲忠】(注45)

【今川上總介範忠】(注46)

【上杉定政】(注47)

【上杉顯定】(注48)

【宗祇】(そうぎ) 室町末期の連歌師、号は自然斎・種玉庵・俗に姓を飯尾とする。和歌は東常縁(とうつねより)より古今集の伝授を受け、又、連歌を心敬らに修め、称号「花の本はなのもと」を許され、当時連歌の中心指導者、地方大名の招きで旅に出ること多く、全国に連歌を広めた。編著「竹林抄」「新撰菟玖波集」「萱草」(わすれなくさ)など。(広辞苑)

【終焉記】(しゅうえんき) 宗祇終焉記。宗祇は越後を終世の地としていたが、文龜二年(一五〇二)七月三十日、箱根湯元の旅宿にて八十二歳で没した。遺骸は足柄を越え、裾野の定輪寺に埋葬されたことなどを宗祇の門人、宗長によって記されている。

天文年 間 宗牧が紀行に、感慨の詠吟あり、されど鶴岡八幡宮、江島辨天社等の靈場、且山川の勝地たれば都下の士庶、時となく群参せり、今東は朝比奈の切通に界し「山路を踰れば、武州久良岐郡、六浦に至る」、南は由比の海濱、材木座村に限り、西は極樂寺切通、大佛切通を界とし、北は山ノ内村に至れり、其域内、雪下村、谷合四箇村、小町村・大町村・亂橋・材木座村・長谷村・坂之下村・極樂寺村・扇谷村・山之内村を概して、土俗之を鎌村の十村と云へり、『東鑑』元仁元年の條、載する處の四境と、粗かなへり、さては此域内、昔時鎌倉府下の地にして、『倭名鈔』國郡部に鎌倉郡中鎌倉郷と載するは蓋此地なるべし、鶴岡の地は所屬の村なく、今因て別に總説を附す、江島辨天社も亦同じ、其後關郡小田原北條氏割據の頃は、郡中の地を割て、諸士に附與せし事『小田原役帳』に見え、天正十八年關東御分國の後は御料となり、慶長四年七月彦坂小刑部元正、郡中に證状を出して仕置を示す、是より或は麾下の土にも裂賜ひ、其後尚沿革ありて、今は御料、及び松平大和守のりつね、大久保佐渡守忠保が封邑麾下の土の采地等なり、地形其四至、東は三浦郡及び武藏國久良岐郡に隣り、南は海に邊し、西は總て高座郡に堺ひ、北は武藏國都筑郡及び橘樹郡にも少しく接せり、東西へ長く大抵四里半許に至り、南北は廣き處に至て、凡三里餘に及び、狭き所にて

【宗牧】(そうぼく) 谷宗牧、戦国時代の連歌師、別号孤竹斎。越前一乗谷出身、永正十三年(一五一六)十花千句に参加し数句詠んでいるのが連歌師活動の初出、連歌界の第一人者、各地を旅行、句集に「孤竹」紀行に「東国紀行」など。(国史大辞典)

【勝地】(しょうち) 景色の良い土地。

【士庶】(ししよ) 一般人民、士人と庶民。

【朝比奈の切通】(あさいなきりとおし) 鎌倉七切り通しの一で国史跡。鎌倉と武州六浦を結ぶ軍事・経済上の要路で、旧状を良くとどめる貴重な交通遺跡。幕府は仁治二年(一二四二)新道造営に着手、執権北條泰時自ら馬で土石を運んだという。六浦には良港・製塩地があり、鎌倉が消費都市化するに伴い北條氏がこの道を重視したかが判る。

【土俗】(どぞく) 地方の風俗。

【蓋】(おほう 蓋の異体字) けだし・おおう。おおむね確かなこと。思うに不確かなことを推定するときに用いる助字。

【割據】(かつきよ) 各自が地方を根拠として立てこもること。

【御料】(ごりょう) 幕府の直轄領。

【證状】(あかしじょう) 事実を証明する書状。

【仕置】(しおき) 処置すること。

【麾下】(きか) 將軍直属の家来、旗本。

【大久保佐渡守忠保】(おおくぼさどのかみただやす) (一七九一〜一八四八) 江戸時代後期の大名、大久保忠成の子、文政十年下野(栃木県)烏山藩主六代となる。財政再建法を実施、田谷・長尾台の領主。嘉永元年十月死去。五十八才。

【封邑】(ほうゆう) 領地・知行所。

【采地】(さいち) 卿大夫(けいたゆう)が君主から与えられる知行地。采は官の意で、官職のために授けられた土地をいう。一説に、采は取るの意で、その土地の租税をとるだけで、土地・人民は領有することが出来ないとも云う。



は三十町に足ざる處あり、陸田多く水田少し、用水には専、戸部川の水を引沃ぎ、鼈川・砂押川・境川等の諸流をも灌漑す、されど三分の二は山間の涌泉を引き、溜井を構へ、天水を仰て耕植せり故に早損の患多し、土性は砂礫錯れる地多く、眞土是に次ぐ、野土糯米土は少し、農間の餘資、海邊の村々は専漁釣をなして江戸に運送し、鶴岡江島等の道側に、連居せる家は参詣の遊客に酒食及び諸物を鬻ぎ、東海道係る處は往來の旅客を休泊し、其他は採薪等を業とす、富饒の戸口は稀なり、村數正保の改に八十一、元祿に至り八村を増加す、今又二を増し、九十一村に及び、高正保の改に、二萬三千七百三十五石八斗一升五合、永千五百九十六貫七百四十二文、元祿に至り、高二萬七千六百四十五石一斗四升五合六約となる、前に増加すること、三千九百九石三斗三升六タ、永を減ずること、二百四拾七貫九百四十一文なり、今又増加して總高凡二萬七千九百八十三石六斗九升餘に及び、永は減じて、凡千三百十三貫四百文餘となれり、此餘寺社除地の分は省けり、海道一條、東海道の大路にて、良方武州橋樹郡保土ヶ谷宿より、當國本郡平戸・品野二村の境に入り、數村を経て、坤方高座郡藤澤宿に達す、道程三里五町許、小往還七條あり、五は鎌倉道と唱へ鶴岡八幡宮へ詣ずる巡路を云へり、其一は東海道藤澤大鋸町より東へ分れ、柄澤村に達

【涌泉】(ゆうせん)湧き出る泉。

【溜井】(ためい)灌漑用水を溜めておく場所。

【早損の患】(かんそんのうれい)日照による田畑の損害の心配。

【砂礫錯れる地】(されきまじれるち)砂と小石の混じった土地。

【眞土】(まっち)耕作に適する良質の土。

【野土】(のつち)肥沃で作物栽培に適した土、稲栽培には不向き。

【糯米土】(もちちち)もち米のように粘った土。

【餘資】(よし)余った労力。余った資金。

【鬻ぎ】(ひさぎ)売る。

【富饒】(ぶにゆう・ふじょうとも)富み豊か。

【保土ヶ谷宿】(ほどがやのしゆく)東海道の品川・川崎・神奈川につぐ宿場。保土ヶ谷町・岩間町・神戸町・帷子町からなる。保土ヶ谷二丁目に本陣があつた。

し、夫より渡内等の村々を経て山之内村に至る、道程一里半餘、其一是江ノ島道と唱へ、是も大鋸町より東へ折れ、彌勒寺村に達し、川名・片瀬二村を過ぎ江ノ島に至る、其一是武州久良岐郡別所村より、當國本郡永谷上村に入り、飯島・笠間・小袋谷三村を経て臺村に至り、前の鎌倉道に合す、道程二里餘、其一是東海道戸塚宿より東へ分れ、上倉田村より下倉田・長沼・飯島三村を過ぎ笠間村に至り、前路に合す、「この道筋、笠間村より分れ、巽方公田村に達し、鍛冶谷村・上之村等にて岐路となり、末は武州久良岐郡日野・峯・氷取澤・鎌利屋四村に達する小徑あり」、其一是武州久良岐郡大戸村より當郡峠村に入り、朝比奈切通より、鎌倉に達す、道程二十町許、「幅六尺許、武州金澤より鎌倉への道なり、故に金澤道と稱す」、大山西一條、東海道下柏尾村より南折し、上矢部等の村々を経て、上飯田村より高座郡千束村に達す、中原道一條、武州都筑郡川井村より當國に入り、本郡の北隅を斜通し、高座郡上和田村に達す、道程二十八町許、

○『倭名鈔』所載合郷七 ○沼濱 唱を註せず、『東鑑』建仁二年二月の條に故左馬頭義朝が沼濱の舊宅を壞て、今の壽福寺に寄附せし事見ゆ、按ずるに、今郡中其遺名なし、三浦郡沼間村は本郡に接邇し、殊に海邊を距ること遠からず、盖奴末波麻の唱、いつしか中略して奴末麻と呼し

【沼濱】（ぬまはま）現逗子市沼間、桜山周辺。奈良期に鎌倉郡内に置かれた郷のうち、現逗子市を中心とした地域に沼濱郷が置かれていた。この地域は逗子湾が深く入り込んだ沼地で、それを埋めて土地を開いたことから、沼濱郷の「ぬはま」沼浜の「は」が抜け、転化して沼間になったと伝える。近世には鎌倉郡でなく三浦郡に属す。戦国期には後北條氏の支配下。【故左馬頭義朝】（こさまのかみよしとも）頼朝の父、平治の乱をおこし、平清盛に敗れて尾張に逃れ、長田忠致に殺された。【壽福寺】（じゅふくじ）扇谷にある臨濟宗の寺、正治二年（一一〇〇）北條政子の発願で栄西が開山、鎌倉五山の一。【接邇】（せつじ）近く接している。

より後世沼間の文字に改書せしものか、郡界も變遷せしなるべし、○鎌倉 加萬久良と註す、今郷名を失すれど、鶴岡を始として其四方近隣十四村の地を概して鎌倉と呼べり、蓋此地なるべし、○埼玉 唱を註せず、今郡中に其遺名とおぼしき所だになし、○荏草 草を加也と註せり、されば江加也と唱へしならん、二階堂村荏柄〔江加良天神〕は、蓋〔江加也〕の轉訛にして其所在の地名を、稱せしならん、○梶原 今梶原村あり、○尺度 是は佐加土と唱へしなるべし、さては本郡の接地、高座郡藤澤宿の坂戸町は正しく其遺名にして後世彼郡中に分隸せしならん、○大島 今郡中に斥すべき地なし、但し是は郷名を云ふにあらず、今の江島を斥せるにて其舊名ならんか、○今所唱合郷十一  
○小坂 管する村二十八〔雪下・西御門・二階堂・淨妙寺・十二所・大町・小町・亂橋・材木座・長谷・坂之下・極樂寺・扇谷・山之内・峠・大船・臺・山崎・小袋谷・岩瀬・笠間・長沼・上倉田・下倉田・戸塚宿・矢部町・常葉・片瀬〕、是鎌倉七郷の一なり、〔按ずるに、谷七郷の稱は、『鎌倉大草紙』享徳四年、上杉・長尾亂の條に、鎌倉へ亂入、谷七郷の神社・佛閣を追捕して、悉焼拂と見え、『鶴岡社務職次第』に、小坂郷・小林郷・葉山郷・津村郷・村岡郷・長尾郷・矢部郷と列書す、其うち葉山郷は、今三浦郡にあり・郡界變遷して彼郡に隸せしならん〕、『保曆間記』に、

【埼玉】(さきたて)旧橋立村(現鎌倉市)に比定。

【荏草】(えがや)現二階堂荏柄天神から大町附近までを含む一帯と推定。「正倉院文書」天平七年(七三五)「相模国封戸租交易帳」に記載されているのが初見。「エガヤ」が後に転じて「エガラ(荏柄)になったという。荏柄天神はその遺名。

【轉訛】(てんか)言葉のともとの意が訛って変わることを。

【梶原】(かじわら)現梶原・笛田・手広・寺分・常盤・山崎などの一帯と推定。「倭名類聚抄」に鎌倉七郷の一つとしてあげられるのが初見。殼原(かじはら)の意で、殼(梶)の木が生えた原のこと、殼は楮のことであるといわれる。郷内には、梶原氏の祖先の居館があったと伝えられる。

【尺度】(さかど)鎌倉期の山内荘域。現山ノ内・大船から戸塚区柏尾川流域一帯の地域と推定される奈良期平安期の郷名。「正倉院文書」天平七年(七三五)「相模国封戸租交易帳」に食封として尺度郷五十戸、田二二五町八反二七步、不輪租田五一七町二反二七步、見輪租田一六八反二〇步とあるのが郷名の初見。他の諸郷に比べて、田数が多いことから、開発の進んだ地であることが推定される。

(鎌倉の地名由来辞典)

【大島】(おおしま)現戸塚区附近と推定、「倭名類聚抄」に鎌倉七郷の一つとしてあげられるのが初見。「大同類聚方」に「大島葉」の処方を鎌倉郡大島里人が伝えたという記載がある。

【保曆間記】(ほうりやくかんき)雑史。一卷。作者未詳。南北朝時代初め成る。保元の乱以降、後醍醐天皇が崩御した暦応二年(延元四、一三三九)までの治乱興亡を扱った書物。書名の由来もここにある。漢字仮名交じり文。巻頭の漢文体の序文によれば、「自二保元乱一以来、僅不レ足二二百余歳一」とあるから、保元年間(一一五六―五九)から数えて、正平年間(一一四六―七〇)の後半に著作されたと推定されている。鎌倉幕府の動静に詳しく、特に後期の幕府に関する事件については、他の書物では知ることが出来ない経緯を載せている点があるので、作者は武家方の者であろうと考えられる。古来、小篇の冊子ではあるが、鎌倉時代を通覧できる点で重宝とされ、またそのため諸本に異同が少なからず生じている。(国史大辭典)

小坂郡とのせ、永正六年の文書にも小坂郡長尾郷と見ゆれど、

こは全く當時の偶記にて、郡名に唱へし證とは云ひ難し、

○小林 鎌倉七郷の一にして鶴岡及び梶原村此郷に屬す、

『東鑑』治承四年十月の條にこの郷名見えたり、

○津村 管する村五『東鑑』建仁二年二月の條に、積良

と記せるも此地なり、是も鎌倉七郷の一なり、○村岡 管

する村十六、其内玉繩領と唱ふるもの六あり、古くは建久

二年の文書に此郷名見えたり、鎌倉七郷の一なり

○長尾〔奈賀乎〕五村を管す〔長尾臺・飯島・金井・小雀・

田谷〕、鎌倉七郷の一にして正元元年〔鶴岡八幡宮藏〕の

文書に、長尾郷と載せ、其餘往往所見あり、○矢部 管する村四、

鶴岡八幡宮藏、寶治元年の文書に、谷部郷とあるも當郷

を云へるなり、谷部に作るは偶記の訛なるべし、是も鎌

倉七郷の一なり、○洲崎 管する村二『太平記』『日工集』

等に此郷名見えたり、永祿・天正の際の物には多く須崎に

作れり、今は舊に復せり、○本郷〔保武加守〕管する村六

〔上之村・中之村・鍛冶ヶ谷・小菅ヶ谷・桂・公田〕、文保

元年建武二年等の文書〔上之村證菩提寺藏〕一、山内庄本

郷と記す、さては此六村をもて、山内庄の原村と云ふべき

なれど、今現に山内村あれば其然否知べからず、

○舞岡 舞岡村一村、此郷名を唱ふ、古は前岡と記す、

大永七年・天文十八年等の文書に見ゆ、○野庭 下野庭一

【偶記】(ぐうき) 思いがけずたまたま記す。

【然否】(ぜんび) しかれども否む。

村、此郷名を唱ふ、天文十八年の文書に野場と記し、『北條役帳』に野葉に作る、皆當時の偶記なり、○永谷 管する村十二、『北條役帳』に、永谷の名初て見ゆ、郷名に唱へしは、古き事にはあらず、

○今所 唱 合庄三二 ○山之内〔也未能宇知〕 山之内村以下、七十一村是に屬す、『東鑑』治承四年十月の條に、**瀧口三郎經俊**、山内庄を召放さるとある、是庄名の物に見えたる始なり、○西見 上俣野村以下九村是に屬す、○深澤上町谷村以下十村是に屬す、深澤の唱は古くよりあり、又中古は、南北に分ち唱へし事あり、庄名の物に見えたるは、『日工集』貞治元年三月の條に相州北深澤庄云々とあるを、始と云はん、元仁元年六月祈雨のため、**靈所七瀬の祓**を行る、當所其一なり、關東に於て此儀を行ふ事、是を始と云ふ〔六月六日**炎旱涉旬**、**仍今日爲祈雨被行靈所七瀬御祓**、由比濱國道朝臣・金洗澤池知輔朝臣・固瀬河親職・六連忠業・狹河泰貞・杜戸有道・江島龍穴信賢、此御祓關東今度始也〕、

○境川 郡の西方高座郡界を流る、故に此名あり、北方武州多摩郡相原村より、當國高座郡下鶴間村と本郡瀬谷村との堺に入り、郡界を南流すること四里餘にして、末は片瀬村にて海に入る、此水路彌勒寺村邊にては藤澤川と呼び、流末片瀬村に至りては片瀬川と稱す、此水を以て、田間に沃ぐ村三あり、

【瀧口三郎經俊】（たきぐちさぶろうつねとし）山内首藤經俊。藤原秀郷の子孫、首藤資清（すどうすけきよ）曾孫、俊通（としみち）が鎌倉郡山内荘（現鎌倉市）に居住し、山内氏を稱したのにはじまる。

ななせのおはらいをせらる（よって今日雨が降るよう祈って靈所である七つの瀬で御祓いをせらる。

代々源氏の郎党であったが、經俊の時頼朝の拳兵に敵対し、山内荘は没収、母の摩々尼は頼朝の乳母だったのでその嘆願により命は助けられる。後許されて御家人となり伊勢・伊賀の守護となる。通称の滝口は清涼殿の東北方の御溝口（みかわのみず）の落ちる所に滝口の陣があり、平安時代以降藏人所に属し、宮中の警備に當つた武士は滝口を詰所にしていたからという。

【七瀬の御祓】（ななせのおはらい）平安時代以降宮中で毎月又は臨時に吉日を下して行われた陰陽道の御祓い。天皇の災禍を負わせた人形（ひとがた）の撫物（なでもの）褌や祓いなどに用いた人形や衣服。それで体をなでて、汚れや災いを移し、七つの瀬に七人の勅使が持つていつて流した。

【炎旱涉旬】（えんかんじゅんにわたる）日照が十日に渉る。

【仍今日爲祈雨被行靈所七瀬御祓】（よってこんにちきうをなしれいしよ

○戸部川、源、下野庭村より起り、永谷上村に至り、馬洗川と呼び、上柏尾・下柏尾・名瀬三村にては永谷川、或は赤關川とも稱す、吉田町以下九村に至りては柏尾川と唱へ、岡本村にて始て此川名を得、流末十一村、戸部川と稱す、又小館川と唱ふる村四あり、末は川名・彌勒寺二村の境にて境川に合す、此水流を以て田間に沃ぎ、水田を耕植する村許多あり〔永谷上・永谷中・戸塚宿三ヶ町・長沼・上倉田・下倉田・上柏尾・下柏尾・關谷・岡本・植木・前山田十四村なり〕、水防堤を設く〔高七尺より二丈〕、

○颯川〔伊太知可波 〇新橋川・本郷川附〕、川名、一に出立に作れるものあり、源、上ノ村上川の下流、隣村鍛冶谷村に至り、河内川と云ふ、又上ノ村下川の下流、公田村にて河内川と合し一流となり、公田・桂・小菅谷三村にて此川名を唱へ笠間・飯島の二村にては新橋川・或は本郷川と呼び、直に二村の堺にて柏尾川に合す、〔幅四間〕『兼好家集』に此川名を句の頭にすゑて、旅の心を詠ぜし歌あり、〔曰、相模國いたち川といふ所にて、此所の名を句の頭にすゑ、旅の心を、いかにわかたちにし日よりちりのゐて、風たにねやをはらはさるらん〕上之村、及び笠間・小菅谷・飯島四村此水を引て田間の用水となす、水防堤あり〔高五六尺〕

新編相模國風土記稿 卷之六十九

村里部 鎌倉郡 卷之一 終

新編相模國風土記稿 卷之七十

村里部 鎌倉郡 卷之二

山之内庄 鶴岡〔都留賀遠可〕一

正元元年七月、社領、當國長尾郷の内、田屋・金井兩村、課役の事により執權相模守政村より別當大藏卿定雅に下知を傳ふ、〔社藏文書曰、鶴岡八幡宮領相模國長尾郷田屋・金目兩村、内田作事、勘合供米分限役、分付下地之外無餘剩之處、或號鶴岡掃地等駈催百姓、或稱寶藏上葺以下支配所課之間、供料減少之由就申之、被尋社務訖、如雜掌如月行長等申者、依爲地頭之役、不宛催供僧分領云々、此上不及子細、向後停止社家使亂責、可令領知也、者依仰執達如件、□嘉三年七月十三日、大藏卿僧都御房、相模守華押、按ずるに、田屋・金目共に當郡の屬、今金井に作る、年號嘉字の上蠢食す、盖正嘉なるべし、今年正元と改元あり〕、

(右の読み下し文)

〔社藏文書に曰く、鶴岡八幡宮領相模國長尾郷田屋・金目兩村の内、田作の事、供米の分限役(税の割り当て等について)を勘合せしところ、分付きの(本百姓の名を付した)下地の外には余剩無き處、或いは鶴岡掃地等を駈催百姓と號し、或いは寶藏上葺と稱し、以下支配所の

【社領】(しやりょう)八幡宮の領地。社の領地。

【長尾郷】(ながおごう)長尾台の地名の元となった長尾郷は、田谷・金井・小雀から飯島辺りまでを含んだ地域で、中世の文書などにその名が頻出している。この地名は古へ長尾氏が字台ノ上に居住したことによるといふ。慶長年間(一五九六〜一六一四)には郷名を廃して長尾台村と稱するようになった。

【課役】(かえき)仕事を割り当てる事、割り当てられた仕事。律令制では課は租と調、役は庸と雜・徭とをさす。中世・近世では年貢や夫役など租税一般。

【大藏卿定雅】(おおくらぎようぞうざい)が令制の大藏省の長官。花山院定雅、一二二八〜一二九四、鎌倉後期の公卿。

【田作】(でんさく)農人。田圃での仕事。農作。耕作。

【勘合】(かんごう)考え合わせる事、調べあわせる事。

【分限役】(ぶんげんやく)その者の身分、地位などでぎりぎりの能力。範圍の限界。

【分付】(ぶんつき)近世、検地帳などで「某々分」と田畑所持の本百姓名を肩に付する記載様式。

【下地】(したじ)物事をなすための基礎

となるもの、土地・土台。

【駈催】(かけもよおす)駈け回って促し立てる。人数などを寄せ集める。

【寶藏上葺】(ほうぞうじやうわぶき)宝物を納めてある藏の屋根を葺き替える事。

【供料】(ぐりょう)供養の料。

【雜掌】(ざつしょう)古代・中世に国衙・莊園・公卿・幕府などに属して種々の雜事を扱った役人。

【分領】(ぶんりょう)分けて領すること。

【執達】(しつたつ)上意を受けて下に傳達すること。

【僧都】(そうず)僧綱(そうごう)の一、僧正につぐ僧官、後に大僧都・權大僧都・少僧都・權少僧都に分けた。

【御房】(ごぼう)寺院または僧侶の敬称。

課する間は、**供料**を減少する由、申すに就き、社務を尋ねられしも、**雑掌**如月行長等が申すには、地頭の役（扱う税）と為すに依り、**供僧**分の領には宛て催さず云々、此の上は子細に及ばず、今後社家の使用を禁止し亂れを責め、**領知**令む可しなり、仰せに依り**執達**件の如し、**嘉三年七月十三日**、大藏卿僧都御房、**相模守華押**」

正安三年五月、**供田**、當國長尾郷田屋村、**供料未進**により**相模守貞時**・**陸奥守宣時**、**連署**の状を出せり〔**相承院**文書曰、鶴岡八幡宮寺**供僧賢淳僧都**、**良演律師**申、**相模國**長尾郷田屋村内、**供田捌段大**、**所當米未進**事、**右壹分**、**地頭**加世孫太郎長親、年々未進之由訴申之處、可遂結解之旨、**進陳狀**死去畢、仍遂其節可究濟之旨、正安元年六月、被下知于子息等之後、同十月、雖**下御教書**、猶不叙用之□、去年十月以**奉行**人政連、**宗實**使者、重下御教書畢、于今延引之條難通其咎、爰於當社**供田**者、**地頭背**下知之時、被付下地於**供僧**事有先傍例、然則於賢淳分五段三百歩、**良演**分貳段參百歩者、停止地頭之知行、所付**供僧**也、者依**鎌倉**殿仰、下知如件、正安三年五月十六日**陸奥守**平朝臣、**相模守**平朝臣各華押、按ずるに、田屋村の事は、正元元年の條にも見ゆ〕、

【相模守貞時】（注49）

【陸奥守宣時】（注50）

【所當米未進】（しよとうまいみしん）田租・皇租で正税となる米が未だ納めていない事。

【壹分地頭・惣地頭】（いちぶじとう・そうじとう）鎌倉時代、荘園の分割相続によつて細分化した数名の小地頭（一分地頭）で、これを支配した者が惣地頭。

【律師】（りつし）戒律に通じた僧。僧綱の第三位で僧都につぐ僧官。正・権の二階に分れ五位に準じた。

【陳狀】（ちんじょう）陳述の文書。中世、訴人（原告）の訴狀に対して論人（被告）の提出した答弁書。

【御教書】（みぎょうしょ）三位以上の公卿の出す文書で、家司（けいし）が奉書の形式をとつて下達するもの。摂関政治と共に公的なものとなり、中世には幕府將軍の文書も執権・管領などがこの形式をとつて出した。室町時代以降一種の美称となり、將軍の直狀を御御教書と称した。

【奉行人】（ぶぎょうにん）上命を奉じて事を執行すること、政務を分掌して一部局を担当する。鎌倉・室町時代では評定衆・引付衆の略。

【政連】（まさつら）三浦政連。

【宗實】（むねざね）土屋宗實。

【供僧】（ぐそう）供奉僧（ぐぶそう）の略。僧侶の身分。

【鎌倉殿】（かまくらどの）將軍久明親王。

【社家】（しゃけ）世襲神職の家筋。神主。

【朝臣】（あそん）吾背臣（あせおみ）の約。はじめ皇別氏族や有力な氏に与えられたが、後、単に身分を表し敬称ともなつた。



(右の読み下し文)

〔相承院文書に曰く、鶴岡八幡宮寺供僧賢淳僧都、良演律師申す、相模國長尾郷田屋村の内、供田捌段<sup>二四〇歩</sup>、所當米未進の事、右の壹分地頭加世孫太郎<sup>ながちか</sup>、年々未進の由を訴え申せしところ、結解<sup>けつげ</sup>を遂げるべく旨を陳状進りて死去す、仍つて其の節を遂げて究済<sup>きゆうさい</sup>すべく旨、正安元年六月、子息等に下知せられし後、同十月に御教書を下されしと雖、猶用は叙されず、去年十月奉行人政連は宗實を以て使者とし、重ねて御教書を下され畢え、于に今延引の條は其咎<sup>そのとが</sup>を遁れ難く、爰に於て當社の供田は地頭が下知に背きし時、供僧の下地に付けられし事、先に傍例有り、然るに、則ち賢淳分として五段三百歩、良演分として貳段參百歩、地頭の知行を停止せし所は供僧に付けらるなりと言えれば、鎌倉殿により下知せらるること件の如し、正安二年五月十六日陸奥守平朝臣、相模守平朝臣各華押〕、

正和三年七月 社領當國長尾郷田屋・金井兩村課役の事により瀬時下知を傳ふ〔相承院文書曰、鶴岡八幡宮領、相模國長尾郷田屋・金目兩村 内田作事、勘合供米分限役、分付下知之外、無餘剩之處、或號鶴岡掃地等駟催人夫、或稱寶藏上葺以下支配所課之間、供料減少之由就申、

被尋社務訖、如雜掌如月行長等申者、依爲地頭之役、不  
宛催供僧分領云々、此上不及被推問、向後停止社家使亂責、  
可令領掌也、者依仰執達如件、正和三年七月十三日、  
信濃僧都御房、相模守華押、按ずるに、此兩村課役の事、  
正元元年及正安三年の文書にも見ゆ、

(右の読み下し文は35～36頁を参照)

新編相模國風土記稿 卷之七十

村里部 鎌倉郡 卷之二 終

新編相模國風土記稿 卷之七十七

村里部 鎌倉郡 卷之九

承久元年正月實朝右大臣の拝賀として参宮あり、退去  
の時、公暁窺来て是を殺す、依て諸將別當坊を襲ひ、僧侶  
と戦ふ、公暁は後見の僧が宅に至り、使をして三浦義村に  
合力の事を示さしむ、義村此事を、直に北條義時に告げ、  
其下知を得て長尾新六定景をして、是を誅せしむ、公暁時に  
年二十なり『社務職次第』、

新編相模國風土記稿 卷之七十七

村里部 鎌倉郡 卷之九 終

【公暁】(くぎよう)源頼家の第三子、父の死後、鶴岡八幡宮別当。父の仇を報いると称して源実朝を八幡宮の社前で斬り、三浦義村の部下、長尾定景に殺された。(一一〇〇～一一一九)

【三浦義村】(みうらよしむら)鎌倉初期の武将、義澄の子、源頼朝に仕えて戦功をたてた。実朝將軍の時、幕府の元老、和田義盛の拳兵にさいして北條方に味方し、北條氏の信任が厚かった。

【長尾新六定景】(ながおしんろくさだかげ)長尾氏は桓武天皇の流れをくむ坂東八平氏の一つで、良文(平姓 高望王の子)の孫、景村が相模国鎌倉郡長尾郷(栄区長尾台町)を本拠地として長尾氏を称したのが初めといわれる。頼朝が旗揚げした頃、景村の子孫に新六定景がおり、石橋山の合戦では佐奈田義忠を討ち取るなど、勇猛で聞えていた。その後、源実朝を暗殺した公暁(源頼家の子)を北條氏の命により、討ち取っている。

【誅】(ちゆう)罪をせめること。罪あるものを殺すこと。

新編相模國風土記稿卷之九十九

村里部 鎌倉郡卷之三十一

山之内庄

○岩瀬村 (略)

○今泉村 (略)

○笠間村 (加佐萬牟良) 江戸より十一里廿町餘、

小坂郷に屬す建武二年三月近藤出羽次郎清秀村内地

を上村證菩提寺域内新阿彌陀堂供僧の料田に附す〔證菩

提寺文書に據る、全文は彼寺の條に引用す〕小田原北條

氏割據は松ヶ岡東慶寺領〔『役帳』曰、岡殿、卅貫文、

東郡笠間之内及〕松田左馬助知行し同氏筑前守因幡守

等にも配當せり〔松田左馬助、百八十貫文、笠間、此内百

貫文、筑前、五十貫文、因幡、三十貫文者、彼地水旱檢地

故、年貢無之由、尾張守申候、是者左馬助致代官、兩人

に御藏出同前被下付而無役〕、家數六十、廣十四町餘、

十二町餘〔東、公田・岩瀬二村、西、長尾台村、南、大船村、

北、飯島・小菅谷二村〕、檢地は慶長十一年十一月中川勘

助安孫糾せり、今森川内膳正俊知領分なり、戸塚宿より

鎌倉鶴岡への路村内に係る〔幅二間〕、

○高札場

〔笠間村〕(注51)

〔小坂郷〕(注52)

〔近藤出羽次郎清秀村内地を上村證菩提寺域内新阿彌陀堂供僧の料田に附す〕近藤出羽次郎清秀は鎌倉郡小坂郷の領主。〔供僧の料田に附す〕について、證菩提寺新阿彌陀堂の讚岐僧都行辨分、屋敷本郷宇津尾堀(大堀方)田二町、三段白山堂、

五段柳坪、三段猪鼻、三段笠間、六段志比禮)として記載されている。このように僧侶の所領としてわたす。

〔證菩提寺〕(注53)

〔新阿彌陀堂〕(注54)

〔松ヶ岡東慶寺〕(注55)

〔岡殿〕(おかどの) 東慶寺をいう。

〔松田左馬助〕(まつださまのすけ) 小田原北條氏の家臣。小田原衆の一人(戦いになつた時、小田原城主の支配下に組み入れられて、その指揮を受け戦つた武士といわれる)。

〔三十貫〕(さんじゅうかん) 小田原北條氏は知行高を貫によって表示している。一〇〇〇文で一貫とされ、三十貫では三〇〇〇〇文となる。一〇〇〇文で米一斗四升とされていたようである。

〔筑前、五十貫文、因幡、三十貫文者、彼地水旱檢地故、年貢無之由、尾張守申候、

是者左馬助致代官、兩人に御藏出同前被

下付而無役〕彼の地(笠間)の檢地理由に洪水・日照り故、年貢これ無き由、尾張守申し候、左馬助、是の者の代官を致す、筑前・因幡の兩人に御藏出しは前と同じく下されども役は無し。

〔代官〕(だいかん) 主君にかわつて官職を代行する者。

〔水旱〕(すいかん) 大水と日照り、洪水と旱魃。

〔年貢〕(ねんぐ) 毎年の貢物、田や畑を借りている人が地主に納める米やお金。

〔表〕(ぼう) 広さ。

〔糾せり〕(ただせり) ただすこと。取調べ。吟味。

〔中川勘助安孫〕(なかがわかんすけやすまご) 旗本。

〔森川内膳正俊知〕(注56)

〔戸塚宿より鎌倉鶴岡への路村内に係る〕(注57)

〔高札場〕(こうさつば) 法度(はつと)・掟書(おきてがき)などを記し、又、さらし首・重罪人の罪状を記し、人目を引く所に高くかけた板札・立て札を立て置く場所。神社や寺、名自宅の近くに立てられている例が多い。笠間では二丁目、現小笹医院附近に立てられていた。

○小名 △反町〔曾利満千〕 △田立〔多利宇〕 △岩井口

○戸部川 村の西界を流る〔幅八間餘、柏尾川の下流なり〕、

○新橋川 村の東北を延亘し戸部川に合す〔幅六間餘、

源は、上之村より出づ、本郷川とも唱ふ〕、此水を村内の

用水とす、河涯に小堤を設く〔高五尺許〕土橋を架す〔長

七間餘、小袋谷と組合持〕、

○青木明神社 村の鎮守、村持、下同、○神明宮 ○山王社

○荒神社 ○鹿島社

○法安寺 笠間山智光院と號す、浄土宗〔鎌倉光明寺末〕

開山良專〔智光持阿と號す〕、文和二年の創建後年衰微して

永正五年義順〔本山十五世、法譽智聰と號す〕、中興

す、本尊彌陀 △觀音堂 十一面觀音を安ず、○地藏堂

法安寺持、

◎長沼村〔奈我奴末牟良〕 江戸より行程十里十七町、

小坂郷と唱ふ、民戸三十三、東西五町餘南北六町餘〔東、

飯島・下倉田二村、西、戸塚宿、南、飯島村、北、下倉田村〕、

小田原北條氏割據の頃は安田大藏丞知行す〔『役帳』曰、

六十貫文、東郡長沼、安田大藏丞〕、今御料、及び水野

美濃守忠篤が知る所なり〔始大久保山城守忠高領分なり

しを文化八年、松平肥後守容衆に替り、文政四年、御料と

なり、同年、美濃守忠篤に裂賜ふ〕檢地は元和七年と傳ふ、

【反町】(そりまち)、五丁目のいたち川花の木公園辺りの地名。建武二年、證菩提寺

供僧の料田として「曾利町」の記載が初見。

【田立】(たりゅう)、田立町内会館、鹿島神社など三丁目を主体とした所の地名。

【岩井口】(いわいくち)バス停岩井口辺り。昭和五十八年、発掘により、先土器時代のナイフ型石器や縄文時代の土器片出土、

岩井口遺跡として知られる。

【戸部川】(とべがわ) 柏尾川に狹川(新橋川)が合流した所から下流が戸部川なのだが、現在は一般に柏尾川と呼ばれている。

【新橋川】(にいばしかわ) 源は上之村(上郷町)より出、上川・下川が区役所裏で合流した所から新橋までを「狹川」という。

その先、新橋から柏尾川に合流するまでを新橋川(本郷川とも)という。

【河涯】(かがい) 川の水ぎわ。

【青木明神社】(あおきみょうじんしゃ) 笠間の鎮守、祭神手力雄命(たじからおのみこと)・伊弉諾命(いざなぎのみこと)・伊弉冉命(いざなみのみこと)、社伝によれば、建武二年(一二三五)鎌倉郡小坂郷の領主近藤出羽次郎清秀の建立と伝える。

【神明宮】(しんめいぐう) 祭神、天照大御神、近年、青木神社に合祀、笠間十字路から笠間中央公園に抜ける旧道途中の

右奥の石段を上がると山頂に、「天照皇大神宮」と刻まれた石碑がある。

【山王社】(注58)

【鹿島社】(かしましや) 田立の鎮守。祭神武甕槌神(たけみかづちのかみ)。笠間三丁目、バス停岩井口奥の高台に鎮座。その創建については不明。

【荒神社】 不明。

【法安寺】(ほうあんじ) 院号の智光院は開山した智光持阿上人の法名、智光了專による。鎌倉郡三十三觀音靈場十五番札所。札所本尊は弘法大師爪彫觀音石仏。

【浄土宗】(じょうどしゅう) 法然が念仏を唱えれば極楽浄土へ行けると解りやすく仏教を説いたのが、後の浄土宗である。

【開山】(かいざん) 寺院の創始者。また宗派の祖。

【鎌倉光明寺】(注59)

【長沼村】(注60)

【大久保山城守忠高】(注61)

【松平肥後守容衆】(注62)

鎌倉道係る、「幅八九尺」

○高札場 ○小名 △小谷 △堀内 △辻前

○柏尾川 村の西界を流る「幅六間」、橋を架す岸邊に堤防あり

○八幡宮 村の鎮守なり、祭祀九月十八日、金藏寺持、

○神明宮 村持下同、○道祖神社 ○熊野社

○正安寺 臨濟宗〔鎌倉圓覺寺末〕長沼山と號す、本尊三尊

彌陀〔中尊三尺三寸、脇士各一尺八寸、共に親鸞作、彌陀像

に善信と刻し、華押を題す〕、古は天台宗にて能滿寺と號す、

親鸞鶴岡にて藏經校合の時止宿せしに住僧月應彼宗に歸依

し改宗すと云、其後廢蕪せしを土雲再造して禪刹となし、

今の寺號に改む、故に今雲を開山と稱す〔雲は、建武二年

十月七日卒〕、○長徳寺醫王山と號す〔本寺前に同じ〕當

寺も土雲の建る所なり、本尊藥師 ○金藏寺 三瀧山

長沼院と號す、古義眞言宗〔手廣村青蓮寺末〕、本尊不動

○上倉田村 (略)

○下倉田村 (略)

○戸塚宿 (略)

○吉田町 (略)

○矢部町 (略)

### 新編相模國風土記稿卷之九十九終

【小谷】【堀内】【辻前】長沼村は明治の耕地改正の時、旧来の地名を改正と変更しているのので、地元でも昔の地名を知っている人はいない。

【柏尾川】(かしおかわ) 柏尾川は平戸永谷川と阿久和川が柏尾町で合流した所からか柏尾川と名をかえ、その先、舞岡川・狹川・関谷川・大面川・砂押川・小袋谷川などが流れ込み、藤沢駅の下流で境川に合流する・長さ十一キロメートルの二級河川。

【八幡宮】(はちまんぐう) 村の鎮守。祭神第十五代応神天皇、社伝によれば創建は慶長十年(一六〇五)という。祭祀は金藏寺が行っていた。

【神明宮】(しんめいぐう) 神明宮が祭られていた通称伊勢山を東電が鉄塔を立てる為買取したので、神明宮は八幡神社左横の石段を上がった所に遷宮されている。【道祖神社】(どうそじんじや) 八幡神社の境内に「道祖神」と刻まれた石碑が二基あるのをいうか。？。

【熊野社】不明。  
【正安寺】(しょうあんじ) 平成二十一年、本尊の木造阿彌陀如来立像・木造觀音・勢至の兩菩薩像は横浜市有形文化財に指定されている。又、廢寺になった長徳寺の本尊、木造藥師如来像と十二神將、金

藏寺の木造不動明王像は客仏として祀られている。

【臨濟宗】(注63)

【鎌倉圓覺寺】(かまくらえんがくじ) 鎌倉山ノ内にある。臨濟宗円覺寺派の大本山。山号は瑞鹿山、弘安五年(一二八二)北條時宗の建立。開山は祖元、鎌倉五山の第二位、舍利殿は禅宗様建築の代表的遺構。

【華押】(かおう) 署名の下に書く判。書判(かきはん)ともいい、中世には判・判形(はんぎよう)と称した。初めは名を楷書体で自署したが、次第に草書体で書いた草名(そうみよう)となり、さらに様式化したものが華押である

【天台宗】(注64)

【藏經校合】(ぞうきようきようごう) 經典の写本や印刷物などで、本文などの異同を基準とする本や原稿と照らし合わせることを。(広辞苑)

【土雲】(注65)

【禪刹】(ぜんさつ) 禅宗の寺院。

【古義眞言宗】(こぎしんごんしゅう) 眞言宗の一派、新義眞言宗に対して高野山など従来伝わった教理・本地法身説の古義を守る系統。(広辞苑)  
【手廣村青蓮寺】(注66)

新編相模國風土記稿卷之百

村里部 鎌倉郡卷之三十二

山之内庄

◎**上之村**〔加美能牟良〕 本郷六村〔當村及中之村、鍛冶ヶ

谷、小菅ヶ谷、桂、公田の六村を云、故に今皆本郷と唱ふ〕の一なり、江戸より行程十二里餘、古は本郷を以て闔稱とす、其名古書に往々見えたり〔證菩提寺藏、文保元年建武二年の文書に**山内庄本郷**、永徳二年・應永廿七年の文書に、山内本郷と見ゆ、さては山内庄の原村なるべく

覺ゆれど、今別に山内村あれば、猥りに是非を辨じ難し〕今の如く分村せし年代傳はらず〔正保の改には、今の如く六村に分載す〕、此地は郷中の東、上の方にあるを以て今の村名を負せしと云、されど其地域は犬牙せり、就中、中之村とは**錯雜**して**四隣廣袤**各村に辨別しがたし、今合て是を云に凡東西一里半南北十五町許〔翼、峠村、南、十二所・二階堂・西御門・今泉四村、坤、公田・桂二村、乾、小菅谷・

鍛冶ヶ谷二村、及武州久良岐郡金井村、東、久良岐郡峯・氷取澤・宿・坂本四村〕、山村にて高低多し、戸數七十一、檢地は延寶六年七月成瀬五左衛門改む今**松平大和守矩典**領分なり〔元祿十一年八月、本多五郎左衛門・土屋市之丞・榊原主計の三人に領を賜ひ、文化八年三月御料

【上之村】（注68）

【風土記稿卷之百 村里部 鎌倉郡 卷之三十二】には、「いかにして たちにし日より ちりのきて 風だに聞をはらはざるらん」と記され、風土記稿卷之六十九 村里部 鎌倉郡卷之一には、「いかにわか たちにし日より ちりのあて、風たにねやを はらはざるらん」と記されている。「いかにして」と「いかにわか」の違いだが、兼好家集には、「いかにわか」と記されているので、鎌倉郡卷之一に記されているのが正しいと思われる。

【上之村】（注68）

【山内本郷】（注69）

【錯雜】（さくざつ） 入り乱れていること。込み入っていること。

【四隣廣袤】（しりんこうぼう） 隣近所の土地の広さ。面積。広は東西、袤は南北の広がり。

となり、同年六月、松平肥後守容衆に賜ひ、文政四年五月、今の領主に替る」、**金澤道**係れり〔幅六尺、東方武州久良岐郡宿村に通ず〕、**飛地鍛冶ヶ谷**〔二段〕公田〔七段〕二村の内にあり、

○**高札場** ○**小名** △**坂中** △**尾付** △**矢澤**〔村内證菩提寺藏、建久八年の文書に、東限坂中并小槻峯、南限谷澤木戸口と見えしは、已上三所を云るなり〕

△**柳坪** △**竹ノ内** △**鍛冶谷口**〔此地鍛冶ヶ谷村に邊す、故に此名ありと云ふ〕、△**森ノ木** △**櫻井**△**梅澤** △**後田**〔宇之呂陀、○已上七所は證菩提寺藏、建武二年、新阿彌陀堂供僧以下、**料田坪付**の書中に、讚岐僧都行辨分、田五段柳坪、大夫法印昭辨分、屋敷本郷田所、讚岐房跡竹内、田一町鍛冶ヶ谷口、四段杜木、三位律師實脩分、屋敷本郷櫻井、田四段梅澤、**下部鏡法分**、田二段後田、田二段鍛冶ヶ谷口と見えたるもの是なり〕、

【松平大和守矩典】(まつだいらやまとのかみのりつね) 江戸時代後期の大名。

寛政九年生まれ、松平直恒の三男、兄直温の養子となり、文化十三年武蔵川越藩(埼玉県)藩主松平(越前)家四代、文政十年將軍徳川家斉の二十五男紀五郎を養子に迎えた。天保十二年二万石の加増。藩校講学所(博諭堂)を創設、また川越版「日本外史」を刊行させた。嘉永二年死去、五十三歳。初名は矩典。通称徳之助。(日本史諸家系図人名辞典)

【金澤道】(注70)

【飛地】(とびち) 同じ行政区画に属するが、他に飛び離れて存在する土地。近世城つきの領地にたいし、遠隔地に分散している知行地。

【高札場】(こうさつば) 上郷の高札場は、庄戸郵便局下と、バス停稲荷森近く、旧道と四号線が交わる辺りの二ヶ所に立てられていたという。

【小名】(こな) 村または町を小分けした名。小字(こあざ)

【柳坪】(やなぎのつば) 建武二年、近藤出羽次郎清秀が供僧の料田の数を定めた中に、讚岐僧都行辨分として「五段柳坪」の記載があるのが初見。「柳坪」の所在地は上郷・舞岡線東側、ガードをくぐった先辺り。上郷町四〇〇番地辺り。

【竹ノ内】(たけのうち) 「太夫法印昭辨分、

屋敷本郷田所讚岐房蹟(竹内)として記載。公田交差点近くの地名。

【鍛冶ヶ谷口】(かじがやぐち) 鍛冶ヶ谷への入口の意味、建武二年證菩提寺新阿彌陀堂料田に、鍛冶ヶ谷口と見えているのが初見。

【森の木】(注71)

【櫻井】(さくらい) 桜井小学校から桜井橋辺りの地名。地名は建武二年が初見。造成に伴い崖面下から五輪塔・石仏などが出土している。

【梅澤】(うめざわ) 庄戸郵便局前の坂道から白山神社一帯にかけての地名。梅沢も建武二年證菩提寺新阿彌陀堂料田として記載されている古い地名。光明寺は梅沢山と号している。

【後田】(うしろだ) 鎌倉街道に面した関輪業後方辺りから和田医院辺りの地名。桂町六八〇番地〜七〇〇番地辺り。

【料田坪付】(りょうでんつばつけ) 僧侶の所領を条里制の区画の坪によって田地の段別・所在などを表示している。

【田所】(たどころ) 大化前代から発達した貴族・豪族の農園。王朝時代国司庁に属し、田畑を司どった役所。荘園の役人の一種。

【下部】(しもべ) 召使、雑事に従事した下役。

△うとう田〔同坪付書中に、讃岐僧都行辨分、屋敷本郷  
宇津尾堀とある、即此地の事にして、今うとうと云ふは宇  
津尾の訛轉なるべし〕△房中〔證菩提寺坊中の跡と云ふ〕、  
△中房〔是も坊蹟なるべし〕△新福寺 △薬師堂 △地藏  
堂 △ぢんがん堂 △經堂〔以上五所皆佛宇の蹟なりと傳  
ふ〕、△高塀〔證菩提寺總門の廢蹟なりと云ふ〕、  
△西行坂 △猪尾 △馬場 △番匠面 △鍛冶ヶ谷臺  
△中臺 △山王臺 △柳作 △狐塚 △殿畑 △長者久保  
○坂三 猿田坂〔武州久良岐郡金井村に達す、登三町許〕、  
白坂・梅澤坂〔共に武州金澤道なり登同上〕等の名あり、

【うとう田】(うとうだ) 風土記稿に「今  
うとうと云ふは宇津尾堀の転化なるべし」  
と記されている。うとう田は舞岡・上郷  
線西側、上口橋辺りの地名。

【新福寺】(注72)

【薬師堂】(注73)

【經堂】(注74)

【高塀】(たかへい) 柏陽高校後方辺りの  
地名。風土記稿に「證菩提寺總門の廢蹟  
なりと云ふ」とあり、高塀には證菩提寺  
の総門があつたと伝えている。近世文書  
によると「高平」と記されたものもある

【西行坂】(さいぎょうさか) 開発前は證  
菩提寺の北から寺の後方に繋がる坂道が  
あり、西行坂と呼ばれていた。

【猪尾】(いなお) 不明。

【番匠面】(ばんじょうめん) 元大橋二町  
目の高台辺りの地名。寺社に属した大工  
や鍛冶職が住んでいた所を称している。  
面は免であつて租税を免じられたという  
意味。

【鍛冶ヶ谷臺】(かじがやだい) 鍛冶ヶ谷  
でも台地にある所の地名か。

【中臺】(なかだい) 證菩提寺から旧河川(稻  
荷川)と山側の間の山際にそつて稻荷上橋  
へ出る道があるが、その山際の上が「中台」。

【山王臺】(さんのうだい) 上郷中学校後方

の日枝神社が祀られている辺りの地名。日  
枝神社の別称の山王が地名になつている。

【柳作】(やなぎさく) 不明。

【狐塚】(きつねつか) 不明。

【殿畑】(とのはた) 不明。

【長者久保】(ちやうじやくぼ) 環境事業  
局後方辺りの地名。狹川本流の源。

【猿田坂】(ざるたさか) 現在は消滅して  
いるが、上郷・舞岡線東側下から栄高校  
に向かつてあつた坂道で、金井村(現日  
野九丁目辺り)に達した。

【白坂】(しらすか) 信号「神戸橋」から  
庄戸住宅地を抜け、五丁目奥の石段を上  
り尾根道から金沢へ達していた。現在も  
信号「神戸橋」近くに白坂の一部が残さ  
れている。

【梅澤坂】(うめざわのさか) 四号線の一  
本奥にある旧道から、庄戸郵便局前をす  
ぎ、その先の三叉路を右に進み、白山神  
社後方から尾根道に入る坂道で、白坂と  
共に金沢へ達する坂道であつた。



○林〔四〕 領主の林なり、字**首切**〔五段許〕、谷澤〔二段許〕、**關ヶ谷**〔五段許〕、**西谷**〔四段許〕、等にあり、

○川二 一は東方大塚の山間より出、**上川**〔宇波可波〕と唱ふ〔幅九尺〕、此水を引て水田に灌漑す、一は東南長者ヶ窪より出、**下川**〔之多加波〕と呼ぶ〔幅四間〕、共に村西公田村に沃ぐ、

○**白山社** 村の鎮守なり、祭神伊弉册尊神躰〔九寸六分〕は**舒明天皇**の作らせ給ひし物と傳ふ、勸請の年代詳ならずれど**近衛帝**已前の事と識らる〔神職内田和泉が祖、仁平元年死すと云ふをもて推考す〕、昔は小名鍛冶ヶ谷口〔所在の字を神戸と云ふ〕にありて**頼朝建牙**の後は**鎌府守良**の神と稱す、今の地に遷座ありしは正中元年九月なり、別當舊くは**實應坊**と云ふ〔坊が事、證菩提寺の條合考すべし〕、後證菩提寺其職を兼管す、神職は内田和泉と云ふ〔家傳に、先祖は内田縫殿助儀重と稱し、即神職たり、仁平元年二月十五日死す、其十世の孫を和泉守爲光と云ふ、實は藤谷爲相の末子にて、此家を繼しなりと云ふ〕、神寶數種を藏すれど皆贗物と見えれば採録せず、○**山王社** 光明寺の持なり、彼寺天台宗にて中之村に在し頃一山守護のため、**叡山坂本**山王を勸請す、當村に移りし時當社は**字宮ノ尾山**に遷座せしが彼地は**茶毘所**に近ければ寛永十七年今の地〔小名矣澤山〕、に移せしと云ふ、○**天神社** 證菩提寺持〔同

【首切】不明。

【關ヶ谷】（せきがやと）四号線から上郷市民の森へ入る道にそつて細い川がゴルフ場の方に流れているが、その途中の左側辺りの地名。一二二番地辺り。

【西谷】（にしがや）現栄区西谷団地周辺の地名。

【上川】（うわかわ）瀬上池を水源として、山手学院下・長慶寺前・本郷石橋・区役所裏で下川と合流する。

【下川】（したかわ）長者久保（現環境事業局栄事務所後方）を水源として、四号線の左右を流れ、区役所裏で上川と合流する。狹川の本流。

【白山社】（はくさんしゃ）本郷の鎮守、所在地は鍛冶ヶ谷口字神戸（バス停本郷辺り）という。源頼朝が幕府を開くとその良を守る神として信仰したと伝えられる。正中元年（一三二四）八軒谷戸の光明谷山巖山へ遷座する。その後、明治になつて造られたのが昇龍橋で、白山社の参道だつた。昭和五十一年、青葉ヶ丘に遷座された。

【舒明天皇】（じよめいてんのう）第三十四代天皇（六二九〜四二）、古人大兄・中大兄・大海人三皇子の父、この時代に遣唐使を初めて遣わす。

【近衛帝】（このえてい）第七十六代近衛

天皇、名は体仁（なりひと）鳥羽天皇の第九皇子永治一年（一一四一）即位、在位一四年。（広辞苑）

【建牙】（けんが）本拠地を建てること。【守良の神】（しゅこんのかみ）良（うしとら）の方角である北東は鬼門とされ、その鬼門を守る神。

【藤谷為相】（ふじがやつためすけ）冷泉為相が鎌倉の浄光明寺近くの藤谷に住居していたことから藤谷とも呼ばれていた。

【山王社】（さんのうしゃ）祭神、大己貴命（おおなむちのみこと）、大国主命の別名。宅地開発により、矢沢（上郷中学校後方の犬山町内会館に隣接した地）に日枝神社として祀られている。

【叡山坂本山王】（えいざんさかもとさん

のう）叡山は比叡山の略称、坂本は比叡山の東麓の地名（現大津市）。山王は坂本の日吉神社の別称。

【宮ノ尾山】（みやのおやま）上郷町九六〇番地辺りか。

【茶毘所】（だびしよ）火葬・葬式をする所。【天神社】（てんじんしゃ）山手学院下を流れる上川に押切橋が架かっているが、其の先、大船に向かつて行くと櫻井橋があり、その辺りの高台を天神山と呼んでいることから、かつて天神社が祀られていたのではないかといわれる。

寺所藏に當社建立の時、伊駒藤太定季より、羽柴下總法印を以て、銀十枚を寄附せし文書あれど、年代を記さずれば詳ならず、下同、○熊野神社 ○山神社 ○稻荷社

○諏訪社 村持、

○證菩提寺 五峯山一心院と號す、古義眞言宗〔手廣村青蓮寺末、古は無本寺なりと云ふ〕治承四年八月石橋山の役に戦死せし佐奈田與一義忠が追福の爲〔義忠が墳墓、今猶足柄下郡石橋村にあり、彼が事跡も其條に詳載す〕、更に頼朝が建立ありし古刹なりとぞ〔『東鑑』建長二年四月の條にも此證あり、下の條に引用す〕、かくて伽藍建立の草創は文治五年なり〔所藏文保二年の鐘銘寫又天文十一年の勸進狀に據る、其文は共に下寺寶の條に採録す〕、開山は宗辨と云ふ〔大進僧都と稱す〕、建久八年六月寺域の四至を限り、殺生禁斷の掟を出せり、

【熊野神社】（くまのじんじゃ）證菩提寺域に金比羅社が祀られているが、ここに熊野神社が祀られていたという。

【山神社】（やまじんじゃ）光明寺持ちの「坂中山觀音堂（山手学院近く）」のあつた辺りを「山」と呼称している。「山神社」のあつた辺りか。

【稻荷社】（いなりしゃ）地名の「稻荷森」と関係するか。

【諏訪社】（すわしゃ）上郷町一三二四番地辺りにある御嶽神社横を上がった辺りに祀られていたという。祭神は建御名方神。

【五峯山】（ごほうさん）證菩提寺の山号の五峯山について、鎌倉攬勝考に、その境内に神明台・大日堂山・鍛冶ヶ谷台・馬屋ヶ岳・小槻峯の五つの峯があつたことから五峯山とされたと伝えられ、その寺域の広大さが偲ばれる。

【無本寺】（むほんじ）本山を持たない寺。

【石橋山】（いしばしやま）小田原市南西部にある山。治承四年（一一八〇）源頼朝はここに旗揚げしたが、敵将大庭景親に敗れた所。

【佐奈田與一義忠】（さなだよいちよしただ）岡崎四郎吉実の嫡子、平塚市真田に居住する。頼朝旗揚げにさいし、父と共に参戦、敵の俣野景久と一騎打ちとなったが、長尾定景が助太刀し、義忠は討ち取られて

いる。後、頼朝はその忠義に対し、證菩提寺を建立し冥福を祈っている。

【古刹】（こさつ）古く由緒のある寺。

【大進僧都】（だいしんそうず）三等官の上位の称。

【四至】（しし）東西南北四方の境界。

〔今は其寫を藏す、曰、制止、證菩提寺殺生事、四至、東限坂中并小槻峯、南限谷澤木戸口、西限邊淵橋、北限竹後大道、右當寺者彌陀如來利生之砌也、於件四至不可殺水陸之生類者、自今以後若背此旨、猶致狼藉者不論貴賤、慥可被處罪科、仍爲向後制止如件、建久八年丁巳六月二日、頼朝の華押あり、

(右の読み下し文)

〔《制止して曰、證菩提寺殺生の事、四至は、東限は坂中并小槻峯、南限は谷澤木戸口、西限は邊淵橋、北限は竹後大道とす、右當寺は、彌陀如來利生の砌なり、件の四至の内に於いて、水陸生類の者を殺すべからず、今より以後、若しこの旨に背き、なお狼藉致す者は、貴賤を論わず、慥に罪科に處さるべきものなり、よつて向後は制止を為すこと件の如し  
建久八年丁巳六月二日、頼朝の華押あり》〕

按ずるに、坂中小槻等の地は、寺域より東十町許、谷澤の地は南二十町を隔て、あり、西北二方の小名は、今現に傳へざれど、大抵寺域より三四町の内なりと云、然ば當時寺域の廣濶なること知るべし、是年八月堂宇落成して供養を遂ぐ〔天文十一年の勸進状に據る、寺寶の條併せ見るべし、所藏文保二年□の寫に銘は文治五年落成して、八月供養

【東限坂中并小槻峯・南限谷澤木戸口 西限邊淵橋 北限竹後大道】(とうげんばんちゆうならびにおづきほう・なんげんやざわきどぐち・さいげんへいぶちばし・ほくげんちくごだいどう) 坂中はかつて坂中觀音堂のあった現山手学院入口、小槻は尾付、尾月ともいい、現尾月の最高部、谷澤木戸口は矢澤とも書き、桂台第二遊水地からフロア桂台へ上がる坂道附近と考えられている。邊淵橋は現稻荷橋、竹後大道は元大橋二丁目辺りか。建久八年の文書に記載されている寺域の四至、東限、坂中并小槻峯・南限、谷澤木戸口西限、邊淵橋 北限、竹後大道の四箇所をいう【四至】(しし) 東西南北四方の境界。【利生】(りしよう) 仏が多くの人に利益を授けること。またその利益。【砌】(みぎり) 池などの水際。水源の意。とき。おり。ころ。時節。【慥】(たしか) 自分の記憶に間違いなく。【邊淵橋】(へいぶちばし) 西の限りとして邊淵橋が記載されているが、この橋は現在の稻荷橋辺りと考えられている

を行し如く記したるは、全く**開基**の年代のみを傳へたる追記の訛なり、『東鑑』けんちよう(二二五〇)建長二年四月の條に、けんきゆう(一九七)建久八年の建立とあるもの、是年**終功**の證と云ふべし』けんぼう(二二二五)建保三年五月將軍**實朝**参詣あり『東鑑』曰、五月十二日將軍家、令参證菩提寺給、是**密儀**也』

(右の読み下し文)

〔『東鑑』に曰く、五月十二日將軍家、證菩提寺に参ら令め給う、是れ密儀なり〕

(二二六)四年八月**北條義時**命を受け當寺にて義忠の追福を修行す〔八月廿四日相州承仰於菩提寺、修故佐奈田餘一義忠追善給〕、

(右の読み下し文)

〔『八月廿四日相州(二義時)仰を承り、菩提寺に於いて、故佐奈田餘一義忠の追善を修し給う〕

けんちよう(二二五〇)建長二年四月堂宇再建の沙汰あり〔四月十六日、山内證菩提寺住持申、當寺修理事爲清左衛門尉滿宅奉行、今日有其沙汰早召**損色**、可成土木之功之由被仰出、是**右大將**家御時佐那田餘一義忠菩提、建久八年建立之後、雨露雖相侵未能此式〕、

【開基】(かいき) 物事のもとを開くこと。寺院または宗派を創立すること。寺院創建の際、經濟面を負担する世俗の信者。この場合は開山と対になる。

【終功】(しゅうこう) 事が終わる、仕事が終わる、手柄。

【源實朝】(みなもとさねとも) 鎌倉幕府第三代將軍。歌人、頼朝の次子、母は北條政子。幼名千幡、建仁三年(一一〇三)征夷大將軍。後に右大臣、作歌に万葉調の佳作が多い。家集「金槐和歌集」。鶴岡八幡宮の境内で兄頼家の子公暁に殺された。(広辞苑)

【密儀】(みつぎ) 特殊な資格を持つ者だけが参加する秘密の儀式。(広辞苑)

【北條義時】(ほうじょうよしとき) 鎌倉幕府の執権、通称、江間小四郎、時政の次子、北條氏の政敵和田氏を倒し、実朝が暗殺された後は藤原頼経を迎えて、政子と共に幕政を専断、承久の乱に勝って武家政権の優位を確実にすると同時に執権政治の基礎を築いた。

【尉】(じよう) 判官。

【損色】(そんじき) 建物の破損箇所について画いた図面また修復の見積書。

【右大將家】(うだいしようけ) 源頼朝のこと。

【雖】(いえども) けれども。でも。

【式】(しき) 一定の体裁。または形状。また標準となるやり方・作法・規定。

〔右の読み下し文〕

〔四月十六日、山之内證菩提寺の住持申す、當寺修理の事、清左衛門尉滿宅奉行を爲て、今日其の沙汰有り、損色を早くと召さる、土木の功を成すべき由、仰出被る、是れ右大將家の御時、佐奈田餘一義忠が菩提をなす、建久八年建立の後、雨露の相侵すと雖、未だ此の式に能ず〕

當時は供僧として坊七宇〔慈臺坊・義賢坊・智道坊・慶寛坊・證覺坊・實應坊・證語坊と稱す、按ずるに實應坊は當寺開建の前白山社の別當たりし後、當寺彼社の別當職となるに及び坊中に屬せしなるべし、今寺域より二十町許を隔て實應屋舗と唱ふる地あり、是彼坊の舊趾なり〕、僧十一員ありしとぞ〔所藏年中行事に詳載せり〕、鎌府衰微の後堂宇漸々に荒廢せしが律師宏教務て再興し古の靈像を安じて無量寺と改號す、其後舊號に復せし年代は傳はらず〔按ずるに『鎌倉志』に證菩提寺舊跡は、上ノ村に無量寺と云ふ、眞言寺是なりと見えれば、貞享の頃は未復號せざりしと識らる〕本尊阿彌陀は行基の作なり〔座像長四尺二寸、臺座に慶安修補の銘あり、曰頼朝御建立所、五百歳以後大破刻奉修造所、慶安三歳九月吉日敬白、大願阿闍梨賢融華押〕、

【別當】（べつとう）本官のある者が臨時に別の職に当る意。後に専任の長官の称となる。①藏人所・檢非違使庁などの長官。

②院庁・親王家・撰閥家などの政所の長官。

③東大寺・興福寺などの諸大寺で事務を統轄した僧官。④鎌倉幕府の政所・侍所の長官。⑤神宮寺を支配する檢校に次ぐ僧職。また別當寺の略。⑥盲人の官位の一、檢校に次ぐ僧職。⑦家政事務をとる者の長。⑧（院の既の別當から転じて）乗馬の口取。馬丁。（広辞苑）

【年中行事】（ねんじゅうぎょうじ）毎年決まって行われるそれぞれの季節の行事。

【漸々】（ぜんぜん）次第次第に進むさま。徐々に。（広辞苑）

【鎌倉志】（かまくらし）地誌。八卷。貞享二年（一六八五）刊。延宝年間（一六七三～一八〇）に徳川光圀が臣下の河井恒久・松村清之・力石忠一等に命じて、江ノ島・葉山・金沢を含む鎌倉一帯の地名・旧蹟・社寺の由緒沿革を調査・編纂させたもの。各巻一日分の行程を収め、絵図を挿入して、単に地誌だけではなく、詳細な実用向きの案内書として、活用できるよう考慮されている。資料としても貴重なもの。

【地誌大系】五所収。（鎌倉事典）

【修補】（しゅうほ）繕い補うこと。

【五百歳】（ごひゃくさい）歳は年を示す。五百年。

【阿闍梨】（あじやり）徳の高い模範となるべき僧。天台宗・眞言宗で僧の学位。

(右の読み下し文)

〔《曰く、頼朝の御建立の所、五百歳以後、大破の刻、修造を奉りし所、慶安二歳九月吉日敬白、大願阿闍梨賢融華押》〕

又大日を安ず〔長一尺五寸弘法大師作〕古は別堂に安ぜしと云ふ、〔寺後の山上なり、故に今も大日山或は大日堂と字す、按ずるに年中行事に、本願命日六月廿一日、於證菩提寺、**法花經**一部轉讀、同於大日堂號岡崎堂、勤行在之、世諦依證菩提寺末寺、七箇寺之内自大日堂勤之

(右の読み下し文)

〔《本願の命日六月廿一日、證菩提寺に於いて、法花經一部を轉讀す、岡崎堂と號く大日堂に於いて、勤行之在り、世諦に依れば、證菩提寺の末寺なり、七箇寺之内、大日堂より之を勤む》〕

云々と載す、**岡崎四郎義實**は餘一義忠の父なり、正治二年六月廿一日死、法名證菩提寺と號す、然れば此堂義實が造建なること知らる〕及び**文覺**の像を置く〔長一尺三寸、自作と云ふ、荒行の像なり〕、境内に岡崎四郎義實の墳墓ありしと云へど舊趾詳ならず、但し五輪の**頽碑**多く散在せり、寺領七石三斗は慶安二年八月御朱印を拜賜せり、『寺寶』△年中行事記一本〔年中勤行の次第、

【本願】(ほんがん) 本来の念願。

【法華經】(ほけきょう) 正法華經・妙法蓮華經・添品妙法蓮華經をいう。一般に、妙法蓮華經の略称。(広辞苑)

【轉讀】(てんどく) 大部の經文の初・中・終の要所たる數行または題目と品(ほん)名とだけを読むこと。特に大般若經の轉讀は広く行われる。(広辞苑)

【大日堂】(だいにちどう) 大日如来を安置した堂。現在の證菩提寺裏にある靈園の辺りが大日山と呼ばれていることから、鐘樓のある辺りに大日堂があったのではないかといわれる。

【世諦】(せたい) 世間的・世俗的な真理、低次な方便的なものとされる。仏語。

【岡崎四郎義實】(おかざきしろうよしざね) 桓武天皇から高望王・平良文・三浦平太夫爲通と続き、三浦大介義明の弟が義実、相模国大住郡岡崎邑に居城を構え岡崎氏を名のる。岡崎城の本丸の位置に無量寺がある。妻は中村宗平の娘、土肥実平は義兄となる。嫡子義忠は平塚市真田で独立して真田姓(佐奈田)を名のる。義実(は)亀ヶ谷坂にあつた義朝の屋敷跡(現壽福寺)に菩提を弔う堂宇を建立。頼朝の旗揚げにいち早く参戦、石橋山で嫡子与一義忠を戦死させている。證菩提寺は

義忠の菩提を弔つて頼朝が建立、大日堂があり、岡崎堂と呼ばれていたこと、義實の法名、證菩提が寺号となっている。一二〇〇年死亡。

【文覺】(もんがく) 平安末・鎌倉初期の真言宗の僧、俗名は遠藤盛遠、もとは北面の武士誤つて袈裟御前を殺して出家し熊野で苦行、後に高雄山神護寺を中興、東寺を修復、源頼朝の拳兵に助勢、一時大いに権力を振るつたが正治一年(一一九九)佐渡に、一二〇五年対馬に流された生没年不詳。(広辞苑)

【頽碑】(たいひ) くずれた碑。

くそろう 供僧の歴名、並に新阿彌陀堂法會供僧等の事を詳載して、  
すこぶる 頗 **考證**に益あり、筆記の年代 詳ならざれど、巻尾に  
大堀方櫻井と在之、今相承院珍譽、當知行人也とあるをも  
て考ふるに、譽は記中の文に據れば應永年間の人なり、  
さては其頃の筆記なる事必せり、

△天文**勸進狀**一軸 「當時の物なり、當寺創建の事  
實、及當時衰替の様を見るに足る、其文曰、**勸進沙門某敬**  
**白**、特請蒙十方檀那之助成、相州山内本郷之靈祠、修造五  
峯山證菩提寺勸進之狀、夙聞孝者**百行之首**、佛天所感之  
道也、隨君子意奉仕是云忠節、撫育父母是云孝行矣、寺則  
文治五年之開基也、當初右大將賴朝、治承四年榊籠于  
石橋山、欲禦怨敵之刻、**平景親**引卒三千餘騎、襲來此所、  
このときさなだよいちよしただ 生武勇之家能 稟 其藝、爲幕下將  
于時佐那田與一義忠、軍捨一命者也、君感其忠功爲彼菩提、造阿彌陀三尊建此  
軍捨一命者也、君感其忠功爲彼菩提、造阿彌陀三尊建此  
がらん なすく 號證菩提寺、建久八年遂供養、賴朝臨鑒、此砌  
軒騎聚 門綺羅照地、眞盡善盡美、都鄙武將合掌、供奉  
しよしん かんるい 諸臣催感涙、爲君輕命盡忠者毛擧不違、凡人之在世也、  
ほととじかじょう 殆 花上之露如空中雲、與一捨命感得此勝業、

【法會】(ほうえ) ①多くの僧侶を集めて  
仏の教えを説き聞かせる会合。②死者の  
追善供養・法要。

【考証】(こうしょう) 昔のことを調べ考え、  
証拠を引いて説明すること。(広辞苑)

【勸進狀】(かんじんじょう) 社寺や仏像の  
建立・修繕などのため、金品を募り集める  
趣旨を記した文書。

【沙門】(しゃもん) 出家して仏門に入り  
道を修める人。僧侶。

【某】(なにがし・ぼう) 特定の人、または時・  
所などを名を伏せて指すのに用いる語。

【敬白】(けいはく) 敬つて申し上げること。  
主として願文・書簡などの末尾に用いる語。

【十方】(じゅうっぽう) 四方八方上下。  
【夙】(つと) ずっと前から。

【百行之首】(ひゃつこうのはじめ) 物事  
の始まり。

【佛天】(ぶつてん) 仏の敬語。  
【隨い】(したがい) つきしたがう。

【撫育】(ぶいく) 慈しみ育てること。  
【矣】(い) 句末に置かれて一般に訓読せ  
ず「なのだ」(断定)の意味。

【禦】(ぎよ) 防ぎ守る・防禦。  
【平景親】(たいらのかげちか) 鎌倉権五  
郎景正の子、景経が大庭氏を名乗り、そ  
の子孫に景親がいる。頼朝が石橋山に兵

を挙げたとき、平家方の大庭景親は俣野  
景久と共に三千餘騎を率いて戦う。

【于】(う) ここに。  
【能】(のう・よく) 任にたえる。よく・  
あたらう・はたらく・きめる

【稟】(りん・うける) 天からの気質など  
を受ける。

【幕下】(ばつか) 陣営、將軍の敬称、配下。  
【鑒み】(かんがみ) 手本とし、いましめ  
とする。

【軒騎】(けんき) 車の総称、諸侯の「軒」  
のひさし。

【聚】(しゅう) あつまる。あつめる。  
【綺羅】(きら) あやぎぬとうすぎぬ。美  
しい衣服。

【都鄙】(とひ) 都と田舎。  
【毛擧】(もうぎよ) 細かいことまで数え  
上げること。

【不】(ふ) あらず、しない、否定の助字、  
いなや、・・・かどうか、疑問の助字。

【違】(いとま) 休む間、用事のない時。  
【殆】(ほとんど) 大方、いま少し。

【感得】(かんとく) 感じて会得すること。  
信心が神仏に通じて願いが叶うこと。

【勝業】(しょうごう) 勝れた行為、勝利  
をえた祝いの饗応。

此則往古之所稱美、明時之所規模也、建立精舍安置尊像、遠自月氏佛陀之國、修造梵宮崇重法教、新盛于日域君子之朝、辭美忠南部鬪戰之苦域、移西方安樂淨界者哉、夫修善者臻福造惡者禍來、是以投小財之輩、施一錢之族、現在蒙三寶之加護、誇無比之樂、當來生九蓮之臺、證無上妙果、仍勸進趣蓋以、如斯、天文拾一年閏三月日勸進沙門某敬白、

(右の読み下し文)

〔《特に十方の檀那の助成を蒙らんことを請う、相州山之内本郷の靈祠、五峯山證菩提寺修造の勸進状なり、夙に聞く、孝は百行の首、佛天これを感じる所の道なり、君子の意に随い仕え奉ること、是を忠節と云う、父母を撫育すること、是を孝行と云う、則ち寺は文治五年の開基なり、當初右大將頼朝、治承四年ここ石橋山に立て籠もり、怨敵を禦んと欲せし刻、平景親、三千餘騎を引卒し此の所に襲い來る、この時、佐那田與一義忠、武勇の家に生まれ能く其の藝を稟り、幕下の將軍と為て一命を捨つる者なり、君、其の忠功に感け、彼の菩提として阿弥陀三尊を造り、ここに伽藍を建て證菩提寺と號く、建久八年供養を遂ぐ、頼朝、鑒みて臨む、此の砌、騎は門に聚り綺羅に地を照らす、眞に善を盡し美を盡さる、

【明時】(あかとき) 暁、目だつてあらわれ。

【月氏】(げつし) 古代中央アジアの民族。仏典ではフェルガーナ辺りをさす。

【梵宮】(ぼんぐう) 梵天の宮殿、寺院。

【崇重】(すうちょう) 気高く重々しい様。

【日域】(にちいき) 日光の照す区域、即ち天下、日本。

【朝】(ちよう) 天子が政治をとる所、まつりごと。

【美忠】(よしただ) 義忠をいうか。

【臻】(しん・いたる) やつて來る。およぶ。とどく。

【三寶】(さんぼう) 三種の宝の意。仏・法・僧の稱。

【妙果】(みょうか) 絶妙な行因によつて生まれる、特に勝れた結果仏界。

【蓋し】(けだし) 本当に。まさしく。



都鄙の武將合掌し、供奉の諸臣は感涙を催す、君の  
 為に命を軽んじ忠を尽す者に毛擧の違もあらず、  
 凡人の在る世なり、殆ど花上の露の如く空中の雲なり、  
 與一が命を捨つるは此の勝業を感得するなり、此れ  
 則ち往古の稱美する所、明時の所の規模なり、精舎  
 を建立し尊像を安置せり、遠く月氏佛陀之國より、  
 梵宮を修造し法の教えを崇重し、新たに日域の君  
 子の朝は盛んなる、美忠は南部鬪戦の苦域を辞し、  
 西方の安樂淨界へ移るものか、夫れ善を修める者は  
 福を臻らしめ、悪を造る者は禍來る、是を以て小財  
 を輩に投じ、一錢を族に施せば、現世に於いて三寶の  
 加護を蒙る、これ無比の樂を誇り、來生は九蓮の臺に  
 當り、無上なる妙果の證なり、仍って勸進の趣蓋  
 し以て斯くの如し、

天文拾一年閏三月日 勸進沙門某敬白

△鐘銘一通〔文保二年舊鐘の銘文寫なり、鐘は蚤く亡失  
 せしと云ふ、曰、**海東**相州山内本郷有奇麗祠、號證菩提  
 寺、**文治**五年**剗**終功、**素律**八月供養整儀、**金利**教主  
 之**安尊**像也、**瑩**冰雲以**微妙**、**幕府**賢將之**凝**信心也、**寄**  
**田園**以**隋喜**、**爾降**寒暑相換**一百餘廻**、**鴈宇**雖未及**頽危**、  
**鴻鐘**既以破損、**絲**茲管領施主、**金吾**禪儀一族、**抽**精誠

【海東】(かいとう) 東海道のこと。

【剗】(きけつ) 剗は曲った刀、【剗】は曲つた鑿の意、彫刻に使用する小刀と鑿、又それを用いてものを彫ること。版木を彫ること。

【律】(りつ) 定、おきて。

【金利】(きんきつ) 寺院、寺。

【教主】(きょうしゆ) 宗教の一派をはじめた人、釈尊。

【瑩】(えい・よう) ひかり、つや。

【冰】(こおり) 純白で穢れの無いものを形容する言葉。

【微妙】(みみょう) 奥深くたえなるさま。なんとも言えないほど優れているさま。十分にとらえがたい神秘性を伴った美しさをいう。(角川古語大辞典)

【凝】(こる) 凝り固まる。こらす。

【隋喜】(ずいき) 喜んで仏教を信じてること。

【爾降】(じこう・いこう) 以降。

【一百餘廻】(いっぴやくよめぐり) 一百餘年、残りの年。

【鴈宇】(かりのよ) 天地四方・心・魂。

【頽危】(たいき) 崩れる・壊れ落ちる。

【鴻鐘】(こうしやう) 大きい意味を持つ。大きい鐘。

【茲】(こゝ) ここに、これ。

【絲】(よう・ちゆう・ゆう) もちいる。から、より。

【金吾】(きんご) 宮殿の警衛を司った武官、

天子の護衛。

【禪儀】(ぜんぎ) 礼になつた正しい行い。

【抽】(ちゆう) 抜き出すこと。

三下遂冶鑄、宜達逸音於千界、永垂勝利於群生、作銘曰、偉哉法鼓、陶冶呈勤、二儀合氣、九乳備文、自邇覃遐、告曉與曠、無明除睡、十方驚听、德之廣被、豈敢不欣、凡厥四衆悉預餘薰、文保二年戊午四月日、大工山城權守物部依光、

(右の読み下し文)

〔海東相州山之内本郷に奇麗なる祠あり。證菩提寺と號す。文治五年割闕の功を終る。律に素き八月に供養の儀を整う。金刹教主の尊像を安ずるなり。瑩は氷雲を以て微妙なり。幕府賢將信心を凝らすなり。田園を寄せ、以て隋喜なり。爾降、寒暑相換るごとと一百餘廻。鴈宇なれば、未だ顔危に及ばずと雖も、鴻鐘既に以て破損す。茲に管領、施主に繇い、金吾禪儀の一族、精誠を抽し三下冶鑄を遂ぐ。逸る音は千界に達し、永く群生に勝利を垂るべし。作銘に曰く、偉なる哉な法鼓、陶冶の勤を呈し、二儀の氣は合し、九乳の文を備う。邇より遐まで覃び、曉を告げ曠を與う。無明の睡を除け、十方驚き听く。徳を廣め被ること、豈に敢て欣ばずかな。凡そ厥四衆悉く餘薰を預く。文保二年戊午四月日 大工山城權守物部依光、

【精誠】(せいせい) 混じりけのない誠実なこと、真心をつくす。

【三下】(さんした) 三下奴の略。

【冶鑄】(やちゅう) 金属を溶かして型に入れ物を作ること。

【宜】(ぎ・よろしい) べしの意味を持つ。

【逸】(いつ・はしる) 世間から身を隠す

【千界】(せんかい) 細かな区切り。

【群生】(ぐんせい) 生きるもの全て。群がり。

【陶冶】(とうや) 陶工と鑄物師。天が万物を育成する。

【二儀】(にぎ) 天と地、陰と陽、

【九乳】(きゅうち) 鐘の上部にある九つのイボ状の突起物。

【邇】(に・じ) 距離が間近な様、身近に置く。

【覃】(たん・えん) 及ぶ、広く施す。

【遐】(か) はるかに遠い。

【听】(ぎん) 笑う。

【欣】(ごん・きん) 心から楽しむ。喜ぶ。

【四衆】(ししゅう) 仏門の四種の弟子、すなわち比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷の総称。四部衆。仏の説法に係る発起衆・当機衆・影響衆・結縁衆の総称。(広辞苑)

△古文書十三通 「内一通は前に引用し、九通は下薬師堂の條に引用す」、一は某年四月**法泉寺**の住僧素安が山下五郎左衛門に贈し書簡、一は同時五月**駿河守重義**が法泉寺に投ぜし書簡、一は某年五月伊駒藤太が天神社奉加の書簡、△薬師堂行基の作佛「長四尺三寸」を安ず、是昔時中堂の本尊なりしと云ふ、又三尊の彌陀「中尊長五尺五寸、運慶作、寛永中修造の銘あり、曰頼朝御建立寺、五百歳之後大破時、奉修造所阿闍梨賢融、寛永十二年九月吉日」を合とす、是古昔新阿彌陀堂の本尊たりしを堂**頽廢**の後爰に移せしなり、古堂の舊趾は寺域より南二十町許を隔て字山王臺にあり今**堂畑**と唱ふ、古堂は**北條泰時**の女本願主となり

〔年中行事曰、新阿彌陀堂事、小菅谷殿泰時息女御願也〕、嘉禎元年八月創建ありて二年八月供養を遂ぐ、『**鶴岡社務職次第**』曰、本郷新阿彌陀堂、文曆二年八月建立、嘉禎二年八月供養、按ずるに文曆二年九月、嘉禎と改元あり、三年供僧三口を定め、〔年中行事曰、嘉禎三年丁酉、供僧被定置〕宇津尾堀方・竹内方・**大堀方**〔或は櫻井方とも云へり〕の三區に分てり〔皆屋鋪地の唱へに據て、此稱呼あるなり、所藏建武二年供僧料田坪附の書に、讚岐僧都行辨分、屋敷本郷宇津尾堀、(大堀方)大夫法印昭辨分、屋敷本郷田所讚岐房跡、(竹内)三位律師實脩分、屋敷本郷櫻井(大堀方)とあるをもて識るべし、**供僧職**

【法泉寺】(ほうせんじ) 臨濟宗。鎌倉市扇ヶ谷法泉寺ヶ谷にあり、山号は竹園山、開山は素安了堂。開基畠山国清。関東十刹の一であった。鎌倉光明寺にある鐘はこの寺のものといわれる。

【駿河守重義】(するがのかみしげよし) 不明。

【運慶】(うんけい) 鎌倉初期の彫刻家、定朝の玄孫康慶の子、写実的で力強い様式を作り上げその系統は鎌倉時代の彫刻界を支配した。代表作は興福寺北円堂の諸仏や快慶と合作した東大寺南大門の仁王など。(広辞苑)

【頽廢】(たいはい) しつかりした気風や道徳がくずれすたること。

【堂畑】(どうはた) フローラ桂台七番地辺りの地名、證菩提寺が荒廢した後、小菅ヶ谷殿が新阿彌陀堂を建立。

【北條泰時】(ほうじょうやすとき) 鎌倉幕府の執権、通称、江馬太郎、義時の長子。承久の乱が起きるや叔父時房と共に京都に攻め上がり、鎮撫の後、六波羅探題。父の没後、執権となり、御成敗式目の制定をはじめその治世には見るべきものあり、公武双方から後代まで名政治家として評価された。(広辞苑)

【鶴岡社務職次第】(つるおかしやむしよ

くしだい) 一冊。鎌倉時代以降の鶴岡八幡宮社務職の補任と事績が記されている。応永年間(一三九四—一四二七) 書写本を筆写し、「類従」の他二種の写本が社蔵されている。これらは供僧等覚院の融意(一五八四—一六二二)の書写本が最も古く、これをもとにしている。「鶴岡社務記録」の形式を踏んだもので、社務職の歴代につき、その名・法流を挙げ年次の事項を載せてある。歴代は第二十五代弘尊、第二十六代定尊を挙げて終わるが、共に名のみとなっている。鎌倉御所の古河に移るに従い、補任者が絶えた。社務職はその後復興されることがなかった。

【類従】補任部などに所収。(鎌倉事典)

【大堀方】(おおぼりかた) 押切橋(山手学院下) 辺りの地名を「中居」といい、この西方を「西」という。この西に隣接するのが「大堀方桜井」である。押切橋の北、「坂中山観音堂」に入る谷をガンジヤト(観音堂谷)といい、ここを中心にして東西に分かれた大堀川ぞいの地名は新阿彌陀堂供僧の屋敷によつて名づけられたと考えられる。

舊は私の與奪にあらず、必武家の沙汰として補せられしなり所藏に補任状四通あり、一に曰、山内新阿彌陀堂供僧二口事奉申付候、可有存知其旨候 恐々、正應六年七月廿日、三位僧都御房光綱華押、一に曰、山内證菩提寺内、新阿彌陀堂供僧職二口、(中納言法印俊濟跡) 事、右守先例如元可被沙汰之状 如件、元亨元年十二月廿九日、三位法印御房、沙彌華押、

(右の読み下し文)

〔一に曰、山内新阿彌陀堂供僧二口の事、申し付け奉り候、其の旨存知有るべく候恐々、正應六年七月廿日、三位僧都御房光綱華押、一に曰、山内證菩提寺内、新阿彌陀堂供僧職二口(中納言法印俊濟跡) 事、右先例を守り元の如く沙汰之状 件の如し、元亨元年十二月廿九日三位法印御房、沙彌華押〕

是三位僧都實清に下す所なり、清は竹内・大堀二職を兼管す、故に二口の補任あり、年中行事供僧次第の條に、實清櫻井方竹内方兩職拜領、代々相傳之所、俊濟法印申掠 拜領之間、實清歎 申之間、正應六年七月 還補畢、元亨元年十二月廿九日安堵賜畢、大堀方竹内方二口共相續 畢、と見えたる是なり、一に曰、山内新阿彌陀堂、供僧職壹口(大堀方)、事右守先例可被致沙汰之状 如件、正中

【供僧職舊は私の與奪にあらず、必武家の沙汰として補せられしなり】供僧職、旧くは私の与え奪われしものにあらず、必ず武家の沙汰として補われしなり。

【沙彌】(しゃみ) 一般に出家してまだ正式な僧になつていない男子。(広辞苑)

【兼管】(けんかん) 管を兼ねること。

【補任】(ほにん、ぶにんともいう) 官職に任じること、その職務に付かせること。

【掠】(りやく、かすめる) かすめる・奪い取る。

【還補】(げんぼ。古くゲンブとも) 辞任した職に再び任じられること。

【畢】(ひつ) おわる、おえる。

(二二六) 三年三月一日、三位阿闍梨御房、沙彌華押、一に曰、山内新阿彌陀堂、供僧職壹口(大堀方)、事右三位律師實修、不可有相違之状如件、建武元年十一月廿四日、直義袖判あり、年中行事供僧次第の條に、實修 正中二年四月五日、實清法印讓之、同三年三月一日安堵賜之、建武元年十一月廿四日、錦小路殿安堵下文賜之、とある是なり、錦小路と稱するは、即直義が事なり、夫より後は私に讓與せしにや、所藏に顕超の讓状あり、

(右の読み下し文)

〔年中行事供僧次第の條に、實清櫻井方竹内方兩職を拝領す、これ代々相傳る所なり、俊濟法印申す之を拝領の間に掠めらる、實清これを歎き申す間、正應六年七月還補を畢、元亨元年十二月廿九日安堵賜り畢、大堀方竹内方二口共相續畢り、と見えたるは是なり、一に曰、山内新阿彌陀堂、供僧職壹口(大堀方)、右の事先例を守り沙汰致せらるべくの状、件の如し、正 中三年三月一日、三位阿闍梨御房、沙彌華押、一に曰、山内新阿彌陀堂、供僧職壹口(大堀方)、右の事三位律師實修、相違え有るべからず状件の如し、建武元年十一月廿四日直義袖判あり、年中行事供僧次第の條に、實修正 中二年四月五日、實清法印之を讓り、同三年三月一日安堵を賜う、建武元年十一月

【阿闍梨御房】(あじやりごぼう) 師範たるべき高僧の稱。密教の秘法伝授の師。わが国で、天台・真言の僧位。御房は寺院・僧侶の敬稱。(広辞苑)

【直義】(ただよし) 南北朝の武将、足利尊氏の弟。兄と共に建武政権に叛き幕府を開いてその実権を握ったが、後、尊氏の執事高師直と争い、尊氏と不和を生じ、鎌倉で毒殺される。錦小路殿。(広辞苑)

【袖判】(そではん) 中世の古文書の袖(右端)に署した華押、多くはその文書の効力の認証の意味を持つ署判。(広辞苑)

【下文】(くだしふみ) 上位の者からその管轄下の役所や人民などに下した公文書。【讓與】(じょうよ) 他人に讓り與ること。

廿四日、錦小路殿安堵の御下文を賜う、とあるは是なり、錦小路と称するは、即直義が事なり、夫より後は私に譲與せしにや、所藏に顯超の讓狀あり』

曰、讓與山内本郷證菩提寺内、新阿彌陀堂供僧職事、權律師惠忠、右所職者、顯超譜代相傳之地也、爰宰相律師惠忠、雖爲他門、依不淺自幼少芳契、相副代々手繼證文令讓與者也、仍更不可有他妨者也、爲後證讓狀如件、永徳二年六月十日、權少僧都顯超華押、

(右の読み下し文)

〔《曰く、山之内本郷證菩提寺内を譲り與えるなり。新阿彌陀堂の供僧職の事、權律師惠忠、右所職の者、顯超譜代相傳の地なり。ここに宰相律師惠忠、他門に為すとは雖、幼少より芳契浅からずに依り、代々手繼證文を相副えて譲與する者なり、更に他に妨げる者有るべからず、後の證の爲讓狀件の如し、永徳二年六月十日、權少僧都顯超華押》〕

年中行事供僧次第の條には、顯超の次に、大夫大僧都法印仲惠を載せ、康暦二年十月一日、顯超僧都讓之、同十一月載番帳了、次に惠忠を載せ、永徳二年三月九日、仲惠法印讓之、但不載番帳、とありて、前の讓狀と、讓與の順次違へり、是是否決し難し、是年創て供養の法を立つ〔年中行

【譜代】(ふだい)代々受け継いできた系統。祖先以来、代々その主家に仕えて来た家来。

(広辞苑)

【爰】(えん・おん)ここに。

【宰相】(さいしょう)①古く中国で天子を輔佐して大政を総理する官。②参議の唐名。③総理大臣。(広辞苑)

【芳しく】(かんばしく)薫が良い、名声が高い、よい評判。

【契り】(ちぎり)ちぎる、約束する。

【令】(れい・りよう)ふれ・命令する。「良」の意味を持つ文字。

【仍】(じよう・によう)しきりに。それがために。それゆえ。よつて。すなわち。

【但不載番帳】ただし番帳には載せるべからず。

【番帳】(ばんちよう)武家時代、幕府の出仕・宿直の番組をそのつど揭示するのに用いた帳簿。(広辞苑)

事曰、嘉禎三年丁酉、供養法被定之、其次第定期等、委く  
本書に見えたり、**某年**北條泰時本郡倉田郷を堂料として  
寄附せしかど、不納の怠ありしかば、仁治元年三月更に  
郡中岩瀬郷を其替地に寄す〔所藏文書曰、山内新阿彌陀  
堂料所、岩瀬郷供用等事、右山内庄倉田郷、雖寄附于  
當寺供料、更怠闕之間、以同庄岩瀬郷所立替之也、敢不可  
有寺用對捍之状如件、仁治元年三月七日、泰時華押、此  
文書今本紙は失へり〕

(右の読み下し文)

〔山内新阿彌陀堂料所、岩瀬郷供用等の事、右山  
内庄倉田郷、于に當寺の供料として寄附せしと雖  
も、更に怠闕の間、同庄岩瀬郷を以て立替える所  
なり、寺用に有るべしと敢えていわざらんや、こ  
れ對捍の状 件の如し、仁治元年三月七日泰  
時華押、此の文書今本紙は失へり〕

正和二年而來堂領岩瀬郷の供米未進により究濟すべきの  
由、文保元年十二月下知あり

〔又曰、山内庄本郷新阿彌陀堂供僧等申、供米未進事、右  
岩瀬郷給主、矢田四郎左衛門尉盛忠、正和二年以來未濟  
之由、就訴申尋下之處、如請文者、公田十分一被免許于  
百姓等訖、於殘定田分者、無未進云々、者主寺供料等者、  
難被免除之旨、先日沙汰畢、然則守本員數、可究濟之状

【某年】(ぼうねん)年がはっきりしない時、  
させたくない時使う。

【倉田郷】(くらたごう)戸塚区上倉田町・  
下倉田町附近、鎌倉期〜戦国期に見える  
郷名。鎌倉郡山内庄内に所在。蔵田とも  
書く。仁治元年北條泰時が「山内庄倉田郷」  
を證菩提寺阿彌陀堂の供米用として寄進  
したが、供米の納入がないので、かわり  
に同庄岩瀬郷を寄進とあるのが初見。(鎌  
倉の地名由来辞典)

【堂料】(どうのりよう)新阿彌陀堂の仏  
に供える米用として寄進されたもの。

【岩瀬郷】(いわせごう)中世、山内庄に  
岩瀬郷があり、仁治元年(一二四〇)三  
月七日「北條泰時下文写」にみえる「山内  
新阿彌陀堂料所岩瀬郷」が初見。「新阿彌  
陀堂」は、現在の上郷町の真言宗證菩提寺  
である。(鎌倉の地名由来辞典)

【怠闕】(たいかん)闕怠の誤りか「闕怠」(けたい)  
なすべきことをなさず、怠ること。(角川  
古語大辞典)

【對捍】(たいかん)地頭・名主(みようしゆ)  
が国司や領主の命令を拒否して年貢の徴  
収に応じないこと。これに対し、農民の  
納入した年貢を抑留することを押領(おう  
りよう)という。(広辞苑)

【而來】(じらい)このかた。そののち。

【訖】(きつ)おわる・おえる。

【供米】①(きようまい)米を供出すること。

②(くまい)仏に捧げる米。

【未進】(みしん)年貢などまだ納めてい  
ないこと。

【究濟】(きゆうさい)年貢などの未進物  
を完納すること。完済。(角川古語大辞典)

【給主】(きゆうしゆ)領地の所有者。

【矢田四郎左衛門尉盛忠】不明。

【請文】(うけぶみ)上位の者の命令・要  
求に対し答申した文書。

【公田】(くでん)田地のうち位田・職田・  
口分田などに班給した残りの田。

【定田】(じょうでん)莊園領主が年貢・  
課役を課する土地。

【然】(ぜん・ねん)しかり・その通り・  
状態を表す形容をつくる接続詞

下知如件、文保元年十二月十四日、沙彌、沙彌、沙彌、沙彌、左衛門尉平各華押、

(右の読み下し文)

《又曰、山内庄本郷新阿彌陀堂供僧等申す、供米未進事、右岩瀬郷の給主、矢田四郎左衛門尉盛忠、正和二年以來未済の由、訴えに就き申し下さる處、請文の如く、公田十分一は百姓に免許され詔る、残りの定田を分けられた者に於いては、未進無きと云々、主な者は寺の供料等と者れば、免除され難き旨、先日沙汰おわりぬ、然るに則ち本員數を守り、究済すべく下知の状件の如く、文保元年十二月十四日、沙彌、沙彌、沙彌、左衛門尉平 各華押》

建武二年三月近藤出羽次郎清秀 供僧等が料田の數を割定む、〔相模國山内本郷、新阿彌陀堂供僧以下料田坪付事、讃岐僧都行辨分、屋敷本郷宇津尾堀、(大堀方) 田二町、(三段白山堂、五段柳坪、三段猪鼻、二段笠間、六段志比禮) 大夫法印昭辨分、屋敷本郷田所讚岐房蹟、(竹内) 田二町、(二町鍛冶ヶ谷、四段白山堂、二段桂口、四段杜木) 三位律師實修分、屋敷本郷櫻井、(大堀方) 田二町、(一段白山堂、四段梅澤、二段小 樫町、三段鍛冶ヶ谷、一段大加夫木、五段飯島、三段岩瀬 承仕明教分、屋敷本郷、田二町、(一段岩崎、

【樫町】(くぬぎまち) 南北朝期に見える地名。相模国鎌倉郡山内荘のうち。山内本郷にある證菩提寺の供僧などの料田があった。現在の横浜市栄区内と推定されるが詳細は不明。

【大加夫木】(おおかぶき) 不明。

【承仕】(しょうし) 禪寺で鐘をつく者の総称、寺院などで雑役を勤めた僧形の者。



二段桂入、二段子神前、三段曾利町、二段櫛町、道圓跡分、屋敷本郷在之、田一町（二段大、桂入、二段小、子神前、二段加夫木、一段西樓橋、二段白山堂）下部鏡法分田一町、（二段後田、一段具所、二段鍛冶ヶ谷口、二段櫛町、三段猪鼻）建武二年三月十八日、裏に頓覺坊進之候、近藤出羽次郎清秀、按ずるに、文中の地名、今も村内及び近隣の地に遺稱を存す、即各條に辨あり、應永廿七年閏正月秀信と云ふもの奉はり、更に大堀方供僧の料田を充行ふ（又曰、宛行、山内本郷證菩提寺供僧分、（相承院御分）田三反、（坪はせいりやうのねまわり）年貢事、右馬四郎國吉、右彼田一反上田五斗四升、二反中田八斗、（已上本米）其外校分口物等、合一石五斗七升、公事以下任先例、可致沙汰之状如件、應永廿七年閏正月十六日、秀信奉華押、

（右の読み下し文）

〔《公事以下、先例に任せ、沙汰致すべくの状件の如し、應永廿七年閏正月十六日、秀信華押を奉る》〕

袖判あれども何人なるや詳ならず、按ずるに、文中相承院とあるは、年中行事供僧次第に、大理方辨法印珍譽、號相承院、とある即此僧なり、當時現職にて、鶴岡供僧相承院を兼管せしなり、寶徳二年十二月先に沽却せし堂領九段の田地公許ありて舊に復す〔鎌倉法華堂文書曰、右大將

【子神前】（ねのかみまえ）建武二年（一二三五）の證菩提寺文書、新阿弥陀堂に關して、「二段子ノ神前」の記述があることから、「子ノ神」のその以前から存在しているとしても、所在地は、元大橋中野町の村社「日枝神社」を古く、「子ノ神日枝社」と伝えている。従つて元大橋二町目の辺りを指すか？

【加夫木】（かぶき）戸塚区名瀬町に歌舞伎の地名が残されている。

【西樓橋】（せいろうはし）小菅ヶ谷村の条の高札場に「青樓橋」の名あり、風土記稿は上之村證菩提寺新阿弥陀堂供僧等料田坪付文書の西樓橋を小菅ヶ谷の「青樓橋」と同一視している。

【具所】不明。

【猪鼻】（いのほな）西樓橋同様に「料田坪付注文」を引いてこの地としている。小菅ヶ谷村高札場の小名に「猪ノ鼻」がある。

【辨】（べん）わきまえる、わかつ、分別する。【公事】（くじ）公の事務・朝廷で行われた政務・及び儀式。

【鎌倉法華堂】（かまくらほつけどう）頼朝の墓の下、白旗神社辺りが法華堂跡と伝えられる。宝治元年（一二四七）三浦泰村の乱の時、三浦一族がここで自刃し

ている。明治の神仏分離によつて廃止され、其の後に白旗神社が建立された。

法華堂領、相模國三浦郡大多和村内、田三町供僧分、并本郷新阿彌陀堂領、田九段等沽却地事、爲徳政被返付者也、且<sup>不明</sup>賣得人倚如元可被全知行由、所被仰出也、仍執達如件、寶徳二年十二月二日、相承院、前下野守華押、沙彌華押、

(右の読み下し文)

〔右大將法華堂領、相模國三浦郡大多和村の内、田三町は供僧分、并に本郷新阿彌陀堂領、田九段等沽却地の事、徳政を爲し返付せらるものなり、且つ、賣得人は、元の如くに倚り全て知行せらる由、仰出らる所なり。仍つて執達、件の如し、寶徳二年十二月二日、相承院、前下野守華押、沙彌華押〕

堂内に頼朝の牌あり、〔嘯源大禪定門神儀と記す〕、

### △八幡宮

○光明寺 梅澤山仙福院と號す、浄土眞宗〔西六條本願寺末〕、聖徳太子草創の靈場にて仙福寺と號し、往古小菅谷村〔出立川の邊なり〕、にありて天台宗なり、五十二世の僧了恵〔高中將某の末葉にて出家し南都北嶺に學業の聞えありしと云ふ〕が時執權北條泰時親鸞を招き、鶴岡にて藏經校合あり、時に恵、鸞に歸依し遂に師弟の約をなし、當宗となりて名を了心と改む〔文永元年十一月廿九日寂す〕其後北條時頼の母松下禪尼當寺に安置せる聖徳太子の

【沽却】(こきやく) 売り払う事、売却。

【八幡宮】(はちまんぐう) 風土記稿證菩提寺の条に△八幡宮と記されている。證菩提寺域内、収蔵庫後方辺りに「宮の谷」という地名が残されているのと、上郷に八幡宮が祀られていた記録もないので、この「宮の谷」に八幡宮が祀られていたのではないかと推測する。?

【光明寺】(こうみょうじ) 風土記稿に、「觀音堂 坂中山と號す 光明寺持」として記載されているが、この觀音堂は現山手學院入口の右側の高台にあった。明治の廃仏棄釈の折廢寺となり、本尊の正觀音立像は光明寺に移された。この正觀音立像は鎌倉郡三十三觀音靈場第十七番札所の本尊である。【浄土眞宗西六條本願寺末】(じょうどしんしゅうにしろうくじょうほんがんどじまつ) 眞宗十派の一つ、親鸞上人の直系で京都西本願寺を本山とする。

【聖徳太子】(しょうとくたいし) 用明天皇の皇子、母は穴穗部間人(あなほべのはしひと) 皇后。本名は厩戸皇子。豐聰耳(とよとみみ) 皇子、法大王・上宮太子(うえのみやのみこ) とも称される。内外の学問に通じ、深く仏教に帰依。推古天皇の即位と共に皇太子となり、摂政として政治を行い、冠位十二階・憲法十七条を制定。遣隋

使を派遣、また仏教興隆に力を尽くし多くの寺院を建立、「三経義疏(さんぎょうぎしよ)」を著す。(広辞苑)

【南都北嶺】(なんとほくれい) 奈良の興福寺と比叡山の延暦寺を並び称するもので、僧侶の修行道場として知られている。

【北條時頼】(ほうじょうときより) 鎌倉幕府の執權、時氏の次子、北條氏の独裁制は彼の時代にほぼ確立。出家して道崇、世に最明寺殿という。出家後はひそかに諸国を遍歴して治政民情を視察したと伝える。「鉢の木」の伝説は有名。(広辞苑)

【松下禪尼】(まつしたぜんに) 鎌倉中期の人、北條時頼の母、時氏の妻、障子の切り張りをして儉約の範を示し、時頼を薰陶した。(広辞苑)

靈像〔今も本堂に安ず**將軍木**、長二尺三寸許、十六歳自作の像と云、或時此像堂中に見えず、奇として所々を尋ねしに、出立川の良方なる山中に、夜々光明耀けり、了心是を認て彼像を得、再堂内に安ぜしとなり、今の寺號も是に起ると云ふ〕、を歸依し、今の地に移して再建あり時に安貞元年八月なり、此時今の寺號に改め舊號を院に銘ぜしとなり、寺領も若干を寄附せしかど小田原北條氏領國の**頃氏康**領中當宗の寺院を追却せしかば〔**武田信玄**、國府津眞樂寺を押して陣所とせしを、氏康敵に内應せしとて大に怒り、領内當宗の寺院を廢す〕、假に**禪宗**に改め、**住侶**は江戸赤坂に移り、當宗の一寺を建て寺號は舊號を唱へ仙福と號す、今江戸赤坂寺町專福寺〔今麻布善福寺末に**隸せり**〕、是なり〔赤坂專福寺傳云、昔相州鎌倉小菅谷出立川の邊に、**小野妹子**草創せり、妹子**遣唐使**を蒙り入唐せし時、失ありて、歸朝の後、罪せらるべきを、聖德太子の申宥らるゝにより、其罪を赦さる、よりに其深恩を報ん爲、一字を建て太子自作の像を安置せり、此頃は**法相宗**なり、後**天台**に改め、五十七世善海に至り、戰爭の難を遁れて、武州豊島郡貝塚庄一ツ本村に移り、一字を起立す、即當寺地是なりと見えて、當寺傳と異同あり〕、北條氏の末に至り爰に歸住し、當宗に復せしと云ふ、寺領十三石は慶安二年八月御朱印を附せらる、本尊彌陀を安置し本堂に梅澤山の額

【將軍木】(しようぐんぎ) 五八七年、仏教排除派の物部守屋と仏教受容派の蘇我馬子の戦いの時、聖德太子は蘇我氏の軍にいたが、負けそうになった時、太子は白膠木(ぬりで)の木で四天王の像を作り、祈つて物部軍に勝つたという。白膠木は將軍木とも書き、靈木とされ、仏像の心木に用いられる。光明寺には「將軍木聖德太子堂」と刻まれた額がある。

【氏康】「北條氏康」(ほうじょうじやす) 戦国時代の武将、氏綱の長子、古河城を陥れて古河公方足利晴氏を相模に移し、上杉謙信と戦つて北武蔵に勢力を伸ばす。民政にも力を注ぎ北條氏の全盛期を築く。

【武田信玄】(たけだしんげん) 戦国時代の武将。信虎の長子。名は晴信、信玄は法名。天文十年(一五四一)父の跡をついで甲斐国の主となり、民政・領国開発に力を入れ、また近傍諸国を略し、上杉謙信と川中島で戦うこと数回。織田信長と雌雄を決しようとして三河の野田城攻囲中に病を得、陣没。(一五二一)一五七三)

【禪宗】(ぜんしゅう) 仏教の一派。その教旨は、仏教の真髓は座禪修道。

【住侶】(じゅうりよ) 寺院に住む僧侶、住持。

【隸せり】(れい) 従う。つく。付き従う。  
【小野妹子】(おののいもこ) 飛鳥時代の延臣、六〇七年初めて遣隋使となり、隋使と共に帰朝。隋使帰朝の時、大使として再び隋に使いした。隋では蘇因高(そいんこう)と称した。(広辞苑)

【遣唐使】(けんとうし) 国際情勢を知り、大陸文化を学ぶために、十数回にわたつて日本から唐(中国)へ派遣された使節。五、六百人が数隻の船に分乗して二、三年がかりで往復した。六三十年、犬上御田歙(いぬのかみのみたすき)が派遣されたのが最初。唐末の戦乱のため、八九四年、菅原道真の提議により廢止。(広辞苑)

【法相宗】(ほつそうしゅう) 仏の諸法は性が一で相が異なるから、その諸法の性を究明する教え。道昭が唐の玄奘より学んで伝来する。  
【天台】(だいしゅう) 天台宗のこと。

を扁す〔慶長十三年四月、**九條大閤**金澤鎌倉遊覧の時、當寺に止宿ありし因を以て**染筆**ありしと云ふ〕、『寺寶』△六字名號四軸〔一は北條時頼、一は**親鸞**、一は**蓮如**、一は**證如**の筆〕、△九字名號一軸〔**如信筆**〕、△五字名號一軸〔**覺如筆**〕、△文章二通〔**證如筆**〕、△教諭詠歌一本〔傳云、親鸞道俗に教化の爲國字四十八字、及び數量文字二十二字を頭とし、示教の歌を詠ぜしなり、了心師弟の約をなせし時授與あり、代々の住侶筐中に秘め置しを、蓮如當寺に過て熟覽し、感喜に堪ず、自臨寫して寺僧に與へ、本紙は本山の什寶に備へしとなり、後年住侶序文を加へ上木す〕、△發句一軸〔**證如筆**〕△歌の彌陀一軸〔**源信筆**〕、△阿彌陀經一卷〔北條時頼筆〕、△熊野權現繪傳一卷〔**後柏原院**の時、**勾當内侍**の筆と云ふ〕、△鐘樓 鐘は安永六年の再鑄なり、△支院 光榮寺〔本坊十九世明祐、寛永十二年建つ、本尊彌陀を置く〕、妙專廢寺〔本坊十六世德善、慶長四年建つ、本尊彌陀は長八寸許蓮如作、當寺中古廢して未再建に及ばず〕、○專念廢寺 正徳四年八月**回祿**に罹りし後再建せず、前寺末と云ふのみ、其他寺傳を失ふ、○觀音堂 坂中山と號す、**空海**の草創にして石像の六觀音を土中に埋め、上に石像の十王を建立ありし古蹟と云ふ、**行基**作の正觀音〔立像一尺五寸〕を本尊とし、恵心の作佛を前立とす、光明寺持、

【九條大閤】(くじょうたいこう) 不明。  
 【染筆】(せんびつ) 筆に墨などをつけて書画を書くこと。  
 【親鸞】(しんらん) 鎌倉初期の僧、浄土真宗の開祖、日野有範の長子。幼名は松若丸・範宴。慈円の門に入り、後に法然の弟子となつて、名を綽空と改めた。法然の念仏停止に連座して藤井善信と改めて越後に流された。この間、愚禿と自称し、名を親鸞と改めた。後に恵信尼をめぐつたのはこの頃とされる。建暦一年(一一二一) 赦免され、久しく常陸国稲田郷にあつて浄土真宗を開く。「教行信証」六卷の他「唯信鈔文意」「浄土文類聚抄」「愚禿鈔」などの著がある。諡号は見真大師。(一一七三)―(一二六二) 歎異抄(たんにしゅう)(広辞苑)  
 【蓮如】(れんによ) 室町時代、浄土真宗の僧。真宗中興の祖。諱は兼寿。長祿一年(一四五七) 本願寺第八世。寛正六年(一四六五) 比叡山宗徒の襲撃に遭い、京都東山大谷を出て近江に逃れ、文明三年(一四七一) 越前吉崎に赴き、北陸地方を教化。後に山科・石山に本願寺を建立。著「正信偈(しょうしんげ) 大意」「御文(おふみ)」「領解文」など。諡号は慧灯大師(一四一五)―(一四九九)(広辞苑)  
 【證如】(しょうにょ) 本願寺第一〇世、一五三二年法華一揆により山城本願寺が

焼けると石山に移り、これを本寺として寺域を広げ防備を整えた。  
 【覺如】(かくにょ) 京都大谷の親鸞の廟を預かる末娘覺信尼の孫。本願寺三世。同寺を中心し真宗教団を結集。  
 【後柏原院】(ごかしわらいん) 第一〇四代天皇、名は勝仁、後土御門天皇の第一皇子明應九年践祚、応仁の乱後の乱世に遭遇、在位二六年。(広辞苑)  
 【勾當内侍】(こうとうないし) ①掌侍(なしいのじょう) 四人中の首位のもの、奏請・伝宣を司る、長橋の局、長橋殿。②太平記に見える美女、後醍醐天皇に仕え、勾當内侍となり、後、新田義貞の妻となる。義貞の戦没を聞いて琵琶湖に投身したとも、剃髪して後世を弔つたとも伝える。(広辞苑)  
 【回祿】(かいろく) 火の神。転じて火事で焼けること。火事。  
 【空海】(くうかい) 平安初期の僧。わが国真言宗の開祖。俗姓は佐伯氏、讃岐の人。灌頂号は遍照金剛。  
 【行基】(ぎょうき) 奈良時代の僧、俗姓を高志氏。和泉の人、諸国を巡遊し、池堤設置、寺院建立・道路開拓・橋梁架設を行なつたが、僧尼令に反するため禁止された。聖武天皇の帰依を受けて大仏造営にあずかり、大僧正位を授けられた。(広辞苑) 「帰依」(きえ) 神や仏など勝れたものに服従し、すがること。

◎中之村なかのむら〔奈加能牟良〕本郷六村の一なり〔事は上之

村に詳なり〕、前村と地形錯雑するを以て廣袤四隣は彼

村に闔載こうざいす、江戸より行程十二里、戸數三十二、檢地は

延寶六年成瀬五左衛門糺ただす今松平大和守矩典領す〔古は

御料所、元祿十一年九月、小濱半左衛門利隆・菅谷平八郎

正鋪の二人に頒ち賜ひ、同十四年、半左衛門一族十郎左衛門

二分地し、すべて三給となれり、文化八年に至りて、一圓

に松平肥後守容衆が領分となり、文政四年今の領主とな

れり〕、飛地公田・鍛冶ヶ谷二村にあり、戸塚宿より金澤

への往還たつみのかた方に係れり〔幅凡三尺許〕、

○高札場 ○小名 △志比禮しびれ〔上之村證菩提寺藏、建武

二年新阿彌陀堂供僧以下、料田坪附の書に、讚岐僧都行

辨分、田二町の内六段、志比禮とある是なり〕、△和田

△井戸久保 △大橋谷 ○大平山 飛地なり、東南上之村・

今泉二村の間にあり、〔高七丈許〕 ○川 上之村に載せし

上川・下川の二流なり〔上之村に詳なり〕

○子神山王合社 村の鎮守とす、村持子神の名は建武の

文書にも見ゆ〔按ずるに上ノ村證菩提寺藏建武二年新阿

彌陀堂供僧等料田坪付の書に、承仕明教分、田二段子

神前、道圓跡の分、田二段小、子神前、とある是なり〕、

△末社稻荷

【中之村】(注75)

【闔載】(こうざい) すべてをのせる。

【志比禮】(しびれ) 公社柏陽団地辺りの地名。建武二年、讚岐僧都行辨分田二町

のうち「六段志比禮」と記載されているのが初見。

【和田】(わだ) 上郷市民の森の北隣(旧中野村の飛地)。

【井戸久保】(いどくぼ) 八軒谷戸バス停の隣(旧中野村の飛地)。

【大橋谷】(おおはしやと) バス停元大橋近くからその奥一帯が大橋谷。

【大平山】(おおひらやま) 所在地上郷町字大平山一五七五の一二。標高一五九・四

尺、横浜市一高い山。但し頂上は鎌倉市。峠の茶屋が栄区と鎌倉市の境。

【子神山王合社】(ねのかみさんのうごうしゃ) 現中野・若竹・元大橋の鎮守。「子ノ神日枝神社」子の神は建武二年の證菩提寺文書に記載されているのが初見。日

枝社は上郷町の光明寺が天台宗の寺として中野村にあった当時、寺の守護として

建立されたと伝えられている。社伝によれば、この兩社は文明年間(一四六九―

八六)、当時この地を支配していた関東管領上杉氏が兩社を合祀したという。

○長慶寺 中村山天岳院と號す、浄土眞宗〔東六條本願寺

末〕、古は顯密二宗を兼し道場なりしを、住僧超世が時當宗

に歸依し遂に改宗す、當時は玉繩の邊に在しとなり、中興

開基實好普古は〔本願寺九世、實如が孫なりと云ふ、寛永

十五年十月十五日寂す、年九十九〕、石山の合戦に赴援し、

十餘年の後和平なりて漸歸國に及びしかど蚤く兵亂の爲

に堂宇悉く荒廢せし故、姑く今の地を下して草庵を營み

住めり、かくて慶長の初、東照宮御放鷹の路次爰に御駕を

寄せられ、喫水を乞せ給ひしかば寺内の清泉を汲て獻ぜし

時上意に任せ、當寺久しく廢凶の旨趣を言上せしかば、同

十六年藤澤御殿に召れ再建の資用として金子を賜へり、是

より努めて再造せしと云ふ、本尊〔運慶作、長三尺三寸五分〕、

彌陀及び聖徳太子の像〔親鸞作、長六寸八分、鎌倉七太子

の一と云ふ〕、を安ず、寺領十三石は慶安二年八月御朱印

を賜ふ、寺中に光輝寺〔寛永七年順慶建つと云ふ〕、永昌坊

〔元和九年了順建つと云ふ〕、と號する支院二字ありしが今

は共に廢せり、『寺寶』△茶碗一口〔素焼なり、是先に清泉

を汲て、東照宮に奉りし器なりと云〕、△阿彌陀像一軀〔如

信作〕、△同画像二軸〔一は惠心筆、一は蓮如筆〕、△九字名

號一幅〔親鸞筆、此餘書画幅多くあれども、信を取に足らず、

故に漏せり〕、△鐘樓 延寶七年鑄造の鐘をかく、○藥師堂

村持

○觀音堂跡 長慶寺傍にあり公田村觀音堂の舊地と云ふ、

【顯密二宗】(けんみつにしゅう) 顯教は

言語文字で明らかに説き示された教え。

密教は仏教の教えの内ある境地に達した

ものでなければわからない奥深い教え、

眞言宗と天台宗をさす。

【赴援】(ふえん) 援助に赴くこと、助け

にいくこと。

【卜】(ぼく) 占い・うらなう・えらぶ。

【藤澤御殿】(ふじさわごてん) 江戸時代

初めの頃は藤沢に本陣がなく、家康は宿

泊のため現藤沢一丁目辺り(藤沢公民館

辺り)に藤沢御殿をつくる。慶長五年

(二六〇〇)に家康が宿泊して以来、寛永

十一年に家光が使用したのを最後に廃止

されている。

【觀音堂跡】(かんのんどうあと) 長慶寺

の傍らに十一面觀音像を祀る駒形堂が

あつたが、その後、駒形堂橋に隣接した

所に移され、更に江戸時代中頃には公田

の永林寺に移されている。十一面觀音像

は鎌倉郡三十三觀音札所の十六番札所の

本尊。

茶碗が今に伝えられている。

同じく、「藥師堂 村持」の藥師堂は元

大橋にあり、村人の信仰を集めていたが、

明治になって、鎌倉から横浜に通じる新

しい道が造られると藥師堂は往來に不都

合となつて壞され、藥師像は長慶寺に祀

◎鍛冶ヶ谷村〔嘉治我也牟良〕江戸より行程十二里、本

郷六村の一なり、「事は上之村に詳なり」、建武二年新

阿彌陀堂供僧料田坪付書に〔上之村證菩提寺藏〕村名

見えたり〔其文は上之村に引用す〕戸數三十二、廣袤各

十六町許〔東、中之村、南、桂村、西、小管谷村、北、

上野庭村、良方、武州久良岐郡金井村〕、領主松平大和

守矩典なり、〔古は御料所、元祿十一年牧野齊宮、享保

十九年高林與五右衛門に裂賜ひしが、寛保三年、一旦御料

となり、寶曆六年、又二氏の舊地に復す、文化八年に至り、

閻村松平肥後守容衆に替賜ひ、文政四年、今の領主に賜ふ、

檢地は延寶六年成瀬五右衛門糺す、飛地〔一町三段二歩〕

桂村に在り〔字平島と呼ぶ〕

○高札場 ○小名 △松木谷 △東臺 △柏原 △櫻馬場

△海戸 △番匠谷 △臺 △油ヶ谷 △中谷 △矢ヶ久保

△下根 △河内

○河内川 上之村上川の下流なり、小名河内を流る、故に

此名を得〔幅九尺より二間に至る〕、

○王子社 村の鎮守とす熊野を合祀す、祭祀十一月十四日

八幡宮と隔年に行ふ、天正八年修理の棟札あり、社地に

古松あり、〔圍一丈二尺餘〕正翁寺持下同、

○八幡宮 是も鎮守とす、天正八年修造の棟札あり〔面

に、八幡大菩薩修理吉□、大工主計、背に、天正八年

【鍛冶ヶ谷村】〔注76〕

【閻村】〔こうそん〕門の扉、または扉、とま、

すげ、かやを編んで覆いにするもの。全

体の、すべての、全部の村。

【平島】〔ひらしま〕桂町コープの村本郷台

から平島好演辺りの地名。

【高札場】鍛冶ヶ谷二丁目二十九番地辺り

に立てられていたという。

【松木谷】〔まつきやと〕鍛冶ヶ谷一丁目

七辺り。

【東臺】〔ひがしだい〕鍛冶ヶ谷一丁目

三十三辺りの高台か。

【柏原】〔かしわばら〕鍛冶ヶ谷一丁目

三十辺りの地名。

【櫻馬場】〔さくらばば〕鍛冶ヶ谷一丁目

六十九から七十九辺り。

【海戸】〔かいと〕鍛冶ヶ谷二丁目十六辺り。

海戸は垣内ではないかといわれる。

【番匠谷】〔ばんじょうやと〕日野南七丁

目十四・十五・十八・十九・二十五・二十八

辺りの地名。

【中谷】〔なかやと〕地元ではちゅうやと

と呼んでいる。鍛冶ヶ谷四六六番地辺り

から「やまゆり幼稚園」辺り。

【矢ヶ久保】〔やがくぼ〕鍛冶ヶ谷二丁目

十辺り。鍛冶ヶ谷西公園。

【下根】〔しもね〕鍛冶ヶ谷二丁目六辺り。

【河内】〔こうち〕中野町六六二辺り。

【王子社】〔おうじしゃ〕中居の宮の前横

穴古墳のある山の中腹鍛冶ヶ谷二丁目四

番地辺りに祀られていた。

【八幡宮】〔はちまんぐう〕、王子社〔おう

じしゃ〕は、八幡宮と共に鍛冶ヶ谷の鎮

守だったが、この二社に天王社〔てんお

うしや〕、熊野社〔くまのしや〕も合祀さ

れている。祭神、応神天皇〔おうじんて

んのう〕・速玉男命〔はやたまのおのみこと〕、

素戔鳴命〔すさのおのみこと〕。

庚辰九月十五日、中之坊筑後、大小たんな數々と記す」神木老杉あり〔圍一丈一尺許〕○石神社 村持下同、○神明宮○天王社

○正翁寺 本郷山と號す、曹洞宗〔渡内村天嶽院末〕、開山良雄〔元和元年六月十六日寂す〕、本尊虚空藏を安置せり、〔本佛立像長二尺二寸、運慶作〕、○觀音堂 正觀音を置〔行基作、長一尺七寸〕、正翁寺持下同、○地藏堂 舊像に齊田左衛門が念持佛なりしとぞ、是は元祿中賊の爲奪はると云ふ、○藥師堂 ○齊田左衛門某宅蹟 村東にあり、左衛門は頼朝近侍の士なりしと云ふ、〔按ずるに、建長寺中、心平寺の地藏は、此左衛門が身代りに立たる、靈佛なりと傳ふ、『鎌倉志』に云ふ處と、年も違ひ、事蹟も聊異なり、彼條併せ見るべし〕、延寶檢地以來開墾して陸田とす、

◎小菅ヶ谷村〔古須我也牟良〕江戸より行程十二里、本郷六村の一なり〔事は上之村に辨ず〕按ずるに北條泰時の女を小菅谷殿と號せし事上之村證菩提寺『年中行事記』に見ゆ、蓋當村は其粧田などありて住居せし地なるにや〔小名宿山の邊を、武家の居跡と傳へ、其西を御三ノ前、良方に高塀、青樓ヶ橋などの唱へ、今猶殘れり、さては彼女の居蹟とせんも縁故あり〕、民戸七十九、廣六町半

【石神社】不明。

【神明宮】不明。

【曹洞宗】（さうどうしゅう）禪宗の一派、中国で洞山良价と弟子の曹山本寂によって開かれ、わが国では後堀河天皇の時代（鎌倉時代）、道元禪師が入宋し如浄禪師からこれを伝えうけた。福井県の永平寺、横浜市鶴見の総持寺を大本山とする。

【渡内村天嶽院】（わたうちむらてんがくいん）藤沢市渡内、曹洞宗、創建は文明年間（一四六九〜八七）頃、室町時代に僧虚堂の建てた草庵を、鎌倉玉繩城主北條綱成が北條早雲の菩提を弔うため寺院としていた。

【良雄】（韓領良雄 かんれいりょうゆう）曹洞宗の開祖、道元禪師から二十代の孫弟子。

【虚空藏】（こくぞう）虚空藏菩薩、智恵・福德の廣大無辺なことが虚空を藏するが如くなる故にいう。蓮華座に坐し、頭に五智宝珠、智恵の利劍を持つ。

【藥師堂】（やくしどう）正翁寺後方にある公園の寺よりの法面にかつてお堂があり、「藥師堂」とか「觀音堂」と呼ばれていたという。その法面も道路を広げるとき崩され、その時、お堂も壊されたと伝えられている。藥師如来像は正翁寺境内に安置されている。

【齊田左衛門某宅蹟】（さいたさえもんぼ

うたくあと）源頼朝の近侍といわれ、人を害した罪で斬首されようとしたが、日ごろ信仰していた地藏立像に救われる。（身代り地藏の伝説）この齊田左衛門は鍛冶ヶ谷に屋敷を構えていたと伝えられる。（鎌倉事典）

【建長寺】（けんちやうじ）巨福山建長興国禪寺、臨済宗建長寺派本山、鎌倉五山第一位、開山は宋の高僧、大覚禪師蘭溪道隆。開基は五代執権北條時頼。建長五年（一二五三）落慶供養を行う。山号は小袋（巨福呂）の地名から、寺号は年号からとっている。

【心平寺】（注77）

【小菅ヶ谷村】（注78）

【粧田】（しょうでん）嫁入りの際、婦人が持参する田畑、中世から一期分（いちごぶん）として、死後は実家へ戻すことも行われた。

【宿山】（しゆくのやま）風土記稿に「石室 村南宿山にあり土俗太子矢倉と唱ふ」とあり、「村南」とされることから、宿山は城山（関東財務局南小菅ヶ谷住宅辺り。海軍燃料廠造成のさい、破壊されている）ではないか、という説と、大誓寺先の太子矢倉のあった山（小菅ヶ谷町三丁目五十辺り、住宅地となっている）ではないかの二つの説がある。

【廣】（こう）東西の長さ。



餘 **表** 二十六町半餘〔東、鍛冶ヶ谷・上野庭二村、西、飯

島・下倉田二村、南、笠間・桂二村、北、永谷村〕、領主

は松平大和守矩典なり〔古は御料所なり、元禄十一年、

本多伊織・榊原平十郎・土屋千之助等に領地賜ひしを、

文化八年三月御料に復し、同年六月、松平肥後守容衆が

領地となり、文政四年五月、當領主に賜へり〕延寶四年

成瀬五左衛門重治檢地す、鎌倉道西南の方を通ず〔幅二間

より二間半に至る、又古道と稱するあり、南方笠間村界

にて、今の道より北に折れ村の中央を貫き、永谷ヶ村に連

す、幅六尺より九尺に至る、按ずるに、正保の國圖には、

此道 **を** 本道とす〕、

○ **高札場** ○ **小名猪ノ鼻**〔上之村證菩提寺藏、建武

二年新阿彌陀堂供僧等、料田坪付の書に、讚岐僧都行辨

分、田三段猪ノ鼻、下部鏡法分、田三段猪鼻、と見えしは

此地なり〕△青樓ヶ橋〔同上の文書、承仕道圓跡分、田

一段西樓橋、と見ゆ是なり〕、△ **木曾ノ前**△木曾ノ谷〔木

曾分の地、永祿中は、玉繩城主、**北條左衛門大夫繩成**の

知行なり、『役帳』曰、**玉繩衆**知行役左衛門大夫殿貳百五十

貫文、東郡本郷木曾分卅四貫九百六十文、同所辰年増分〕、

△ **つのが谷** △ **寺ノ前** △ **みこの坂** △ **新宿** △ **西谷** △

**かくしが谷** △ **地藏ノ前**△宿山△宿ノ谷○石室 村南字

宿山にあり、**土俗太子矢倉**と唱ふ〔濶方二間〕親鸞遊歴せ

【**表**】(ぼう) 南北の長さ。

【**御三ノ前**】(おさんのまえ) 不明。

【**高札場**】小菅ヶ谷の高札場は長光寺前にあつた。

【**木曾の前**】(きそのまえ) 小菅ヶ谷小学校辺りの地名が木曾なので、その前の地か。

【**北條左衛門大夫繩成**】(ほうじょうさえもんたゆうつなしげ)「原文では繩成となつているが綱成の間違い」と思われる。

父は福島上総介正成、氏綱の娘と結婚し、玉繩城主となる。

【**玉繩衆**】(たまなわしゅう) 戦いの際、小田原衆は小田原城主の支配下に、玉繩衆は玉繩城主の支配下に組み入れられて、その指揮を受けて戦つた武士ではないかといわれる。

【**つのが谷**】不明。

【**寺の前**】不明。

【**みこの坂**】長光寺前の信号「滝の分」で反対側に渡り、その先、春日神社前、信号「宮の下」に通じている坂道。

【**新宿**】(にいじゆく) 小菅ヶ谷二丁目一四〇四―一五八五辺り。

【**西谷**】(にしやと) 小菅ヶ谷四丁目十二辺り。

【**かくしが谷**】不明。

【**地藏の前**】不明。

【**宿ノ谷**】(しゆくのやと) 大誓寺周辺の地名。

【**土俗**】(どぞく) その地方の慣わし。

【**太子矢倉**】(たいしやぐら) 大誓寺北、小菅ヶ谷町三丁目四十七辺り、現在は住宅地になつているが、かつては山裾を掘り窪めた所があり、太子矢倉と呼ばれていた。他に「村南字宿山にあり」という記述から本郷中学校と川を挟んだ反対側にかつて城山があり、ここにあつたのではないかともいわれる。

し時窟中にて聖徳太子の像七軀を彫刻ありし舊蹟なりと云ふ、○鼬川 南界を流る〔幅四五間〕兼好法師が折句の詠歌ありし舊蹟と傳ふ『兼好家集』曰、相模國いたち河と云ふ所にて、此所の名を句の上になすえ旅の心を、いかにしてたちにし日よりちりのきて風だに聞をはらはざるらん、鎌倉管領武州に發向の時鎌倉を立て此河邊にて晝憩をなし、午飯を吃するを例とす『鎌倉年中行事』曰、公方様御發向事鎌倉有御立、鼬河にて御晝休あり、御酒三献御湯漬參、依御吉例本郷土佐守調進らるゝ、いたち川に足て小具足になる、御申之役御鎧をも被着、御弓征矢をば、御調度役帶之、武藏之府中高安寺へ御着陣之時、又御具足をめす、凶徒等悉有御退治、還御之御様躰、御發向之時御同前也〕鎌倉古道の係る所橋を架す〔長六間〕、新橋と唱ふ、

○春日社 村の鎮守なり、永祿八年宇部松菊丸と云もの〔按ずるに、北條役帳〕に、宇部左京亮、本郷公田村を領せしこと見ゆ、『役帳』は永祿二年の改なり、此松菊丸は果して左京亮の子なるべし、然れば當時の地頭なること知らる、再建と傳ふ、古は本郷六村の總鎮府なりしと云ふ、祭禮十一月十三日〔鶴岡社人等來りて祭事を行ふ〕、社地に古松あり〔圍一丈四尺〕、△末社神明八幡白山稻荷○別當龍光院醫王山春日寺と號す、古義眞言宗〔高野山慈

【兼好法師】(けんこうほうし) 鎌倉末期の歌人、俗名卜部兼好、先祖が京都吉田神社の社家であったところから、後世吉田兼好とも言う。初め堀川家の家司、のち、後二条天皇に仕えて左兵衛佐に至る。天皇崩御後、出家・遁世、歌道を志して藤原爲世の門に入り、その四天王とされた。『徒然草』の他、自撰家集がある。

【鎌倉管領】(かまくらかんれい) 室町時代の職名。將軍を補佐して幕府の政務を総轄した。鎌倉幕府の執権に当る。初めは執事と称した。

【公方様】(くぼうさま) 鎌倉時代の幕府の称。室町時代以後は征夷大將軍の稱。

【小具足】(こぐそく) 武装の際の附属具。鎧では臙あて・脇楯・籠手・喉輪。また後世の具足で脇引・籠手・頬当・臙当・など。甲冑を着用するばかりの装備を整えた装い。(広辞苑)

【武藏之府中】(むさしのふちゅう) 武蔵国(旧国名、大部分は現東京都・埼玉県、一部は神奈川県に属していた)府中には国府が置かれていた。

【新橋】(にいばし) 狹川に架かり、笠間と小菅ヶ谷を結ぶ橋。風土記稿記載の橋で今も残る。鎌倉道(山内道路)が完成すると、その道中に新しい橋としての新橋か。江戸時代の吉田道も新橋を渡

る。小菅ヶ谷側の狹川公園に、元祿四年(一六九二)に造立された道標があり、「從是ぐみやうじ道・從是とつ加道」と刻まれている。

【春日社】(かすがじんじや) 祭神は、天兒屋根神(あめのこやねのかみ) 武甕槌神(たけみかづちのかみ) 経津主神(ふつぬしのかみ) 比売神(ひめのかみ) の四神を祀る。中宮の四面は見事な彫刻で飾られているが、その制作年代は不明とされている。だが氏子の方々は江戸時代末期と伝えている。

【龍光院】(りゅうこういん) この寺は明治初年の廃仏毀釈によって廃寺となり、その跡地は町内会館となっている。寛政七年(一七九五)と刻まれた手洗鉢が今に残されている他、龍光院に祀られていた弘法大師像や、不動明王像などは大誓寺に安置してある。

眼院末)、永祿八年社と共に再建すと傳ふ、中興を宥傳と云〔寶永四年七月八日寂す〕△護摩堂

○長光寺 浄土眞宗〔西六條本願寺末〕、菅谷山醫王院と號す、本尊彌陀〔惠心作長二尺五寸〕、古は天台宗にて

醫王院と號す、開山を道意と云ふ〔寺傳に、意は伊藤九郎祐清の子にて祐清壽永の亂、砥並山の一戦に打死せし後、

母に養はれ豆州に在り後當所に移住せしが、父祖の菩提を弔んが爲僧となりて台刹を建て、父が崇敬せし薬師を本尊

とすと云へり、其他附會せしこと多くして、寺傳は信じ難し、其後本願寺三世覺如宗祖の舊迹巡覽ありて當所止宿の時

住職了諦其教示を聽て當宗に歸依しやがて改良せり、此時より今の山寺號を稱す、後破壊地となりしが寛永

十二年僧善立〔正保二年五月三日寂す〕中興すと云ふ、舊は良雲坊〔開基明見寛文十一年十一月三日寂す〕と云へる

支院ありしが今は廢せり、『寺寶』△阿彌陀画像一軸〔親鸞筆〕、△光壽石一顆〔同筆なり石面に光壽の二字を書せり〕

△六字名號一軸〔蓮如筆〕、△正觀音一軀〔舶來の物にて伊藤祐清の念持佛と云ふ〕、△長刀一振 △鞍一掛〔此二品

は伊藤氏所持の具と言傳ふ〕、△鐘樓 鐘は寶曆八年再鑄する所なり△薬師堂 文祿元年建つ、今は廢して本尊〔文覺

作、長六寸八分〕は本堂に移し安ず、これ改宗以前の舊本尊なりと云ふ

【護摩堂】(ごまどう) 密教で、火炉を設け、乳木などを焚いて本尊に祈る智慧の火で煩惱の薪をたき、息災・増益・降伏・敬愛を祈願するお堂。

【長光寺】(ちやうこうじ) 風土記稿に、薬師堂が記載されているが、この薬師堂について、かつて薬師堂は栄区小菅ヶ谷と戸塚区下倉田の境の花立辺りにあったといわれ、鷹狩りに来た徳川家康は鷹に逃げられ困っていた時、この薬師堂に花を供えて祈ったところ鷹が戻って来たので花立薬師と呼ぶようになったと伝えられる。後、徳川家から三つ葉葵の紋を許されたので、現在も薬師像が納められている厨子には葵の紋がつけられ長光寺の本堂に祀られている。花立は境につけられる地名といわれる。

【伊藤九郎祐清】(いとうくろうすけきよ) 伊豆の豪族、伊藤祐親の子、祐清は砥並山の戦いで戦死。祐親は平家から源頼朝を預かっていたが、後、石橋山の戦いで頼朝に捕えられ自刃している。【附會せしこと】(ふかい) 無理に繋ぎ合わせること。こじつけること。

○大誓寺 西光山普應院と號す、浄土宗〔岩瀬村大長寺末〕、

本尊は彌陀、承應二年利玄〔相蓮社傳譽と號す、

本山七世明暦元年七月十三日卒す〕が建る所と云ふ、

△太子堂 本尊は〔長二尺六寸〕、親鸞當村石室にて彫刻せし七躰の一なりと云ふ、

○観音堂 十一面観音〔行基作の小像なり〕を本尊となす、元祿中堂守の僧念稱同體〔長一尺三寸、岩瀬村大長寺傳

には、毘首羯摩作と云ふ〕、一軀を得て其肚中に舊像を収むと云へり〔大長寺傳に、元祿十六年正月再建すとあれ

ば、其時の事歟〕、大誓寺持下同 ○薬師堂 僧厭譽欣求〔明暦元年十一月十五日寂す〕が建しと云ふ、

○長延寺蹟 小名地藏の前にあり、此寺元和中武州加瀬村に遷れり〔按ずるに、武州橘樹郡南加瀬村に、轉壽山長

延寺あり、浄土眞宗、西本願寺末、鎌倉より引しと傳ふ〕、其蹟叢林となりしかば延寶四年檢地ありて山高に入れり、

○舊家與次右衛門 里正を勤む、先祖を梅澤與次右衛門勝國と云ふ〔天正二年二月八日死す〕今兼氏の短刀を所持、

先祖より傳來すと云ふのみ其他の傳なし、

◎公田村〔久傳無牟良〕江戸より行程十二里、本郷六村

の一なり〔事は上之村に詳なり〕、小田原北條氏割據の頃は宇部左亮領せり〔役帳〕曰、三百貫文、東郡本郷公田、

【大誓寺】(だいせいじ) 大誓寺持ちの薬

師堂は廣地稻荷後方(小菅ヶ谷町二丁目辺り)にあつたが、廢絶した後、木造薬師如来像は大誓寺に祀られている。石仏の薬師如来像は廣地稻荷後方の個人宅庭に安置してある。その他、小菅ヶ谷の高

見(地名)の観音堂に祀られていた十一面観音像(胎内から小さな仏像発見)なども安置してある。又、この寺には横浜市指定の文化財として木造聖徳太子像が安置してある。胎内の墨書銘に「文明己丑(一四六九)二月十五日佛所下野法眼弘円」とあり、室町時代の佳作として資料的価値が高いとされている。

【大長寺】(だいちょうじ) 鎌倉市岩瀬にあり、亀鏡山大長寺と号す。天文十七年(一五四八)小田原北條氏の玉繩二代城主北條綱成が、妻(北條氏綱息女)の菩提を弔うため建立した。北條氏滅亡後は衰微していたが、江戸時代には徳川家の保護を受けて栄えた。

【里正】(りせい) 村長・庄屋。

【公田村】(注79)

宇部左京亮、左京亮一代は諸役御免、但大普請半役可申付)、戸數六十、桂村と地形錯雜して各村の別を得ず、今合せて是を云に東西十町南北二十町〔東、上之村、西、岩瀬村、南、今泉村、北、鍛冶ヶ谷・中之二村〕、檢地は延寶六年成瀬五左衛門糺す、今松平大和守矩典領分なり〔元祿十一年御料を裂て、長山彌三郎・長谷川玄通・伏屋新助・鈴木能登守重貞等が采地に分ち賜ひ、御料少しく残りしが、文化八年闔村松平肥後守容衆領分となり、文政四年今の領主に替賜ふ〕、

○高札場 ○小名 △馬場〔婆武婆、○本郷六村の中央なり、馬場跡といふ〕、△池後〔昔池ありしと云ふ〕、

△新井澤 △信濃ヶ谷 △茶辨當 △岸 △し井郷谷

△小谷 △長谷

○馳川 上之村上川・下川の二流、村東にて合し一條となり河名を得村北を流る〔幅四間より六間に至る〕板橋を架す、馬場橋と唱ふ〔長五間〕、

○御靈社 權五郎景政を祀る〔明曆三年十月再興の棟札に五郎大權現と記す〕當村及桂村の鎮守にて村持、

○神明宮 村民持下同 ○十二社 ○諏訪社

【闔村】(こうそん) すべての村。

【高札場】(こうさつば) 公田の高札場は永林寺前にあつたという。

【馬場】(ばば) 公田交差点近く、富士スパーり辺りの地名。一六三八番地辺り。

【池後】(いけご) 公田町八七三番地辺り。

【新井澤】(あらいさわ) 「あらい」の文字が「洗」と「荒」の荒井沢の地名はあるが、「新」の文字を使用しての荒井沢はない。

【荒井沢】は公田の奥、ほぼ荒井沢川の両側から荒井沢公園辺りの地名。一〇一九番地一〇五一番地辺り。

【信濃ヶ谷】(しなのやと) 九七一番地一〇一五番地辺り。

【茶辨當】(ちゃべつとう) 一〇三四五番地一〇一九五番地辺り。

【岸】(きし) 公田町六六五番地一六七三番地辺り。

【し井郷谷】(しいごうやと) バス停桂郷近く権郷屋商店、一三三〇番地辺り。

【小谷】(こやと) 一三九一番地一三七四番地辺り。

【長谷】(ながやと) ながやと子どもの遊び場辺りの地名。一三七四番地辺り。

【馳川】(ちせん) いたちかわ) 現在は全部を油川と呼んでいるが、本来は上郷町長者久保(現栄資源循環局後方)を水源とする下川(本流)と、瀬上からの上川の二流が公田町の東(栄区役所後方)で合流し、一條となつてはじめて油川の川名をえて、新橋までが油川であり、その先、柏尾川に合流するまでを新橋川とか、本郷川と呼ばれていた。

【馬場橋】(ばばばし) 下川と上川が合流した所に架けられていたようだが(新編相模)、馬場の地名として残されている所は公田交差点近くの富士スパーり辺りなので、位置がずれているがどうか。

【御靈社】(ごれいしゃ) 祭神、鎌倉權五郎景政。江戸時代の頃までは公田・桂村の鎮守。元は公田町一三九一辺りに祀られていたが、明治四十二年(一九〇九)、神明宮に合祀された。

【神明宮】(しんめいぐう) 祭神、天照大御神。元は通称「お伊勢山」に一部村人の氏子が祀っていたが、明治四十二年(一九〇九)、公田・桂の両村内の御靈社・日枝社・諏訪社・梵殿社・王之御前社(昭和十二年旧地に遷座)・天神社を合祀して、村社となり、神明社と名称も改められ、村の鎮守となる。昭和四十七年、宅地造成により、公田町四四五一六に移転している。

【十二天社】(じゅうにてんしゃ) 不明。

【諏訪社】(すわしや) 不明。

○王之御前社 祭神 詳ならず

○永林寺 桂谷山と號す、曹洞宗〔渡内村天嶽院末〕、

開山良雄〔元和元年六月十三日寂す〕、本尊彌陀、

○定光寺 龍淵山と號す、古義眞言宗〔上之村證菩提寺

末〕本尊不動 ○慶岸寺 大悲山攝取院と號す、浄土宗〔岩

瀬村大長寺末〕、開山閑哲〔英蓮社傳譽と號す、大長寺中興

源榮の弟子、寛文十年十二月十四日寂す〕本尊彌陀〔恵

心作、長一尺七寸〕、當寺延寶八年の頃より漸衰廢に及び、

本尊等今は假に村内の彌陀堂に置き、○觀音堂 十一面

觀音〔運慶作、長一尺五寸〕、を安ず、永林寺持 古は

中之村に在り、今に堂蹟残り、○彌陀堂 本尊は運慶

の作なり〔長一尺七寸五分〕、岩瀬村大長寺持下同、○地

藏堂 運慶の作佛〔長二尺九寸餘〕を安ず、○觀音堂

十一面觀音を安ず〔定朝作、長九寸七分〕、大長寺傳に是

は天佛山法界廢寺の本尊なり、此寺元暦の頃頼朝上臈

十餘人を斬罪し、其骸を爰に葬り〔今に堂側に、上臈塚

といへる小塚あり、高四尺許、上に雜林あり〕、其側に建

立ありし一字なりと云へり、

○舊家八兵衛 松平氏を稱す、長澤の庶流と云ふ、家系に

據るに始祖藤三郎正則は甚右衛門正次が弟にて道甫君道幹

君東照宮に歴仕し屢戦功を顯せり、後故ありて御勘氣を

蒙り落魄して甲州に到り、武田氏に仕へしが其後恩免あり

【王之御前社】(おうのごぜんしゃ) 現皇

女神社、(公田町一五三〇)。王之御前社

とも皇女神社とも呼ばれている。祭神は桓

武天皇の皇子、葛原(かつらはら)親王の

妃「照玉姫」。明治四十二年、神明社に合

祀されたが、昭和十二年、現在地に社殿を

造営し遷座された。伝承によると、葛原親

王は照玉姫を伴つて東国へ下向の途中の天

長元年(八二四)、照玉姫は公田で亡くな

り埋葬され、上臈塚と呼ばれていた。

天正十五年(一五八七)、僧信永は埋葬さ

れた上臈塚からその靈を勧請して造営し

たのが皇女神社といわれる。

【永林寺】(えいりんじ) 本尊、風土記稿

には、弥陀と記されているが、現在は釈

迦如来像である。鎌倉郡三十三觀音十六

番札所本尊は十一面觀音立像。

【定光寺】(じょうこうじ) 廢寺となつて

いる。公田町「ながやと子供の遊び場」

に隣接した高台に跡地(公田町一六一二)

があり、共同墓地となつている中に住職

の墓と思われる無縫塔や石塔が残されて

いる。

【慶岸寺】(けいがんじ) 公田町六七八番地、

字名「坊ヶ谷」に跡地があり、山際の道

より一段高くなつた所に、卵塔やお墓が

あつたが、平成一九年頃、大長寺関係の

墓は大長寺に、残りは長慶寺に引き取ら

れた。

【觀音堂】(かんのんどう) 長慶寺の傍ら

に駒形堂という觀音堂があり、十一面觀音

像を安置していたが、中古に駒形堂橋の傍

らに移され、さらに永林寺に移された。現

在、駒形堂橋の下を流れていた川は暗渠と

なり、橋跡に「駒形堂橋」の銘板が残され

ているのみである。

【上臈塚】(注80)

【長澤の庶流】(ながさわのしよりゅう)

松平家庶流家。松平親則(一説に信光の弟)

に始まり、本拠としたのが三河宝飯郡(ほ

いぐん)長澤(愛知県宝飯郡音羽町)だつ

たことから長澤松平氏と呼ばれる。この

直系は九代康直の跡がなく嗣子断絶とな

り、代わつて傍系の宗忠の系統が長澤松

平氏を継いだ。宗忠の孫の正次のあとを

大河内秀綱の次男正綱がつぎ、大河内松

平氏が成立した。庶子の系統。本家から

て召返され、天正十八年東に入せ給ひし時正次と同く供奉し**武州三川島**にて采地〔百石、或は五〇〇と云ふ〕、を賜はれり、後江戸にて居宅の地〔裏二番町〕を賜ひ虎の間の御番を命ぜらる、然るに三川島は水損多き地なる故**姑く廩米**に替られ、重て替地を賜ふべしと有しかど其沙汰ふつになかりしが正則退隠せし時、**伊奈備前守忠次**して當所の宅地を賜ふ、終身此所に屏居せり〔歿年を傳へず、法名は應譽淨光と云ふ〕、其子三郎六郎重正家を繼ぎ、又虎の間の御番を勤む、**大坂の役**には**深尾掃部**が隊下に屬し**富士見御櫓**の**番衛**を奉はる、後此地に退隠す、其後當所檢地ありしに宅地拜賜の證状なきが故**猶年貢地**たり、其子藤三郎重清家を繼て富士見の御番を勤めたりしが多病なる故勤仕に堪へず此地に退隠す、其子太左衛門某家を繼ぎしが後故ありて罪蒙りしに恩免なくして死しければ遺跡は**収公**せらる、時に其父重清出府し深く歎き申せしかば御由緒ある舊家たるを思し召し、更に二男藤三郎重久を召出され、富士見の御番を命ぜられ下谷にて宅地を賜ふ〔重久、元祿十二年八月廿日死す、法名即應源心、其子勝三郎某、遺跡を繼ぎ、富士見御番を勤む、其子又三郎某が時、故ありて明和七年絶家となる〕、三男三郎右衛門は父と共に當所に住し、其子次郎右衛門が時民に下ると云ふ、

【武州三川島】（ぶしゅうみかわじま）東京都荒川区のほぼ中央部、常磐線三河島駅を中心とする地域。

【姑く】（こく）暫く、間に合わせ。

【廩米】（りんまい）倉庫に貯えてある米。特に江戸時代幕府や諸侯の藏に貯えた米。

【伊奈備前守】 不明。

【屏居】（へいきよ）勤めをやめて家にいること。一室に閉じこもっていること。

【大坂の役】（おおさかのえき）徳川氏と豊臣氏の戦い。大坂夏の陣。冬の陣。

【深尾掃部】 不明。

【富士見御櫓】（ふじみおやぐら）敵情視察、又は射撃のため城門、城壁に設けた。

【番衛】（ばんえい）交替で護り防ぐこと。順に入れ替わって守りにつく人の集まり。

【猶年貢地】（なおねんぐち）なお年貢を納めなければならぬ地。

【収公】（しゅうこう）領地などを官府に取り上げること。没収。

◎**桂村**〔可津羅牟良〕江戸より行程十二里、本郷六村の一なり〔事は上之村に詳なり〕、建武二年本郷新阿彌陀堂供僧等が料田坪付の書〔上之村證菩提寺藏〕に當村の名見えたり〔其文は上之村條に詳載す〕、地形公田村と犬牙して辨別しがたければ廣袤四隣既に公田村に闔載す家數三十、檢地は延寶六年成瀬五左衛門改む、今松平大和守領す〔古は御料所、享保八年十二月、酒井雅樂頭親本星合攝津守顯行に領賜し寛延二二年五月雅樂頭の領地を松平大和守朝矩に替賜ひしに、文化八年すべて松平肥後守容衆領分となり、文政四年又今の領主に賜ふ〕、

◎**高札場** ○小名〔公田村に併載す〕、

◎**馳川** 公田村に同じ、

◎**天神社** 村民持、

◎**上野庭村** (略)

◎**下野庭村** (略)

◎**舞岡村** (略)

新編相模國風土記稿卷之百終

鎌倉郡卷之三十二終

新編相模國風土記稿卷之百一村里部

鎌倉郡卷之三十三

山之内庄

【桂村】(注81)

【酒井雅樂頭】(さかいうたのかみ)江戸初期の幕臣。酒井忠清、上野厩橋城主、雅樂頭と称した。

【高札場】不明。

【天神社】(てんじんしゃ)現上耕地橋のたもとに天神社が祀られていたが、神明社に合祀された。



- ◎永谷上村(略)
- ◎永谷中村(略)
- ◎上柏尾村(略)
- ◎下柏尾村(略)
- ◎平戸村(略)
- ◎品濃村(略)
- ◎前山田村(略)
- ◎後山田村(略)
- ◎秋葉村(略)
- ◎名瀬村(略)
- ◎上矢部村(略)
- ◎宮澤村(略)
- ◎中田村(略)
- ◎和泉村(略)
- ◎阿久和村(略)
- ◎岡津村(略)

新編相模國風土記稿卷之百一 村里部

鎌倉郡卷之三十三(略)

新編相模國風土記稿卷之百二 村里部

鎌倉郡卷之三十四

山之内庄

◎瀬谷村 (略)

◎上飯田村 (略)

◎下飯田村 (略)

◎長尾臺村 (奈我乎駄以牟良) 江戸より行程十二里

餘、長尾郷に屬す、盖其原村なるべし、此郷名は鶴岡文書

正元元年の物 (金井村條に引用す) 又供僧相承院藏、

正安三年 (田谷村條に引用す) 正和三年 (小雀村條に引

用す) 等の文書に見えたり、永享十二年結城氏朝の亂に

上杉安房守憲實入道長棟京都の下知により豆州より山内

庄に歸り、四月中當郷に滞留せし事『鎌倉大草紙』に記せ

り〔曰、安房入道長棟禪門も、伊豆國に御座けるを、京都

より頻に被仰遣ける程に、同四月六日伊豆國を立、山内

の庄に歸參、長尾郷に令滞留、同五月神名川へ出勢あり、

永正六年十一月故長尾右京某が室幸春尼、當郷を圓覺寺

塔頭龍隱庵に寄附す、〔寄進狀龍隱庵の條に注記す、併せ

見るべし〕、天文四年四月鶴岡再建の時郷中の土を運

致し、造瓦の料に充し事『快元記』に見ゆ〔曰、天文

【長尾臺村】(注82)

【結城氏朝の亂】(ゆうきうじともものらん)

永享十二年(一四四〇年)、足利持氏の遺

子春王丸・安王丸を助けた常陸の結城氏

朝が、関東管領上杉憲実および幕府軍と

対戦、四一年結城方が敗北した。

【上杉安房守憲實入道長棟】(うえすぎあ

わのかみのりざねにゆうどうながむね)

鎌倉公方足利持氏の執事。主君と不和に

なり將軍義教に協力して持氏を倒し、(永

享の亂)、一時、関東管領の政務をみた

が、まもなく引退した。下野(栃木県)

の足利学校を再興している。正文元年

(一四六六)五七歳で死去。法号、高巖長棟。

【京都の下知】(きょうとのげじ) 足利氏

の室町幕府は京都にあり、そこからの命

令が下さる。

【鎌倉大草紙】(かまくらおおぞうし) 三

卷。著者・成立年代未詳。別名「太平後

期」。康暦元年(一三七九)より文明十

一年(一四七九)までの政治的事件を年代

順に記したるもの。鎌倉公方足利義満への

謀叛の企てに筆を起し、氏満に対する上

杉憲春の諫死。足利・上杉間の不和、諸

武将の動きから太田道灌の南総経営まで、

鎌倉を中心に、関東管領上杉氏以下東国

正徹の和歌、斎藤妙椿と東常縁との和歌逸

話等も収める。「集覽」第五冊、「類從」合

戦部所収。【文献】「群解」第一。鎌倉事典。

【長尾右京】不明。

【幸春尼】(こうしゅんに)長尾顯忠の後家、

華溪幸春尼、永正六年(一五〇九)円覺

寺塔頭龍隱庵を再興し、土地の確保をは

かるため、長尾郷内の支配権を龍隱庵に

寄進している。(戸塚区の歴史上巻)

【快元記】(注83)

〔四五三〕 四年四月、此四五日運土、瓦可燒支度被相調了奈良

大工與次郎下地誘了、土者自長尾之邊到來、北條氏の

頃は當所豹徳軒知行せり『役帳』曰、豹徳軒、五十三貫

九百文、東郡長尾、金井、今富士市十郎知行す〔祖先

又一郎信重、天正御入國の後拝賜せしより、今に至ると

なり、古水帳に、一段十三坪屋敷、富士又と記せしを見れ

ば、信重當村に居住せしなり、飛地飯島・笠間二村に在り、

文政二年五月大貫次右衛門光豊が檢して新開を企し地〔三

段六畝六歩〕あれど未全く成らず、

○高札場 ○林 字左衛門山・雲雀山・龜甲山の三所にあり、

地頭の林なり、

○柏尾川 東界を流る〔幅五間〕、橋を架す、鷹匠橋と呼ぶ

〔長五間半〕

○御靈社 村の鎮守とす、圓覺寺塔頭龍隱庵藏、永正

六年庵領年貢目錄二、御靈分田二段と記せしは當社領を

云へるなるべし、例祭十一月十六日、村持下同、○稻荷社

○十二天社

○長谷寺 臺瀧山と號す、臨濟宗〔鎌倉建長寺末〕本尊觀

音を安ず開山は祐景と云ふ〔文明十三年九月二十七日寂す〕、

○長尾氏壘蹟 字臺の上にある、長尾平内左衛門尉景茂の居

蹟と傳ふ、里正〔小源次と稱す〕が家傳に長尾民部左衛門

義憲が長子平内左衛門景茂、當城主たりしが弘治年間戰死し、

〔下地〕（したじ）物事をなすための基礎となるもの。土台。素地。

〔豹徳軒〕（ひょうとくけん）小田原北條氏の家臣、長尾・金井を知行し、知行高は五十三貫九〇〇文、扇谷上杉氏の重臣。

〔富士市十郎〕（ふじいちじゅうろう）初代信重は徳川家康に仕え、天正十二年の小牧の陣には家康のお供に列している。

長尾台を知行地として受領以来、旗本知行地として次第し、幕末まで続く。

〔古水帳〕（こみずちよう）古い御凶帳、水帳は当て字という。検地帳のこと。人別帳のこと。

〔大貫次右衛門光豊〕（おおぬきじうえもんみつとよ）長尾台の代官、文政九年（一八二六）龜甲山と雲雀子の土地を開墾させている。

〔高札場〕（こうさつば）不明。

〔字左衛門山〕不明。

〔雲雀山〕（ひばりやま）長尾台の南、田谷と隣接して雲雀子下の地名が残されているが、その近くにあった山か。

〔龜甲山〕（かめのこやま）金井の西端、田谷との接点にあった山で、昭和三十五年頃、住友電工に買収され、現在は住友電工の社屋になっている。

〔鷹匠橋〕（たかしょうはし）長尾台と笠

間を結ぶ橋。

〔御靈社〕（ごりようしゃ）これいしやとも）長尾台町の鎮守。寛治七年（一〇九三）、鎌倉四郎景村が長尾に住し、長尾氏を稱し、同九年、御靈社を創建したという。祭神鎌倉権五郎景正（政）。大国主命。

〔稻荷社〕（いなりしゃ）御靈社の左奥にあるがその社を指すか。

〔十二天社〕（じゅうにてんしゃ）長尾砦にある通称物見塚と稱される所は一段高くなっているが、そこに十二天社が祀られていたという。明治十二年、御靈社に合祀された。祭神、大国主命。

〔長谷寺〕（ちようこくじ）台龍山と号し、臨濟宗に属し、建長寺の末寺、開山は祐景（文明十三年寂）、長尾台町二四八番地にある。寺域内に江戸時代の二代目領主富士信成氏の墓がある。

〔建長寺〕（けんちようじ）鎌倉市山ノ内にある臨濟宗建長寺派の本山。山号の巨福山は小袋の地名から、寺號は年号から付けられている。建長五年（一二五三）北條時頼が道隆を請じて創立。鎌倉五山の第一位。道隆の画像や墨跡は国宝。（広辞苑）

子孫没落して村民となり、其後北條氏の代官鳥居傳十郎と云ふもの此に住せしが天正落去の後全く廢せしといふ、景茂をもて弘治年間の人とするも疑あり抑景茂は既に『東鑑』に見えし新六定景が子にして太郎或は平内と稱し後左衛門尉となる、長尾氏の世系を考ふるに鎌倉權五郎景政が孫鎌倉太郎景忠に二子あり、長子景宗は高座郡大庭庄に住し大庭を以て家號とす、次子景弘は當郷に住し長尾次郎と稱す、是長尾氏の祖たり〔**行本**の系圖に、忠通景村を生、鎌倉四郎と稱す、景村太郎景明を生、景明始て長尾に住し、長尾四郎と稱し、景明・景宗・景弘を生と見ゆ、恐くは是にあらす今取らず〕、景弘二子あり、長は爲宗〔『**曾我物語**』に爲景に作る〕、新五と稱す、次は即景茂が父新六定景なり、安元の頃兄弟共に**大庭平太景義**と豆州伊東に赴きしことあり〔『**曾我物語**』曰、相模國住人、大庭平太景義、國中の人人を**倡ひ**安元二年十月十日、伊東へぞ赴ける、其人々には、長尾新五爲景・同新六定景〕、『東鑑』に據るに治承四年石橋山の役には兄弟大庭三郎景親に屬して頼朝に敵し、敗軍の後降參し、兄は岡崎義實弟は三浦介義澄に預らる、明年七月定景**厚免**を蒙り、承久元年正月鶴岡惡別當公曉、將軍實朝を弑する時定景勇敢の聞えあるを以て其撰に應じ公曉を誅せり、景茂は寶治元年六月三浦駿河前司泰村を誅せらるの時、景

【行本】不明。

【曾我物語】（そがものがたり）軍記物語の伝記物、一二卷（真字本一〇卷）作者は僧か。原作は鎌倉時代に成るか。曾我兄弟の生い立ちから敵討ちに至る次第を叙したものの、愛読され後代に大きな影響を与えた。（広辞苑）

【大庭平太景義】（おおばへいたかげよし）大庭景忠の子、景義は頼朝についたが、弟の景親は平家側についている。茅ヶ崎市懷島に館があり、懷島景義とも呼ばれていた。

【倡ひ】（しょうひ）①わざおぎ。芸人。②あそびめ。遊女。③みだれる。と見える。うたいだす。先にいいだす。導き盛んな様。

【三浦介義澄】（みうらのすけよしずみ）鎌倉初期の武將、三浦義明の子、頼朝の石橋山の挙兵に応じて御家人となる。壇ノ浦の戦い、奥州征伐に従い頼朝に優遇された。（広辞苑）

【厚免】（こうめん）厚い情けによつて特に赦免されること。（広辞苑）

茂彼に與せしをもて壹岐前司泰綱・近江四郎左衛門尉氏信等を討手に向られしかば景茂も鎌倉法華堂に遁れ、泰村と同じく自盡せり、此時討手の將泰綱氏信景茂が宅に行向ふと『東鑑』に見えたるは當所を斥せるなるべし、此亂に景茂の一族皆滅亡せり、

◎飯島村〔以比之麻牟良〕江戸より行程十二里、長尾郷に屬す、民戸八十五、東西十八町餘、南北十二町餘〔東、小菅谷村、西、長尾臺・田谷・金井三村南、笠間村、北、長沼・下倉田二村、及び戸塚宿〕、建武二年三月村内を上之村證菩提寺内新阿彌陀堂、供僧等の料田に寄附あり〔證菩提寺文書に據る、彼寺の條に引用す〕小田原北條氏割據の頃は井出兵部丞〔『役帳』曰、百十七貫三百九十一文、東郡飯島、井出兵部丞、此内百貫役〕、高城下野守胤辰知行す〔高城、十七貫三百四十五文、飯島木部分〕今松平大和守矩典領せり〔御入國以來黒田五左衛門光綱知行せしに、文化八年松平肥後守容衆領地となり、文政四年今の領主に替る〕、檢地は正保二年の改なり〔役人石塚久左衛門天野嘉兵衛等なり〕鎌倉道村内を貫けり〔幅二間〕、

○高札場 ○小名 △横まくり〔鎌倉圓覺寺龍隱庵藏、永正六年十二月の文書に、相模國小坂郡長尾郷之内、田島

【壹岐前司泰綱】（いきのさきのつかさやすつな）鎌倉時代の武將、健保元年（一一二二）生まれ。佐々木信綱の三男、京都六角東洞院を宿所とし六角氏を名乗る。左衛門尉檢非違使壹岐守を歴任。佐々木氏の嫡流をつぎ、寛元元年（一二四三）近江守護となる。建治二年（一二七六）没、六四歳。

【近江四郎左衛門尉氏信】不明。

【自盡】（じじん）自ら命を断つこと。自殺。自害。

【飯島村】（注84）

【井出兵部丞】（いでひょうぶのじょう）小田原北條氏の家臣、飯島村を知行地とし、馬廻衆に属していた。

【高城下野守胤辰】（たかきしもつけのかみ）たねたつ。下總国小金大谷口の城主。

【飯島木部分】（いじまきぶぶん）飯島の何れかの地を指すか。

【黒田五左衛門光綱】（くろだごさえもんみつな）三河国八名郡黒田郷に住む。初め今川氏に仕え、後、徳川家康に仕えた武將。諸戦に従軍して功績を上げ、その後、駿府に召される。光綱の末娘として生まれた「お六の方」は家康の側室となる。

【高札場】（こうさつば）光長寺前に立てられていたという。

【横まくり】不明。

所々よこまくり、田二段年貢一貫四百文云々と見えしは此地

なり)、△下坂〔之毛左加〕△永谷 △大井戸谷△五段田△

宮前 △廣谷 △北ヶ谷 △南ヶ谷 △三宮△龍ヶ久保

△殿谷 △久保

○柏尾川 村の西南界を延亘す〔幅六間〕、土橋を架す〔長

八間〕、水防堤を設く〔高二間〕、○本郷川 村の南界を流

れ對岸笠間村の界にて柏尾川に合す、河涯に堤防あり〔高

八尺〕、○溜井 小名池ノ谷にあり〔濶二段四畝廿三歩〕

○三島社 村の鎮守とす、元和元年十二月十二日の勸請

と云ふ、祭祀は九月十八日なり、村持下同、△末社 秋葉

山王 稻荷 △鐘樓 鐘は明和元年の鑄造なり、○神明宮

○山王社 ○諏訪社

○般若院 飯島山梵篋寺と號す、古義眞言宗〔手廣村

青蓮寺末〕、本尊不動を安ず、○光長寺 清水山養儼院と

號す、浄土宗〔岩瀬村大長寺末〕、三尊彌陀を本尊とす、

天正中の靱建にて開山は智達〔圓蓮社音譽と號す、慶長

十三年五月十五日寂す〕、と云へり、後寛永二年地頭

黒田信濃守直相〔寛文十二年十一月七日卒す〕姉養儼院〔俗

名呂久女、法名養儼院鑑譽心光大禪定尼と號す〕、菩提の

爲に中興開基し其牌を置く〔本寺の傳に、養儼院尼は東照

宮近侍の婦人にて、薨御の後日光山に參拜し、山中にて

頓死す、其遺骸は小石川傳通院に葬し、當寺には牌を置き

【下坂】(しもさか) バス停下坂辺りから

觀音堂辺りの地名。一六二四番地辺り。

【永谷】 不明。

【大井戸谷】 不明。

【五段田】(ごたんだ) 飯島東幼稚園、須

藤自動車辺りの地名。二二八〇番地辺り。

【宮前】(みやまえ) ニューシティ本郷台辺り

から三嶋神社辺りの地名。二一四三番地

辺り。

【廣谷】(ひろやと) 信号飯島跨線橋入口

近く、バス停飯島前のホンダプリモ、石

井商店辺りの地名。一六四七番地辺り。

【北ヶ谷】(きたがやと) 信号飯島跨線橋

入口から下坂に向かう途中の右側、ノースバ

レー辺りの地名、根岸線を挟んで「南ヶ谷」

と向かい合う所となる。一六三四番地辺り。

【南ヶ谷】(みなみがやと) 根岸線を挟ん

で南側にあるエステ・ハイツ大船辺り、

一五九七番地辺りの地名。

【三宮】(さんのみや) 三の宮公園一八五六

番地辺りの地名。

【龍ヶ久保】(たきがくぼ) バス停大道の

所で石段を上った先の山本晝店、飯島

尾川に合流するまでを本郷川と呼んでいた。

【溜井】 不明。

【池ノ谷】(いけのやと) 本郷台三丁目、

四丁目辺りの地名。

【秋葉】(あきば) 記録からあつたことは

分かつているが場所は不明。

【稻荷】(いなり) 「子神社」に隣接して祀

られている。八一二番地辺り。

【神明宮】(しんめいぐう) 音坂の上(五二七

番地辺り)にお伊勢様として祀られてい

たが、明治四一年、三嶋神社に合祀された。

【山王社】(さんのうしや) 殿谷四六六番

地の小さなお堂に祀られていたという。

【諏訪社】(すわしや) 三宮に祀られてい

たという。

【黒田信濃守直相】(くろだしなののみかみ

なおすけ) 黒田五左衛門光綱の男子は早

世しているところから、紀伊家の家臣、

近藤平右衛門用勝の六男用綱がその跡を

つぎ直相を名乗る。

【呂久女】(注83)

【小石川伝通院】(こいしかわでんつういん)

東京都文京区にあり、徳川家の菩提寺。

追福を營む、此時寺域の續きにて、山林五畝餘を寄附ありしと云ふ)、此時より當寺も養儼院と稱するなるべし、

○子神社 ○地藏堂 村持下同 ○觀音堂 ○藥師堂

◎金井村〔可南爲牟良〕江戸より行程十二里、長尾郷に

屬す、家數二十二、東西六町半南北八町許〔東、飯島村、西、

小雀村、南、田谷村、北、戸塚宿〕、正元の頃は鶴岡八幡

の社領なり〔鶴岡藏、正嘉三年の文書に據る、八幡宮の條

に引用す但此文書には、村名を金目に作る、されど加奈井

と唱ふべき事は、今も大住郡金目村を、加奈井と唱ふるに

准ふべし〕、永正六年十一月故長尾右京の室幸春尼、村内

を鎌倉圓覺寺塔頭龍隱庵に寄附せり〔龍隱庵文書に據る〕

小田原北條氏割據の頃は豹徳軒知行す〔『役帳』曰、豹徳軒、

五十三貫九百文、東郡長屋金井〕、今佐橋甚右衛門知行す

○高札場 ○柏尾川 東界を流る、

○八幡宮 村の鎮守とす、村持下同 ○十二天社 ○水神社

【子神社】(ねのかみしや)バス停久保から坂道を上る途中、左の高台(八十二番地辺り)に「子神社」が祀られていたという。だが、明治十一年三島神社に合祀された。

【地藏堂】(じぞうどう)一六五六番地辺り道路より一段高い所にある。延宝三年(一六七五)最岸という僧侶によって開かれたという。地藏像と共に閻魔像も祀られているので、閻魔堂とも呼ばれている。

【觀音堂】(かんのんどう)バス停下坂から山側(現在はマンション)に入った一六一八番地辺りに祀られている。軒下に「下坂山勝福寺」の扁額がある。祀られている觀音像は鎌倉郡三十三觀音三十一番札所。本尊。

【藥師堂】(やくしどう)みずず堂を右に折れ、ガードをくぐって二つ目の道を右折すると、右側の畑の奥に「藥師堂」がある。安永二年(一七七三)、文朝なる僧侶が創建している。五〇二番地辺り。「藥師堂・地藏堂・觀音堂」共に円覚寺内の雲頂庵の持ちとされている。

【金井村】(注85)

【佐橋甚右衛門】(さはしじんうえもん)天保の頃の金井の領主、佐橋家は三河の出身であるが、寛永二年(一六二五)、佐

橋甚兵衛吉次の知行地となり、以来、吉命(よしのぶ)、佳武・佳広と次第し、明治維新に及んでいる。玉泉寺の墓域に佐橋家の劍形をした墓石がある。この墓は佳武の墓といわれている。

【高札場】(こうさつば)玉泉寺前に立てられていた。

【八幡宮】(はちまんぐう)金井町一四五〇番地の高台にあり、祭神は誉田別尊。

【十二天社】(じゅうにてんしゃ)風土記稿には十二天社とあり、明治に出された皇国地誌には「八坂神社」と記されているので、この間に十二天社と八坂神社が合祀されたか。地元では十二天社は「お天王様」を八坂神社は素戔嗚尊(すさのおのみこと)を祀っているという。八坂神社は一二二六番地辺りの高台にある。

【水神社】(すいじんしゃ)水神社としては出ていないが、民家と民家の間を上がった一三九一番地辺りに水神を祀る祠がある。地元の話では「祠」のみだったが、風化したので玉泉寺の住職に「罔象女神(みずのはめのかみ)」と書いて貰ったとか。日本書紀では「水の神」として記されている。以前は柏尾川が氾濫すると、この祠の祀られている下の道辺りまで水浸しになったという。

○子神社 ○山王社 ○稻荷社 ○諏訪社 ○神明社

○玉泉寺 寶陀山と號す、臨濟宗〔鎌倉圓覺寺末〕正觀音

〔行基作、長一尺八寸〕、を本尊とす、開山は東州〔應安五年正月五日寂す〕△鐘樓 鐘は明和四年の銘を鐫れり、

○小雀村 (略)

◎田谷村〔太也牟良〕江戸より行程十二里、長尾郷に屬

す、民戸五十四、東西七町半南北十四町許〔東、長尾臺村・南城廻村、西、小雀村、北、金井村〕、正嘉の頃は鶴岡八幡宮

の社領にして〔鶴岡藏、正嘉三年の文書に據る、八幡宮の條に引用す〕正安の頃は加世孫太郎長親地頭たり、然るに

供僧等の配當米年を逐て未進の訴あるにより同元年長親に嚴密の下知ありしかど猶不納に及ぶを以て、同三年五

月更に御教書を下され地頭の所務を停止し、直に彼供僧等に附與せらる、〔鶴岡相承院文書曰、鶴岡八幡宮寺供僧

賢淳僧都、良演律師申、相模國長尾郷田屋村内、供田、捌段大、所當米未進事、右壹分地頭加世、孫太郎長親、

年々未進之由訴申の處、可遂結解之旨、進陳狀死去畢、仍遂其節可究濟之旨、正安元年六月、被下知子息等之後、

同十月 雖 下御教書、猶不用之、去年十月以奉行人政連、宗實使者、重下御教書畢、于今延引之條難遁其咎、爰於

當社供田者、地頭背下知之時、被附下地於供僧事、有先傍例、然則於賢淳分、伍段參佰步、良演分貳段參(佰)步者、

【子神社】 不明。

【山王社】 不明。

【稻荷社】 不明。

【諏訪社】 不明。

【神明社】 不明。

【玉泉寺】 (ぎよくせんじ) 祀られている

正觀音は鎌倉郡三十三觀音の二十九番札

所本尊

【田谷村】 (注86)



停止地頭之知行所附供僧也、者依鎌倉殿仰下知如件、正安三年五月十六日陸奥守平朝臣華押、相模守平朝臣華押」

(右の読み下し文)

〔鶴岡相承院文書に曰く、鶴岡八幡宮寺供僧賢淳僧都、良演律師申す、相模國長尾郷田屋村の内、供田捌段大、所當米未進の事、右の壹分地頭加世孫太郎長親、年々未進の由を訴え申せしところ、結解を遂げるべく旨を陳状進りて死去す。仍つて其の節を遂げて究濟すべく旨、正安元年六月、子息等に下知せられし後、同十月に御教書を下されしと雖、猶用は叙されず、去年十月奉行人政連は宗實を以て使者とし、重ねて御教書を下され畢え、于に今延引の條は其咎を遁れ難く、爰に於て當社の供田は地頭が下知に背きし時、供僧の下地に附けられし事、先に傍例有り。然るに、則ち賢淳分として五段三百歩、良演分として貳段參百歩、地頭の知行を停止せし所は供僧に附けらるなりと言えれば、鎌倉殿により下知せらるること件の如し、正安三年五月十六日陸奥守平朝臣、相模守平朝臣各華押〕、

今大久保佐渡守忠保〔天正十九年五月、朝比奈又三郎真直に賜ひ、貞享の頃は子孫彦右衛門知行せしこと、貞享書上に見ゆ、後御料所となり、享保十三年九月、大久保氏に

【大久保佐渡守忠保】(おおくぼさどのかみただやす) 烏山藩主。

【朝比奈又三郎真直】(あさひなまたさぶろうさねなお) 又三郎真直は彦右衛門といい、今川義元・氏直に仕える。後武田信玄について戦功をたて、天正十年以降は徳川家康に仕えている。父、貞重は関が原の役に秀忠に従い上田城を攻め、大坂冬の陣・夏の陣でも戦功をたてている。

賜ふ)、能勢鞆負佐〔文化八年迄酒井作次郎知行なりしが、後御料となり、文政六年能勢氏に賜ふ)、等が知る所なり、文政二年大貫次右衛門光豊が新開の地〔段別一町八畝十二歩〕あれど未だ高に入らず、村東に秣場〔五段八畝廿八歩〕あり、

○高札場 ○小名 △柿ノ木 △山王下 △筑山

○林 字牛坂・山王山・龜甲山の三所にあり、〔段別總て二段五畝〕大久保氏の林なり、○柏尾川 村の良方に少く掛れり〔幅五間〕、

○御靈社 村の鎮守とす、例祭十一月十七日、熊野・稻荷を合祀す、定泉寺持、○神明宮 村持下同、○稻荷社○山王社 ○天神社 ○八幡宮 ○第六天社

○定泉寺 田谷山と號す、古義眞言宗〔武州橋樹郡鳥山村三會寺末〕本尊彌陀を置く、

○大雲庵 金龍山と號す、臨濟宗〔鎌倉圓覺寺末〕開山は興庵と云ふ、本尊薬師を安ず、○智善院 妙顯山と號す、

【高札場】 信号品川団地入口の所の四辻で千秀小学校の方へ曲る手前に旧道の一部が残されているが、その所に名主宅(二四一六番地辺り)があり、その前に高札が立てられていたという。

【牛坂】 (うしざか) 一二六三番地辺り。田谷交差点近くの「大阿一の橋」を渡った左側一帯の地名が「榎坪」で、隣接して「坪入」となり、平地から奥は高台となるが、その坂道辺りが「牛坂」。

【柿の木】 (かきのき) 不明。

【山王下】 (さんのうした) バス停山王から金井に向かって左側の山が山王山、その下辺りの地名。

【築山】 (つきやま) 田谷町一五三四番地辺り。

【山王山】 (さんのうやま) バス停山王から、金井に向かって左側の山、かつて山王大権

現を祀る日吉社が祀られていた。

【御靈社】 (ごれいしや・ごりようしや共) 祭神は鎌倉権五郎景正と伝えられる

【熊野】 (不明)

【稻荷】 (いなり) 大船ラドン温泉と田谷の洞窟の間に「茶枳尼天 だきにてん」を祀る稻荷社があるが、それを指すか？

【神明宮】 (しんめいぐう) 元は龜子山に

祀られていたというが、現在は住友電工の工場となり、面影もないようである。祭神は天照皇大神。大正十二年、御靈社に合祀された。境内に「天照皇大神」と刻まれた石碑がある。

【山王社】 (さんのうしや) 山王山に日吉山王大権現として祀られていたが大正十二年、御靈社に合祀された。境内に「日吉社」と刻まれた石碑がある。

【天神社】 (てんじんしや) 田谷交差点から旧道を原宿の方に向くと右手に赤い鳥居があり、石仏が並んでいる所が天神社で、その後の山が天神山である。一三六五番地辺り。

【八幡宮】 (はちまんぐう) バス停田谷から旧道を藤沢に向って進み、坪入一の橋を渡って左手の小高い丘の上に鳥居があるのが八幡宮である。坪入一二三八番地辺り。

【第六天社】 (だいろくてんしや) 不明。

【大雲庵】 (だいうんあん) 字堤一九六五番地にあつたが、明治以後は無住となり、本尊その他は小雀村燈明寺へ移された。だが、昭和八年、本尊薬師如来は燈明寺から再び田谷村に戻したというが、現在、本尊、薬師如来などは燈明寺に祀られている。薬師如来と共に移された十一面観音像は鎌倉郡三十三観音三十番札所の本尊。

ほっけしゅう  
**法華宗**、**鬼子母神**〔長六寸六歩運慶作〕を本尊とす、開山  
は日親なり、寺寶宝に親かみが文明二年ぶんめい(一四七〇)に書せし曼荼羅一幅まんだらいつぶくあり、

新編相模國風土記稿卷之百二終

鎌倉郡卷之三十四終

【法華宗】(ほっけしゅう) 法華經を所依とするという。①天台宗の別称。②日蓮宗の称。特に現在では本門流・陣門流・真門流の総称。(広辞苑)

【鬼子母神】(きしぼじん) 常勝寺の本尊、鬼子母神とは、千人もの子供を生んだというが、他人の子は食べてしまうので、人々は恐れおののき、お釈迦様に訴えた。そこで釈迦は鬼子母神の可愛がっていた末の子を隠してしまう。鬼子母神はわが子を捜し、釈迦の元に行き、ここで子を失った母親の悲しみを諭され、わが子を返してもらおう。以後、仏法に帰依し逆に子供を守る神になったという。